

お知らせ

(参加者 = 宮内、河村、山浦、満田、松下)

11月14日の会議 ~~で~~ 次の事項が確認されました。

1. 1990年3月20日(火) 午後6時~9時 場所は交渉中

河村氏解任に関する最高裁判決後の報告集会をおこなう。

2. この ~~会議~~ ^{集会} は、前記の判決の批判の材料を、これまで^の 救援連絡会の活動とまとめるパンフの刊行・編集会議として設定 教員 する。

3. 前記のパンフは次の方向で刊行してゆく。

a. 基本的に救援通信バックナンバーとなく。

(各参加者は手許にあるバックナンバーを、できるだけ多く集めてきてくれるようにして下さい。)

b. 各参加者は、バックナンバーの全てに眼を通す

① さらに必要と考える資料を指摘する。(特に通信発行前の時期について) ~提出

② 自分がかかわり方や、出会った問題について文章を書く。400字程度 5月末締切

c. 編集責任者を選び、刊行費用は救援資金の残りから出す。

d. できれば弁表を作成し、添付する。(原則として被処分者が作成する。)

1990年1月 教員救援連絡会

連絡先 東京都豊島区池袋1-612

ヘルメソール池袋209 宮内設計事務所

Tel. 03-984-8300

追記 3aにのべている救援通信バックナンバーのうち、今のところは連絡先

で欠けているのは 1, 4, 6, 7, 9, 11, 19, 23, 25号です。

持っておられる方は、コピーを事前に連絡先へお送り下さい。

また、各参加者で欠けている号をお知らせ下さい。集会までにはマスカリして会場でお渡しすることも可能です。

河村裁判・報告集会のお知らせ

寒中お見舞い申し上げます。河村さんの入院等もあってのびのびになっていました、一昨年暮れの最高裁判決一上告棄却一を受けての報告集会を下記の通り計画しましたので、ここにお知らせ申し上げます。

記

●日時 3月27日(火)午後6時～9時

●場所 豊島区立勤労福祉会館(別図)

●会の目的

1. 判決の報告と批判。裁判闘争の総括。
2. 「大学教員救援連絡会」の活動終結にあたっての、これまでの活動をまとめるパンフ刊行の編集会議。

このパンフの編集方針については、昨秋の会議の結果をもとにしての簡明な松下メモがありますので、以下にコピーします(すでに一部の人にはお渡ししてありますが)。

- a. 基本に「救援通信」のバックナンバーをおく(各参加者は手元にあるバックナンバーを、出来るだけそろえて集会に持って来るようにして下さい)。
- b. 各参加者がバックナンバーのすべてに目を通して、
 - イ. 必要と考える資料を指摘～提出する(特に通信発行前の時期について)。
 - ロ. 自分のかかわり方や、出会った問題について文章を書く(400字詰5枚程度)。
- c. 編集責任者をきめ、刊行費用は救援資金の残りから出す。
- d. 出来れば、年表を作成し、添付する(原則として被処分者が作成する)。

☆「救援通信」(1～27号)のバックナンバーは、ぼくの所ですべて揃いましたので、当日一定の部数をコピーして持って行きます。

☆この案内状は、とりあえず以下の方々にお送りしました。この名簿から落ちている方がおられましたらお知らせ下さい。それぞれの方からコピーして送って下さっても勿論構いませんが、その際送られた方のお名前をお知らせ頂ければ幸いです。

○案内状の送付先

小川信大 北島巳一郎 小谷孝一 国府田晃 貝原久 田宮高紀 徳永旻
松下昇 山浦元 満田正 小松崎瑞彦 有賀信勇 立花輝一 中村幸安
室田明彦 小林忠太郎 河村隆二 福田拓 豊田巳津男 五十嵐良雄
石田省三郎(敬称略)。

(案内記)

☆出席の是非を下記までお知らせ下されば幸いです。

豊島区池袋1-2-6-209 宮内康建築工房

03-984-8300

豊島区立勤労福祉会館案内図

豊島区西池袋2-37-4
TEL 980-3131(代表)



- 池袋西口より徒歩10分・南口より徒歩7分。
- お車での来館はご遠慮ください。

(.....主な徒歩経路)

山浦 裕

(190.1.2)

あけましておめでとうございます。

昨年11月の会合の後、松下さんより別紙の便りがとどけられました。会合で確認された事項が簡潔にまとめられていますので御一読下さい。

なお集会の日程については、当方の都合で3月20日ではなく、13日(火)か27日(火)にしたいと考えていますがいかがなものでしょうか。というのは、ぼくが主宰している「同時代建築研究会」(毎月第三水曜日に開かれる)に、松下さんにも上京の日程を合わせて頂いて出来るだけ参加していただいているのですが、3月の第三水曜日(21日)は丁度祭日にあたり同建が開かれないことに気付いたからなのです。というわけで3月の同建が第二か第三のどちらかの水曜日に決まり次第(早急に決めます)集会の日程を決めさせて頂こうと考えてますので、どうかよろしくお願ひします。また会場は池袋のどこかの会館をぼくの方でとっておきます。

松下さんの文にある「通信」の欠番についてですが、その後山浦さんから補充があり、いまぼくのところでの欠番は、1、4、6、7号です。

宮内記

「通信」欠番の送付ありがとうございました。
一層の御活躍を!

追記、昨夜13冊を送金しましたか届きました
でしょうか。

松下昇様

さまざまな恩恵と圧力に中ね動き、心身ともスルクに陥りながら、おた
所村氏は遂に前村長を引手取り下し、枚燃拒否を表明しぬめたと評
価いたします。これからいす。民間若輩へ報告の必要を感じたため、二月間
の江戸の穴うめを申し、卒論指導、補講——亡父の姉の面談式、そして母
の見舞いに名古屋へ。松下さんのお母り(十二回、二十八回)が気がなごりた
のです。趣意して、やると散在している資料をかきあげております。さしあたり
お伝ふお来ることを祈ります。

コピー同封

① 松下さんのお母り(十二回、二十八回)が気がなごりた
の「お知れぬし」コピーが送られて来りました。三月内は、立ちかえた時とで、戻っ
くるとは期待していません。保管しておきます。必要なら、ご連絡下さい。

② 河村さんを交えて、お話しになるが、正確さを嫌うと名乗りますが、
Q. 支援する会構成員は、私を多め、実質七名(一人以外は早大理工
当時の友人。全費、ほぼ同年代。大学関係は私のせいで、早大理工
会会費で、新聞記者)。職場で、岩組、反戦活動をして、定例的に談話

No.1

同輩を長が批判は、政治的機嫌を
にすまません。

河村さんがお母りしたまは、多分一度も、
会を離れていた人達です。河村支援と、大層関心と、各人の課題との支
差点、接点もさるごいたと言えます。④に因して、河村さんが、突然
内題を持つ「エドワ」は、授業、ボイコットも(撤回は、はななく)中止した後です。理
由は、「ボイコットは、学費や学務業務に支障を及ぼさぬため、抗議の意
志表示として選択したため、目的は達した」との返答だったと記憶しています。
何の相違もなく、結果は、待つことと、甘苦笑。やり方への批判は
大いにありましたが、とまかく、やうに、心情的なものが、伝わり、とあります。
然し、長期に及ぶ、自毛研究、各人に、解るや、河村さんが、訴訟を言いました
時は、全々反対。中三者に判断を、中た、ゆるるを、誘外だと。それ、も、本人の志
志は、かた、陶達、いた、勝ると、弁法、同の意見に、抑、や、う、小、訴訟、投
起。その、後は、ご、自、知、の、通り、見、或、外、中、各、者、権、限、認、識、解、説、撤、回、と
あります。裁判闘争とは、言え、松下さんの、如く、司法を、裁く(こ)視、点は、比、自、無
ご、う、に、か、う、学、内、の、り、り、ゆ、は、全、全、開、的、に、た、た、か、い、才、と、法、廷、の、各、方、論、者、解、説、事
件、色、の、位、に、展、開、と、の、差、異、は、大、ま、く、弁、法、同、会、議、に、出、席、し、な、い、会、費、が、統、出
し、阪、急、分、判、決、後、会、が、解、説、す、る、主、因、と、ウ、リ、マ、ス。敗、訴、に、し、て、学、内、の、批、決、も、一
変、も、学、内、外、と、も、展、望、が、無、く、な、り、加、え、て、ど、ん、な、形、で、も、い、ら、う、学、内、閣、議、帰、した、い

No.2

と云う河村さんへの批判。一壺するに大苦悶中に徹するか、or 解任撤回と
獲得目標にするか。という二者択一の水準で、相対的な激論になつた。

女。C. 私は事務局の役割を引きつらねた。河村さん批判は、調停弁
護せざるをえない立場を、時間をもっと捻出すれば、会が採決は可能と判
断はもつていました。その一先回の手紙でふたつに言います。校務連絡会設立
というゆゑです。おもしろく、つた下細く。支援する会を見つめた満員
の善意によるミミシロウが、支援する会の人々へ個々に連絡しても、白紙
一言。ついに無念の思いもニめて、ゆとりなきい解決宣言を書いたが、
す。コピー送ります。決意す報告で、会費・わたり類の多さに、私がかぶるに
うが。無職の河村さんを支えるには、これでも十分ではありませんでした。元は河
村さんにも話したことはありますが、会費・わたり類の三つ四割は、私が麻布学園
・明大でアルバイトしたぶんです（どうも内容に不応じします）。おまへは、同会費
の人達、松下さんのパナを回覧し、大苦闘する現状について語り合ふ立場を
とろえたいです。レモは、一人は、週刊新潮事件、一人は、赤坂軍道交差点事件の訴法と
送って頂いた五十山さんに用する資料を送りました。早中子。証言葉
上下。あいかとうにおりました。相模女子大元全女間の人々に送りました。

No.3

ものす——特に「あとかま」。宮内さんが松下さんのパナ類も読まず
に処分して、その件を思い出して、最初も熱心に読んで、いろいろが、お
まろく権力者側だというのが、大まか意味はありますが——世紀末的
です。(又々少寂びますが、該代同好します)。

⑤ 校務連絡バンクを、採りに、また、最近の教壇しか出て来
ません。以前のうちは、多分とした記憶から、請本しながら、その反省し
て、河村さんに再び内合されたら、「無罪なが、燃してしまつたか」とつ
かやいし、また、セウサ々、お侍下さい。

No.4
「ゆんばん」シリーズに、つりまのコメント。ほんとに、ずいぶん、ついで、
は、企画、発行して、いろいろ、二代、三。代前半の若い人達で、生徒さんや私
などのローンは、邪魔なうだ、そう、す。利甲、価値存在、なる位、選定、
最近、た、採りに、送、く、ま、た、サ、サ、サ、日付が、なく、松下さんの、
指摘、通、り、アド、バイ、ス、し、て、あ、ま、ま、た、私、は、自、ら、の、ベ、ス、で、個人通信
を、送、り、ま、す。と、ころ、で、サ、オ、ウ、に、引、用、す、る、ま、く、せ、め、て、校、務、理、え
から、註、の、最、後、ま、掲載、し、て、ま、ら、な、た、の、で、す、か——で、ない、と、武、蔵、校

河村さん批判は、調停弁護せざるをえない立場を、時間をもっと捻出すれば、会が採決は可能と判断はもつていました。その一先回の手紙でふたつに言います。校務連絡会設立というゆゑです。おもしろく、つた下細く。支援する会を見つめた満員の善意によるミミシロウが、支援する会の人々へ個々に連絡しても、白紙一言。ついに無念の思いもニめて、ゆとりなきい解決宣言を書いたが、す。コピー送ります。決意す報告で、会費・わたり類の多さに、私がかぶるにうが。無職の河村さんを支えるには、これでも十分ではありませんでした。元は河村さんにも話したことはありますが、会費・わたり類の三つ四割は、私が麻布学園・明大でアルバイトしたぶんです（どうも内容に不応じします）。おまへは、同会費の人達、松下さんのパナを回覧し、大苦闘する現状について語り合ふ立場をとろえたいです。レモは、一人は、週刊新潮事件、一人は、赤坂軍道交差点事件の訴法と送って頂いた五十山さんに用する資料を送りました。早中子。証言葉上下。あいかとうにおりました。相模女子大元全女間の人々に送りました。

術論を知らずい人にはゆがみがある。二階橋の分析については、松下
んの解説の通りです。武蔵校同校生に「法則」の代りに事件をゆがめ
る「法則性」を述べました。一歴史的に全校同の水準を解明し分析
しつゝためと見られます。「法則」を把握出来なかつた「原本人」も
「法則性」に逆らふゆがみは、校同への入手は可能だつた……。その限りに
おいて多様な規定ですが、絶対的多全性を前提とする対象については
適用不可だまと思ふたものと、且つ子力学では、ミクロ「法則」と表現し
ていますが、内実はあくまでも「確率統計的」法則でありしかたミクロ現象
からマクロ現象への移行過程も明らになつてゐる。校同理論未確立の
次では、マクロ「法則」に比すれば「法則性」のレベルと一言えさしゆがみ
「試行が次の段階へ移行した後」試行として決定時であつた瞬間がゆがみ
「正」が多い」といふ松下さんの洞見は、原校の番号にピタリとあはまり
ます。——二階橋はな。

No.5

松下さんの批評兼や概念集(ストウキウ)をめぐりて改名した菅谷規矩雄マ
んの死と記事が二階朝日新聞に載つてゐました。時局はすやを否やニ
んりく怪怖です。あと数年生きてゆがみか、折年を迎えよたひに考
えつてまいります。今年もいろいろ物事を示下す。

(追伸) 二年と叫び出し生で若年と人か、一九九〇。一、四 山浦 元
校中書生を教えます。久しかりに原校の番号です。海を渡るすせいの内書なを、松下さんにも二階合したく

コピー用紙は、二階朝日新聞と見出し、菅谷がわかれば、

松下昇様

一回付手紙 ⑤ 塚につくし 追記します。
今の段階で次のようが出来てきました。
9. 11. 13. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 22. 23. 24. 25. 26. 27.
の様に処理。 二六のイイコピーも次

① 宮内さんへ 9. 11. 19. 23. 25. も送付し、また私の欠乏する宮内
さん所有分の品々を(出来次第)送って下さるよう依頼。塚に初期の
ものを送って下さいたいため。
② 一八夜 再度河村さんにお問い合わせ下さい。やはりほとんど破
壊済み(まだ整理していない)こととを述べ、近く倉庫を五十八坪を
回覧して、私の所有品を保管するにしました。
③ 松下さんへも(20. 21. は有る)を一回同封します(十一三。河村手紙の資料が不
に留まらず、おくり、欠乏が多いと批答ししました)。

なお、神考資料として、河村園事務所を中核として、河村さん
直情が吐露されたものも参考になります(秋葉も是非)。バンダイ
バーナードも含め、又お知らせします。一二九、二回らうの裁判がまります。
一九八〇・一九八一年 山浦 元

* 1971年未だ、比川達也の文章に如可子愛敬評してあげて
 批評した。ところが、山浦文心、岡田と中野又し、大友知水等が、如可
 子に、手紙のやり取りで、その態度を知らされた、お送りするのと、如可子
 が手紙を、やはりお送りした。分断の憂念は、〈文学〉と〈経営〉
 の双方の情状の交代は、交遊して、お送りした。

また、お手紙に言及して、お送りした。菅谷理雄は、比川文の友人
 として、お送りした。お送りした。比川文は、お送りした。お送りした。
 菅谷文の送り、菅谷文の文法を、お送りした。お送りした。お送りした。
 可能性は、お送りした。具体的経過は、お送りした。お送りした。お送りした。
 (知可子、菅谷文の「文学」の現況、お送りした。お送りした。お送りした。
 お送りした。お送りした。お送りした。お送りした。お送りした。お送りした。
 お送りした。お送りした。お送りした。お送りした。お送りした。お送りした。)

(お送りした)

* 菅谷文ASPTが、地下倉庫に、お送りした。お送りした。お送りした。お送りした。
 お送りした。お送りした。お送りした。お送りした。お送りした。お送りした。
 お送りした。お送りした。お送りした。お送りした。お送りした。お送りした。

* 3月中旬、集會にお送りした。お送りした。お送りした。お送りした。
 お送りした。お送りした。お送りした。お送りした。お送りした。お送りした。
 お送りした。お送りした。お送りした。お送りした。お送りした。お送りした。

(お送りした) (お送りした) (お送りした) (お送りした) (お送りした) (お送りした)

90. 1. 11 松本 昇

山浦元彦

11月の手紙を投函してまじくと、山浦さんからの9月の
お手紙がっついてきました。

(何となく持ってきてくれた。)

救援通信のバックナンバーが、お寺の蔵書でコピーして送りました。
手紙にはありがとうございますと書いてあります。紙体のイメージも明らかに書いてあります。

(これは原文のコピー)

(5-15期正、お寺蔵書として)

研究資料として、お寺の蔵書に河野、岡本、佐藤、藤田(の重厚手紙)と

歌集(ていねい河野の自評、紙の厚さを43)

お寺にコピー

お寺蔵書とさせていただきます。(お寺蔵書とさせていただきます)

すでに発行済みですが、残部がまだ

お寺蔵書として

76.6.20日の山浦さんの解体宣言を重厚さんが、お寺蔵書としてコピーしました。

新報の経緯(お寺蔵書「解体」?)のテーマを、山浦さんのお寺蔵書として

文章に載せたいと書いてあります

目次削除

お寺蔵書として

お寺蔵書として、お寺蔵書として

(お寺蔵書として)

お寺蔵書として

①「救援」174 < 11.10 河野 > の文章 (お寺蔵書として) 12.10 倉内 < 小林 > の文章 (お寺蔵書として)

②「80?2」 河野研究家達研究の(お寺蔵書) (文章は42はお寺蔵書として) (お寺蔵書として) (お寺蔵書として)

③ 同時期資料 73.9 山下「お寺蔵書」(お寺蔵書) 73.23 山下 (お寺蔵書として)

お寺蔵書として、お寺蔵書として、お寺蔵書として、お寺蔵書として

お寺蔵書として

(今日の夕方には両面用紙に印刷済み)

移転通告

14
27

↑
の予定が変更となり訂正したものを同封します。

印刷の際には必ず「原本」に
した方がよいと思っております。ご不明な
点は、お気軽に補遺資料のコーナー
までご連絡ください。

なお、五月三日の会通信のバックナンバーも、

15, 16, 17, 18, 19, 24号は、関連資料として

おくりたいと思います。送ります。

他の号も、お送りいたします。

90.1.13

松下 昇

前橋地裁の原告不適格「判決」を

批判する

原告 山浦元

一月十八日、経費節約のため、東北本線を乗り継いで青森に到る十五時間の車内で、原子力関連法、訴状、国側答弁書を通覧してみた。概念的にも現実的にも「原子力平和利用」の虚構性が明らかにされてしまった以上、平和目的・安全の確保・民主的運営・自主・公開などの空疎な語句を連ねた原子力基本法も、これにもとづく原子炉等規制法も存在自体が違憲なのである。にもかかわらず、二十一名もの国側の法律家達は、これら過去の遺物から加工施設周辺住民の個別的利益保護規定の欠如らしきものを恣意的に読みとり、例によって原告不適格説を持ち出している。死文の行間を利用して原告排除を謀る彼等に

怒りと惨めさを覚えつつ深夜青森駅に着いたのだが、故意か偶然か——状況の必然性から前者か——実は司法権力も同水準であることを、翌一・一九付東奥日報の小さな記事が教えてくれた。

「ごみ処理場行政訴訟、許可取り消し請求を却下——群馬県吾妻郡東村で営業中の産業廃棄物最終処分場をめぐり、周辺住民七百二十二人が群馬県を相手に営業許可処分の取り消しを求めた行政訴訟の判決が十日午後、前橋地裁であり、清水裁判長は、廃棄物処理法には、周辺住民の個人的利益を直接保護する目的はない、と判断。住民には許可処分の取り消しを求める法律上の利益がなく、

このような判決をもたらす廃棄物処理法も違憲存在である。行政も産業も「一般の公益」と「住民の個別的利益」を背反させ、後者を可能な限り疎外することによって辛うじて成り立つており、廃棄物処理法や原子炉等規制法は——おそらく既存の法体系総体が、運用する専門家群を含めて——これと見合った在り方をしているのである。住民の個別的安全性を捨象した公共の安全性などあるわけがない。自然破壊、生態系破壊を戦争概念に包摂せざるを得ない状況下で、既成科学技術は安全性の課題に対応不能と指摘したが(九・二九付、山浦陳述書の註②)、この課題は法的にも不可視な位置にあった!法(律)は私達から隔絶しており、私達と国家、産業とを対等に扱わない扱えない原理と構造にもとづいて操作されているのである。フィ

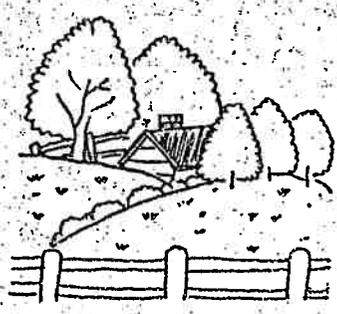
行政訴訟法の原告適格を欠く、と訴えを却下。施設の安全性などについては判断しなかった」というもので、ごみ処理場設置をめぐるとラブルで住民が行政の許可取り消しを求めた全国初の訴訟とのことである。ウラン濃縮訴訟での、原子炉等規制法一条・一四条の解釈に基づく国側の論法・主張と寸分違わない驚くべき判例が残されたことになる。全国で苦悩し、たたかっている人々にとって想像以上に厳しい桎梏となりうる。

東村周辺住民は、処理施設の安全性という(擬似)核心に迫ることなく門前払いに会った。あなた方は法的になんの資格も持たず公平な裁判を受ける権利はないと宣告されたに等しい。

クシヨンならここで「仕事人」の出番だろうが、私達は言葉を失わず、東村周辺住民の人達と共に、これに乗りに乗る原理・方法を考えていきたい。わが原告側弁護団による徹底した答弁書批判の正当性を全面的に認めた上で、安全性をとらえる視点は、現代科学技術と現行法の地平をこえたところにあることを前橋地裁判決は示唆していると受けとめたい。

(註)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、放射性廃棄物以外の廃棄物を対象としている。

1990.1.27



山崎 元 稿

1. 29日のお手紙と、たぐさの資料を返り、とるに決まされた。

1. 小林さんに手紙をいれて、とうとううさぎはとるに決まると思っています。

また、我々が検討していた会議と、たぐさの水準をいふ、今日までには

引渡した資料がある、たぐさの資料は、提案する「たぐさ」^{たぐさ} ^{こと自体は} 大まか意味

がある、と思えます。

↑
(刊行準備はとる?)

また、これは小林さんに限らず、宮内さん、河野さん、支援にかがの、夫全さんの、

色々さん私にたいして必要のことです、ついでに、重要と示唆を感謝します。

たぐさのこと

2. 群馬地裁判決に、大へんすくした本来の文、参考にしました。

私の、とるには、情況の本質を示す「技術」説の意見～引用として。

パワに掲載したことと、対応しやすくなる、その場合、私の手で、同様の

方法で返す、また、群馬の報告の方と、何となく連絡をとって、

この文章、青森から、ついで、東京から、たぐさの資料を、たぐさの資料

群馬県の看護士会からの「たぐさ」
「たぐさ」の10冊ほど

5. 47. 14

3. S. 49. 4. 4の「看護士会理事長」の文章の中、河野さんの提案は、10冊

2回目で、1回目はS. 45. 5. 19で、ある、と、記述をしておきました。

1回目には、この「たぐさ」、期間中と、おぼろげに、宣言文章と、たぐさの資料

お返す予定です。

4. 満田さんへ 御返事には 大変 感謝 申して、非常 勤 講師 の 業務 に 対応 出来 ない こと まで なら ない こと 以前 に 本人 に 言 えて、
 今 更 なる 努力 等 と (苦) 笑 いて 話 せ たい こと があり たい こと だ と思います。

5. 是 日 京 大 の 中 心 部 門 長 官 へ 申 入 った こと により、
 今 更 なる 努力 等 と (苦) 笑 いて 話 せ たい こと があり たい こと だ と思います。
 当 局 用 の 広 報 等 不 明 確 な 場 合
 に 多 岐 不 明 確 な 場 合

と 同じ 旨 の マ ス ク リ ン 付

6. 今 更 なる 努力 等 と (苦) 笑 いて 話 せ たい こと があり たい こと だ と思います。
 今 更 なる 努力 等 と (苦) 笑 いて 話 せ たい こと があり たい こと だ と思います。
 今 更 なる 努力 等 と (苦) 笑 いて 話 せ たい こと があり たい こと だ と思います。
 今 更 なる 努力 等 と (苦) 笑 いて 話 せ たい こと があり たい こと だ と思います。

7. 2 月 2 日 は、松 下 夫 人 が 誕 生 した 20 周 年 だ と思います。松 下 夫 人 の 誕 生 日
 の 日 に 設 定 した 日 は 専 断 委 員 長 へ 申 入 った こと により、
 昨 日 在 席 した、概念 集 I (文 学) の コ ー ス 講 義 中 松 下 夫 人 へ 追 悼 文 書 送 りました。
 (此 川 氏 の 文 学 へ の 執 著 の 反 映 等 について は、ご 覧 願 い ですか？ 大 へ 心 子 合 意 等 あり ます、
 編 者 の 方 向 性 等 へ 山 浦 氏 の 提 議 等 あり ます、
 今 更 なる 努力 等 と (苦) 笑 いて 話 せ たい こと があり たい こと だ と思います。)

'90、2、2 松 下 昇

追 記 — 追 悼 文 書 送 りました。2 月 中 旬 に 御 返 事 申 入 った こと により、
 今 更 なる 努力 等 と (苦) 笑 いて 話 せ たい こと があり たい こと だ と思います。
 (大 へ 心 子 合 意 等 あり ます)

松下昇様

→河村さんを通じてきつと早く田を留め
おくべきだと。

二二付のお手紙および五月三日の全通信の追加分ありかとうご存じです。河村さんで未整理の附大な資料群を半日がかりでかき取りしめ伊しものたすを家へ運んで来りました。それこそ、鏡ヶ上やると一ナートンをはるかにえます。焼却したのもあり心配してました。幸い、同年との往復書簡類から主要な原書は法地珠明用と推測しています。河村さんにどうして掲載した一文五年ほど隔りと二三年ないなあという返事。二本から、時間をやめて調べますが、入手ニ希望のものにはご連絡下さいお楽しみします。他点もしほりゆきよいところを資料等は出来ないと書簡類のみを前にしてクメ息をついてります。今一回はさしあがりおたすねについ。

(一)四五・五二九の件は、陸奥ホイブトではなく、安保ケテモに参照するための休講(二二)で、特に問題になつた少くはないと本人が語っていました。ほつて

立書文等はありません。それにして大昔仰はよく調べようね。
⑤ 満田さんの子になる文士等はニ輪類の二見つかりました(二二)。
しかも「肝心」の二見についで、河村さんで記憶していない様に残念です。
もう一度調べます。

No.1

(三) 二前橋判決についでコメント。ほんとはありがとうご存じです。これは批判文を書いた後、石田さんに群馬の連絡先を向い合ませたりするの、ニ多忙の甲斐かまだ返事も戻りませんでした。他の方法はあえていません。彦彦書物処の向題とは(竹中さんで未知くさんのピウ敷りを今あげ私達が直面していることは竹中と同じ河面をめぐりめぐりしる)短と報道された地域の事業者に端々にあかゆれます。ゆいなら、詳細に見ることで、肉づつたよりよい分野でも、自らの課題として多くとめ考之致く寄るを「松下さんかくりつてもさんでいます。去年、群馬で北川反批評し切エナを説き返しなから致にはのべられたのは、やはり、情児への発言でした。新潮三月号は、辻井ま本対談で、エゴロジイ向題に少くもいますか(二二)」。吉本氏は思想や経験から技術論を排除することを、松下さんと村田氏に思ふも困難で、現実的な課題も回避しています。そして、その言葉の借りれば、吉本氏も北川の「当面するテーマの把握と展開」を、新たな存在の表現があらうと、この「テーマ自体を放棄し逃げたい(北川の自身認め)」の、そのくせ、沈黙出来ずい位置に居るとの錯覚から発言する少くも、必然的に、たにかつて、人達への中傷しか出て来ないように思われます。二本を、思ひ返るべきの選歴の此の典型というよりは、酷いか、あり靴の主客対談は、もう読んだくありません。一九九の二二五

No.2

山浦元

げんこくだんしお4号(90.3)

第二原発裁判傍聴記

原告 山浦 元

東海第二原発原子炉設置許可処分を取り消しを求め、第十六回控訴審公判が、去る十二月十三日東京高裁で行なわれた。控訴審を通じて原告側弁護団は、日常的に生じている数々の事故の緻密な分析に基づいて、専門の技術者・学者を凌駕する見事な事故論を展開して来た。前々回(五・一五)は、第二のTMI炉心溶融事故に到りかねなかつた福島第二原発三号炉の再循環ポンプ破損事故と浜岡一号炉の応力腐食割れ事故の解析、前回(九・六)では、浜岡一号炉と米ラサール二号炉の再循環ポンプ二台停止事故をもとに、沸騰水型原子炉の泣き所と言える再循環系の故障・誤動作が、スクラムの僅か数秒の遅れ

で容易に核暴走を引き起す危険性が詳細に論じられた。―地道な審理過程の蓄積は、判決の如何によらず残り引き継がれ生かされてゆくに違いない。そして実質的に最終弁論と云うてよい今回は、原子炉等規制法二四条一項四号にかかわる安全審査事項を原子炉施設の「基本(的)設計(方針)」に限定解釈して国側の許可処分を承認した一審判決批判。司法の任務を引き受けている専門家達は、権力から最も遠距離にいる人間の位置から法の構造を分析するといふ原則を持つべきである。ことは法解釈にとどまらない。「基本設計」は仮説の段階に過ぎない。技術は実践概念であり、具体的な生産工程を捨象して安

全性を語れるわけがない。原子炉の設計や施工に携わつて来た技術者達の生々しい告発をもとに、事故の発生を不可避とする深刻な現場の実態が法廷で浮き彫りにされた。たとえば、原子炉圧力容器の設計は、熱・水・配管・自重・地震等に関する複雑な応力計算を含む詳細解析を要するが、製品納期の制約上、設計過程と機械的荷重計算に限定された製造過程とが同時進行している事実。双方に違いが生じててもコストの制約もあり多くの場合虚偽の数値合わせが行なわれるが、公的審査機構には検算能力が全く欠如していること。配管溶接・配管取付・検査方法の杜撰さ―工法自体の誤りに加えて、施

海東 — 発告の制擬

工定期点検が幾層にも渉る請負関係の末端に委ねられていた事に由来する。作業員の人達は、現場体制の不備・劣悪な労働環境・低技術水準・低賃金という条件下で、生命・健康の危険にさらされながら苛酷な作業を強いられているのである。疎外された労働の極限ではないのか。現場関係者に甚だしい侵害をもたらす放射性物質を生成し、巨大かつ複雑な原発の急速な拡充だけをひたすら追求している我国の政治、経済および社会構造が、こうした現実を生み出したのだと原告側は指摘する。現場の惨状を前提に、安全性審査の対象は詳細設計（具体的設計）

、施工、運転、保守、定期点検のすべてを含めるべしとする原告側の主張は当然である——技術規定からしても。さらに、作業員の被曝、環境汚染、原子炉の解体を含む核廃棄物処理を付加すれば審査機構は解体する。二・二一、科学技術庁は低レベル廃棄物処分施設の一次審査を終え、「安全上問題ない」として原子力委員会、原子力安全委員会に諮問した。審査対象、審査事項は何か。産業廃棄物処理場の安全性を問う群馬県東村周辺住民が、司法の壁に阻まれていた事を『げんこくだん』第三号で報告した。私達とは対象も当該法も異なるが、現代科学技術文明の残滓にかかわる点で通底しており、原子炉等規制法について原子炉施設周辺住民個々人の利益保護

を認めた水戸地裁の判例（ウラン濃縮訴訟原告側準備書面（一）十八〜二〇頁）等を媒介して共闘の方法を模索している。東村の方々が法の門を潜りえたととき出会う光景は私達と同じであるにちがいない。

（註）原子炉設置許可基準の一つで「原子炉施設的位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む）核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。」

山浦 元 様

2/15日のお手紙と資料が来たことがわかりました。

そのうち本一に書き添えます。

資料の整理と資料の作成、大変にご苦労なさいました。これから
大人数での作業をやり取りし、協力いたします。

資料集への掲載と一方向で、あまりスケジュールに急ぎすぎず、

① 日付順に整理いたします。

②

→ そのうち本一に

② そのうち、また別のリストを作成いたします。

公開・閲覧可能な

状態にしていきます。

ごめんなさい。ご迷惑に少しおかけしますが、ご容赦ください。

その過程で、ご迷惑をおかけして、ごめんなさい。資料集への掲載と一方向で、
本会、とり、別の視点から、把握し、ご報告いたします。

3/27には、その甲府報告をしようとして、パワポの構成と参加者で
討論するなどの参考にしようとするが、ご希望することであり、山浦さん
に相談しようと思っております。

宮内さんには、2/22日の手紙を出しているのと、コピーを同封して
おきます。

各書面への大へんき活動のあつては、資料ととりかへておられるのには、
 すでに加添するおぼろげに申し送りがある、そのおぼろげな資料と
 おとししている間は、このおぼろげのついでに、おぼろげに申し送りしておきます。
 3、27までで、おぼろげから、おぼろげに申し送りしておきます。
 (1) 河野我利我利、資料集、大へんき活動、後におぼろげに
 おぼろげに ~~おぼろげ~~ の発行時期をおぼろげに申し送りしておきます。
 (おぼろげ集) 冊数 各集におぼろげ
 173.11と記入あり
 おぼろげ集 174.5
 発行のおぼろげの人 (山浦さんを中心としておぼろげに
 おぼろげに)

(2) おぼろげ 1、2、3集のおぼろげの資料とおぼろげに申し送りしておきます。おぼろげに表現しておきます。
 (3) おぼろげ集 11ページにおぼろげに申し送りしておきます。
 「おぼろげに全書先達のおぼろげに申し送りして」と、おぼろげに自己批判？したおぼろげ
 「おぼろげにおぼろげ集のおぼろげに申し送りして」と、おぼろげに申し送りしておきます。
 おぼろげに申し送りして「資料集、おぼろげに申し送りして」と、おぼろげに申し送りしておきます。
 (おぼろげ集) (おぼろげ集) 169頁に「おぼろげ集」のおぼろげに申し送りしておきます。
 おぼろげの場合(おぼろげ集) 冊数とおぼろげ集のおぼろげに申し送りしておきます。168→169に記入し、
 おぼろげの資料？ 170に、おぼろげに申し送りしておきます。おぼろげに申し送りしておきます。
 おぼろげに申し送りして、おぼろげに申し送りして、おぼろげに申し送りしておきます。
 おぼろげに申し送りして、おぼろげに申し送りして、おぼろげに申し送りしておきます。

90.3.1 松田 昇

宮内 康 様

3.27 報告集会へお送りし、ありがとうございました。

出席者のご多忙の中で、いろいろお手紙とか、感謝していただき、
いろいろお礼を記すと、

1. 小環とくや日大工学の同級生にもご連絡をとり、

その方の位置から宮内、河野両氏の論文を拝見し、

大変お見事と、大層とうとう必要かと思っております。

パワプロの執筆も、

2. 取扱説明の1, 4, 6, 7号の4冊にありませぬ。

コピーをお送りしてあげます。

3. パワプロ刊行の準備作業中に、資料を準備して送って

いただいた際、'株' / '発行' の宮内紹介自伝撤回行動委員会

に於て資料集 ~~100/100~~ を入手しました。(コピー用紙) File & Information
のコーナー

掲載のかりと印、たの何と名前でいいか? 知の表現に同意を下さる

いただいたことにお礼を述べたいので、少しお礼をお知らせいたします。

では、3.27 夕方にお会いするのを楽しみにして

190. 2. 22 松下 昇

山浦 元 様

早速の件で、前合の手紙が、3月27日の前日の3月26日の
お返事が来ました。御返事の内容は資料を付して頂いたので
と返事が来たので、ありがとうございます。(返信は、又油が下回りの助かりです。)

また、お返事で頂いた資料を、数量感の総括に付して返
答させていただきます。よろしくご教示いたします。

3月28日、~~前日~~新宿の桜葉会館にて、用件を済ませ
ました。急ぎで、行くつもりです。

また、神戶新南で三輪妙子さんの文章をよめたので、これ
を同封します。(朝日2月22日のコラム一丁付。)

この辺り知識を十分には持っていないので、たまたま反省して
います。他に、山に資料が返りましたら、ご教示下さい。

90.3.14 山下 昇

- 1.
- ① 258(33) 8.2 就労精算 東京高裁判決 (別冊ジエリス)
 - ② 267(44) 5.1 内東学院職掌 乙4
 - ③ 12. 青雲寮問題についての経過 (議) 乙14
 - 268(43)
 - ④ 6.9 10年の争い (内大教組)
 - ⑤ 8.7 内東学院大学の学生諸君 (4号会報) 乙16 英開会議との経緯文書
 - ⑥ 9.14 内東学院大学の争い (毎日新聞)
 - ⑦ 12.25 組合員への身分に関する協定 (内大, 教組) 甲52, 乙162
 - 269(44)
 - ⑧ 2.7 8項目要求, 2.7 回答書 (全文, 4教授会) 甲53
 - ⑨ 4.22 二つの大学の争いについて (全学教授会)
 - ⑩ 4.24 海へ逃げた再入試 (東京新聞) 乙17
 - ⑪ 6.2 工学部見解書 (工教協会) 二つの工学部への対応について
 - ⑫ 7.2 あじと全学先達の教員と求む (経営学協研究会, 同本正) 甲54
 - ⑬ 9.10 大規模7号 (内東学院同会) 乙22. 大学争い特号
 - ⑭ 9.14 専任5校減らさず... 大学以後の争い (毎日新聞) 乙18
 - ⑮ 9.14 専任5校減らさず... 大学以後の争い (朝日新聞) 乙19
 - ⑯ 9.29 1号館内の被害状況写真 (専任5校減らさず) 乙71, 32枚 9.29 専任5校減らさず
 - ⑰ 9.29 要請文, 回答書 (臨時学生大会議長, 3学部長) 乙21, 10/24 解除
 - ⑱ 10.2 当面の緊急事態の処理方針 (同本代行) 乙25
 - ⑲ 10.3 非暴力宣言 (内大, 同本代行) 乙25, 非暴力宣言について学生諸君に訴える
 - ⑳ 10.3 要請書 (六浦中高→教授会) 乙22, 秩序回復
 - ㉑ 10.15 公開質問状 (臨時学生大会議長) 乙23, → 同本代行, 全学教授会
 - ㉒ 10.23 公開質問状回答 (全学教授会, 同本代行) 乙24
 - ㉓ 11.10 再入試-5月後の自己批判と問題提起 (同本代行)
 - ㉔ 12.31 3R同盟共同宣言第2号

- 2.
- 270(45)
 - ㉕ 5.22 全学の学生, 教職員へ (同本学長) 乙76
 - ㉖ 6. 存在 (建築学科学会, 乙55), 両所化された非暴力宣言の意味が示さ (R.K 助教授)
 - ㉗ 7.1 大学ニース1号, 乙205 「大学ニース」 発刊にあたって (同本学長)
 - ㉘ 7.25 大学新聞179号, 神学部の行為不明問題 (河村)
 - ㉙ 8.1 70年代階級闘争と革命の70年代 (全学助学委員会事務局)
 - ㉚ 11.12 11.11の学生集会の全経緯について (同本学長) → 学生, 教職員
 - ㉛ 11.25 自己批判及び評議会特別小委員会報告書と私の意見の差について (同本学長)
 - ㉜ 11.30 組合執行部の取扱いについて回答は二つあり (同本学長→教組)
 - ㉝ 12.7 学生自治会選挙規約, 乙38
 - 271(46)
 - ㉞ 1.11 54年度学生自治会正副会長選挙に関する規約, 乙39号文
 - ㉟ 1.26 公開質問状 (全学自治会→全学教授会) 乙40. 全文を批判
 - ㊱ 2.5 大学ニース6号, 乙43. 自治会再建を促す動き
 - ㊲ 2.26 自己批判要請書 (自治会再建→全学教授会)
 - ㊳ 3.26 大学ニース7号, 乙68. 在任1年とありあての経緯 (同本学長)
 - ㊴ 4.19 二つの最新情報「学長補選会議」録 (学生自治会) 甲55
 - ㊵ 4.28 抗議文 (体育部連合会→全教授) 乙29
 - ㊶ 4.28 抗議文 (白根自治会長→大道学長, 教授会) 乙28, 全共同批判
 - ㊷ 5.27 公示 (大道学長) 乙42, 白根自治会承認
 - ㊸ 5.28 大学ニース8号, 乙44, 大衆団体の要求と回答
 - ㊹ 6.16 要請書 (理工科有志→大道学長) 乙21, 森脇の処分

- 3.
- ㊺ 6.16 要請書 (理工科有志→大道学長) 乙30. ヤバウト規制
 - ㊻ 6.16 要請書 (自治会長白根→全学教授会) 乙27. 暴力学生の処置
 - ㊼ 6.25 5月3日の会通信6号
 - ㊽ 6.28 大学ニース9号, 乙32. 学内状況についての経過報告 (大道学長)
 - ㊾ 7.6 5月3日の会通信7号. 理大からの報告 (宮内)
 - ㊿ 9.18 5月3日の会通信8号.
 - ㊽㉑ 9.25 公開質問状 (白根自治会長→加藤理事長) 乙219. 授業料値上げ
 - ㊽㉒ 9.28 大学ニース10号, 乙213
 - ㊽㉓ 9.30 公開質問状への回答 (加藤理事長→白根自治会長) 乙215
 - ㊽㉔ 10.28 大学ニース11号, 乙216
 - ㊽㉕ 11.10 54年度講義三担当について (工学部学務課→満田), 担当依頼
 - ㊽㉖ 11.19 緊急学長表明 (大道学長) 乙46. 森脇批判
 - ㊽㉗ 11.19 54.11.19 不道16号線状文書7枚 (事務次長 倉本 撮影) 乙50
 - ㊽㉘ 11.20 機動隊を不意打ち. 逮捕の人は即釈放 (朝日新聞) 乙73
 - ㊽㉙ 11.22 大学同趣居たの住民への対応 (大道学長) 乙48
 - ㊽㉚ 11.22 全学教授会にさしこむ訴え (大道学長→教職員) 乙47
 - ㊽㉛ 11.23 学長見解 (大道学長→教員) 乙52. 休講措置
 - ㊽㉜ 11.24 処分保留の再釈放 内東学院大の助教 (朝日新聞) 乙74
 - ㊽㉝ 11.24 一部暴力集団によるバリエーションについて全学に訴える (大道学長) 乙51
 - ㊽㉞ 11.25 学長 暫く休講を継続する措置について (大道学長) 乙53

- 4.
- ㊽㉟ 12.1 11.17-18の事態を中心にした事実経過 (大道学長) 乙55
 - ㊽㊱ 12.5 一見教員の内閣を提案 (同本正) 甲57
 - ㊽㊲ 12.6 12.6 授業再開に当たって学生諸君に訴える (大道学長) 乙54
 - ㊽㊳ 12.12 新入生からの学費改訂について (理事会) 乙217
 - ㊽㊴ 12.17 講義三担当について (学務課→満田) 甲61, 再依頼
 - ㊽㊵ 12.20 大学ニース12号, 乙64号文
 - ㊽㊶ 12.21 文芸の秋→大道学長, 乙55
 - 272(47)
 - ㊽㊷ 1.1 迫り来る危機に直面して全学に訴える (文学部 同本正) 乙206
 - ㊽㊸ 1.6 1.1付同本正教授の「訴え」に対する大学執行部の見解 (大道学長) 甲58
 - ㊽㊹ 1.8 声明 (4教授会) 乙77. 暴力批判
 - ㊽㊺ 1.8 新年に当たって全学の教職員および学生諸君に訴える (4教授会) 甲59
 - ㊽㊻ 1.10 講義内容提出依頼 (女子大→満田) 甲62.
 - ㊽㊼ 1.10 全学教授会「実行委員会」活動中間報告 甲60
 - ㊽㊽ 1.12 新年に当たって全学の教職員および学生諸君に訴える (大道学長) 甲59
 - ㊽㊾ 1.18 「学内立入禁止」の措置について (同本代行) 乙78
 - ㊽㊿ 1.18 押収した田舎貸付書 (全文→同本代行) 乙61. 4ヶ年. ハルマ. 乙乙乙乙
 - ㊽㉑ 1.22 決議. 不設けをめぐって当面の緊急処置要綱 (全学教授会) 甲1. 同本代行提案
 - ㊽㉒ 1.22 全学教授会議事録, 甲33.
 - ㊽㉓ 1.24 学内民主主義の破壊に反対. 1.22全学教授会決議を再掲 (大学取組委員会) 乙83
 - ㊽㉔ 1.25 緊急事態に反対の処置について (代議科会) 甲74. 森脇. 石島. 除籍と名義... 処分

- 85 1.26 工学部緊急臨時総会議事録. 甲35. 森脇・石島 除籍.
- 86 1.26 全学教員会議事録. 甲36
- 87 1.28 何故除籍処分は此方印54012に於てなすか (同本学長). 乙93
- 88 1.28 公示 (同本学長). 乙102. 授業中の手紙. 流石.
- 89 1.29 関東学院大学へ全就職学生への手紙 (河村). 甲2. 授業ボイコットの宣言.
- 90 1.29 授業ボイコットの通知 (河村→同本学長). 甲3, 乙123
- 91 1.29 (河村→高津工学部長, 内谷文化). 甲4, 乙124
- 92 1.31 公示 (同本学長). 乙103. 不法行為に付いて
- 93 2.4 アピール No.2 (同本学長 勤講師用)
- 94 2.4 全学教員会関係に付いて (同本学長). 甲64
- 95 2.9 工学部教員会議事録. 甲37. 甲35.
- 96 2.9 本学への謝罪状 (高津工学部長→河村) 甲5, 乙125
- 97 2.11 本学への謝罪状 (河村→工学部長, 教員会) 甲6, 乙126
- 98 2.14 工学部教員会議事録. 甲46. 河村. 満田に付いて.
- 99 2.14 (株) P38. 河村の件. 工学部長→河村
- 100 2.15 河村院二助教授の警告の処分について (高津工学部長→同本学長). 甲9, 乙128
- 101 2.17 河村院二助教授の警告の処分について (高津, 教員会, 同本学長→河村) 甲8, 乙126
- 102 2.19 公示 (同本学長). 乙104. 除籍学生入籍禁止
- 103 2.21 授業ボイコットの通知 (河村→同本学長, 高津工学部長, 工教授会). 甲9, 乙130
- 104 2.22 河村院二助教授の2.21付付中心入小に對する私見解決方とては \leq 是れに \leq 満田 \leq 有答の原状に \leq (同本学長→河村). 甲10, 乙131.

- 105 2.23 工学部教員会議事録. 甲39. 甲47. 河村. 満田に付いて.
- 106 2.24 通知 (同本学長→満田). 甲63. 547年度不採用
- 107 2.24 単位認定根拠通知 (内谷文化→河村).
- 108 2.28 2.20付同本学長文化 (学内週報)
- 109 3.1 5月3日の全通信 9号
- 110 3.2 2.22付同本学長への返信 (河村→同本学長) 甲11, 乙132
- 111 3.3 3.2付河村文書への返信 (同本学長→河村) 甲12, 乙133
- 112 3.3 評定資料提出依頼 (高津工学部長→河村)
- 113 3.3 成績提出に付いて (河村→内谷, 飯尾)
- 114 面会要請書 (河村→教員会事務局). M, Kの文書に付いて
- 115 2名の教員処分は同本学長へ宛てた書 (小菅清→教員会川上委員長)
- 116 満田の処分について (白岡順→高津工学部長).
- 117 満田. 河村の処分について (工学部教員有志→工教授会).
- 118 3.4 3.3付同本学長への返信 (河村→同本学長) 甲13, 乙135
- 119 3.4 単位認定の経緯に付いて (高津工学部長). 乙134
- 120 3.5 日付4得志 $>71.11.28 < E$ の件 (坂本学長)
- 121 3.11 押収品目録交付書 (会議室→同本学長). 乙62. 火災に \leq 56本
- 122 3.13 河村院二助教授の処分について. 何事 (同本学長→理事会). 甲14
- 123 3.15 緊急処置要綱に因りて提案 (教員会→同本学長). 甲56
- 124 3.23 工学部教員会議事録. 甲48. 河村自主研修処分について.

- 125 3.24 自主研修処分通知 (同本学長→河村). 甲15, 乙137
- 126 3.29 小菅, 河村の文書に付いて (川上委員長→同本学長)
- 127 3.31 回答 (同本学長→川上)
- 128 4.1 大学ニ \leq 13号. 乙70. 本学の存続と発展の件に (同本学長)
- 129 4.11 4.8, 4.10の「学内暴力」の調査と対応の件に付いて. (同本学長). 乙105
- 130 5.1 大学ニ \leq 14号. 乙106
- 131 5.3 5月3日の通信 10号
- 132 5.18 5.15 赤丸某団の1号証事務上の \leq への元 \leq に \leq (内谷文化→同). 乙110
- 133 5.28 上申書 (同本学長). 乙8. 「5.15付. 地位保全仮処分申請 (石島, 4名). に付いて.
- 134 5.30 芝浦工大事件. 東京地裁判決 (判断時報 686号)
- 135 6.1 大学ニ \leq 15号. 乙111号
- 136 6.5 547.4.10. 岩山と4名との間に起つて \leq (同本学長→弁護士). 乙107
- 137 6.5 547.4.10の \leq . (添文書館→弁護士). 乙108
- 138 6.5 547.4.10の \leq . (柳生文書館→弁護士) 乙109
- 139 6.5 547.1.25 午前 \leq (同本学長→弁護士) 乙84
- 140 6.5 547.1.25 午前 \leq . (高津工学部長→弁護士) 乙85
- 141 6.5 547.1.25 午前 \leq . (添文書館→弁護士) 乙86
- 142 7. 不承不取. (河村). 放棄.
- 143 7.1 「緊急処置要綱」の解釈に付いて (同本学長) 乙95
- 144 7.1 「緊急処置要綱」の思想的根拠と立憲理由に付いて (同本学長) 乙96

- 145 7.19 授業の件に付いて (山崎院教授→弁護士) 乙101. 池. 多数.
- 146 9.4 3項目に付いて文書に \leq 33回答書 (同本学長→河村). 甲16, 乙138
- 147 9.5 案内書 (河村→同本学長). 甲17. 9.4付通知書に付いて
- 148 9.5 保佐氏の裁判争い支援打合せニ \leq No.1, 保佐→教員会 \leq . 教員
- 149 9.18 3.24付業務命令 \leq 4.3.21に \leq (同本学長→河村). 甲18, 乙140
- 150 9.29 神学部長への問題点を \leq 解決打合せに (同本学長)
- 151 11.7 大学ニ \leq 19号. 活動学生への警告 (同本学長)
- 152 11.8 全学教員会議事録. 546.12.1~547.11.8
- 153 12.25 労働協約解除の通知 (加藤院教授, 同本学長→教員会). 乙162
- 154 1.10 保佐氏の裁判争い支援打合せニ \leq No.2
- 155 1.10 大学ニ \leq 20号
- 156 1.15 5月3日の全通信 11号
- 157 1.15 " 12号
- 158 3.1 答 \leq 16.36, 38 (4.1) 伊藤 \leq 之
- 159 3.14 従来 \leq に \leq 地位確認申請書 (判断時報 722号)
- 160 3.17 自主研修の期間満了に付いて (同本学長→河村). 甲19, 乙141. 5項目回答書
- 161 3.17 河村院二助教授 (同本学長→川口工学部長, 内谷文化). 乙142, 143
- 162 3.17 回答 (内谷文化→同本学長) 乙144
- 163 3.28 3.17同本学長への回答 (河村→同本学長). 甲20, 乙146. 拒否回答
- 164 3.23 工学部教員会議事録. 甲40.
- 165 3.23 3.17付文書への回答 (川口工学部長→同本学長). 乙145

- (175) 3.28 通知書 (岡本学長→河村) 甲21, 乙147. 自電研修再延長
- (176) 4.2 文部省回書 (河村→岡本学長) 甲22, 乙148
- (177) 4.2 自電研修再校訂書 (河村→川口工学部長, 工務院) 甲23, 乙149
- (178) 4.11 4.2付書への回答 (岡本学長→河村) 甲24, 乙150
- (179) 4.15 返書 (河村→岡本学長) 甲25, 乙151
- (180) 4.19 返信 (岡本学長→河村) 甲26, 乙152
- (181) 4.20 公示 (岡本学長). 4.20 学内電10参加学生議定1=警告
- (182) 4.22 4.2付文書への回答書 (河村→川口工学部長, 工務院) 甲27, 乙153
- (183) 4.25 5月3日の会通信 13号
- (184) 5.9 貴院の重大公政況主義的傾向の疑いについて (岡本学長→教組)
- (185) 5.30 5月3日の会通信 14号
- (186) 5.30 東海地裁判決「私立の建学の精神は自由」(朝日夕刊). 東海大温厚処分
- (187) 5.30 学長文書について評了 (教組)
- (188) 6.18 交換学生会=2-2 No.1. 趣意書, 決意表明 (河村)
- (189) 7.1 大学=2-2 23号
- (200) 7.5 大学新聞 191号. 河村助教授裁判闘争に備へ
- (201) 7.6 教員権確認新状 (秋幸→横濱地裁)
- (202) 7.8 教員権確認 (朝日). 甲30
- (203) 7.10 地位争訟処分判決文 (横濱地裁). 森脇, 三浦, 石島, 岩山, 里野
- (204) 7.12 大学新聞 192号. 河村助教授の裁判闘争に連続の闘争.

- (205) 7.13 5月3日の会通信 15号. 東京国東学院大学から (交換学生会=2-2 No.1)
- (206) 7.24 口頭弁論期日の決定及答弁書催告状 (横濱地裁→加藤理事) 乙207
- (207) 7.26 河村裁判連絡 (秋幸等). 学生裁判見解
- (208) 8.1 法廷裁判 5号 (法廷裁判研究会). 河村河村事件 (秋幸等)
- (209) 8.15 交換学生会=2-2 No.2. 第一回裁判情報について (10.2)
- (210) 8.20 大学=2-2 24号. 全学学生議定1 (岡本学長). 4学生処分部下判決
- (211) 8.20 答弁書 (慶東学院. 岡本学長→横濱地裁). 教員権確認
- (212) 8.30 河村院=助教授通帯解雇事件 (岡本学長→川口工学部長, 工務院). 甲28, 乙154
- (213) 9. 交換学生会=2-2 No.3. 河村助教授の解雇決定
- (214) 9. " No.4 河村裁判闘争支援. 答弁書裁判
- (215) 9. 同時代裁判 2巻2号. 不法行為に對する当否の調査 (72.1.22号)
- (216) 9.1 大学新聞重要判例材料 (岡本学長→教組)
- (217) 9.5 臨時工学部教員会. 河村解雇承認 甲42
- (218) 9.5 全学協議会. 河村校訂について 甲41
- (219) 9.6 教員協議会 (川口工学部長, 工務院→岡本学長) 乙155. 河村解雇了承
- (220) 9.10 要請書 (河村→教組). 謝意
- (221) 9.12 河村院=助教授の通帯解雇事件 (岡本学長→加藤理事) 甲29, 乙156
- (222) 9.17 抗議文 (河村→岡本学長, 川口工学部長). 甲30, 乙158
- (223) 9.17 要請書 (河村→加藤理事) 甲31
- (224) 9.18 解雇通知 (加藤理事→河村) 甲32, 乙159

- (225) 9.19 河村院=助教授解雇について (加藤理事→岡本学長). 乙160
- (226) 9.19 河村院=助教授解雇 (教組電→岡本学長)
- (227) 9.19 要請書 (河村→教組電)
- (228) 9.20 解雇通知書 送達通知 (河村→加藤理事). 乙161
- (229) 9.20 河村解雇=同付案内書 (教組電→加藤理事)
- (230) 9.20 再要請書 (河村→教組電)
- (231) 9.21 御通知 (河村→加藤理事). 送達代行
- (232) 9.21 河村院=助教授解雇の中止について (報告 (横濱地裁→片岡則昭))
- (233) 9.21 河村解雇=同付案内書に對する回答 (加藤理事→教組電). 乙162
- (234) 9.23 河村解雇=同付案内書 (教組電→加藤理事)
- (235) 9.24 河村院=助教授解雇. 第一巻 (交換学生会). 河村院=助教授文書
- (236) 9.25 9.19付案内書への回答 (岡本学長→教組電)
- (237) 9.25 7の5号. N233~241, 245, 246.
- (238) 9.26 団員書 (尾井理地→加藤理事)
- (239) 9.28 交換学生会=2-2 No.5. 解雇通告批判. 岡本河村事件
- (240) 9.29 " No.6
- (241) 9.29 河村院=助教授解雇 (加藤理事→教組電) 乙163
- (242) 10.1 交換学生会=2-2 No.7. 10.2 裁判への対応
- (243) 10.1 研究使用声明 宇野 4号 (河村). 乙164, 167
- (244) 10.3 交換学生会=2-2 No.8. 教組. 理中会. 学内=同付案内書
- (245) 10.4. " No.9. 10.2. 第一回裁判報告

- (245) 10.5 事務連絡 (延田主任→河村). 指示通達について
- (246) 10.6 公示 (岡本学長). 乙115. 10.5. 地大學生及びその大学に在るに侵入したる
- (247) 10.6 交換学生会=2-2 No.10. 不当解雇の詳
- (248) 10.8 " No.11. 裁判闘争に勝利せよ
- (249) 10. " No.12. 不当解雇批判
- (250) 10.10 " 号外 交換学生会入会について
- (251) 10.14 御通知 (河村→加藤理事). 10.5付案内書への回答
- (252) 10.15 交換学生会=2-2 No.13. 4学生への取次文に批判
- (253) 10.17 " No.14. 岡本河村院=助教授
- (254) 10.17 仮処分命令申請書, 訴変更申請書 (秋幸→横濱地裁)
- (255) 10.18 抗議書 (横濱地方裁判所). 乙166
- (256) 10.19 交換学生会=2-2 No.15. 仮処分申請
- (257) 10.19 公示 (岡本学長). 乙116. 文学部=4号に不法な授業処置について
- (258) 10.22. 処分=内記. 学生議定の処分について (岡本学長) 乙119
- (259) 10.22 交換学生会=2-2 No.16. 学生会. 理中会と同文
- (260) 10.23 文学部学生議定, 授業の処置=内記 (文部協議会). 乙120.
- (261) 10.24 交換学生会 No.17. 文学部教員会=内記
- (262) 10.26 " No.18. 松下 (11.3. 大学=学長) (宇野)
- (263) 10.26 公示 (岡本学長). 11.3. 大学=学長. 11.3. 大学=学長. 11.3. 大学=学長
- (264) 10.29 交換学生会=2-2 No.19. 11.6 仮処分審判開始

- 265 10.30 24日平沼部7007A 河村松下清「70年中華時期に於ける教育問題」
- 266 10.31 全学教授会議事録 甲43 河村所長11.7.11
- 267 11. 河村裁判予争資料集才2集 (交換研究会) 河村・岡本史記文庫也
- 268 11.3 交換研究会ニス No.20 不当解雇科評
- 269 11. No.21 全学教授会・岡本報告と承認セテ
- 270 11.6 答弁書 (岡東学院→横浜地裁) 仮処分
- 271 11.6 釈明書 (岡東学院・岡本→横浜地裁) 釈明書 教務院
- 272 11.8 交換研究会ニス No.22 11.6.才一回仮処分報告
- 273 11. No.23 才2回自覚講座への呼びかけ
- 274 11.10 大学ニス 25号 乙94
- 275 11.12 報告書 (岡東学院→川口工務部) 乙129 547. 11.10. 河村^{の報告}11.7.11
- 276 11.12 5項目要求 (経自法会系→経学印) 乙122 河村所長也
- 277 11.15 教務院の学内立入状況報告書 (岡本→併設) 乙112
- 278 11.15 紛争経過状況報告書 (岡本→併設) 乙9, 10. 11.7.5 ~ 7.10
- 279 11.15 報告書 (岡本→併設) 乙41. 542. 11 ~ 自覚会, 学生大会, 河村所長^{→横浜地裁?}
- 280 11.15 河村所長に對する起訴理由 (岡東学院理事) 乙2. 上申書
- 281 11.16 交換研究会ニス No.24 解雇理由デッチ上げ材料
- 282 11.16 (経学系法会議法同→経学印) 5項目要求 河村所長也 乙122
- 283 11.19 11.12付5項目要求への回答 (経学印→経学系法会) 乙122
- 284 11.21 交換研究会ニス No.25 11.27 才2回自覚講座への呼びかけ

- 285 11.21 答弁書(一) (岡東学院・岡本→横浜地裁) 548. 10.17付訴變更に對して
- 286 11.26 上申書 (岡本) 乙1 河村所長への解雇理由. 且補足
- 287 11.28 交換研究会ニス No.27 11.27.才2回自覚講座報告
- 288 12.4 28. 新就業規則の成立を阻止セシ
- 289 12.5 準備書面(原告側) (被告→横浜地裁) 教務院
- 290 12.11 交換研究会ニス No.29 才3回自覚講座への呼びかけ
- 291 12.12 三菱樹脂最高裁判決 (朝日夕刊)
- 292 12.13 陳述書(一) (河村→横浜地裁) 甲10
- 293 12.18 準備書面(一) (被告→横浜地裁) 仮処分
- 294 12.18 交換研究会ニス No.30 裁判予争交換の許否 ^{併合}
- 295 12.19 No.31 12.18 裁判予争報告: 本訴才3回, 仮処分才2回
- 296 1. 5月3日の通信16号 東京・岡東学院大学から 交換研究会ニス No.2, 訴状
- 297 1.11 交換研究会ニス No.32 <乙>神学部設置に交換に違背!
- 298 1.14 小冊子紹介 (日本読書新聞) 河村裁判予争資料集 1, 2集
- 299 1.22 交換研究会ニス No.33 緊急必要事項の幻想を打破
- 300 1.28 準備書面(四) (被告→横浜地裁) 仮処分
- 301 2.1 答弁書ニス No.56 河村所長解雇撤回申請
- 302 2.4 準備書面(原告側) (岡東学院→横浜地裁) 仮処分
- 303 2.4 交換研究会ニス No.34 教務院への要請書
- 304 1.17 No.35 2.20 才3回仮処分裁判への呼びかけ

- 305 2.6 '73年度岡東学院初年度報告 (免状)
- 306 2.12 滝沢克己→河村 私信
- 307 2.20 上申書 (岡東学院→横浜地裁) 河村所長への解雇理由
- 308 2.21 滝沢克己→河村 私信
- 309 2.22 交換研究会ニス No.36 2.20 才3回仮処分報告
- 310 3. 号外 反社連・労働裁判一覽表
- 311 3. No.37 3.20 才4回裁判報告
- 312 3. No.38 岡本委員・産協の報告と理事会に報告
- 313 3.10 地裁593 河村所長の学内立入状況 才2回自覚講座の経過 (5月3日の通信16号)
- 314 3.14 陳述書(四) (河村→横浜地裁) 甲13 補充材料
- 315 3.16 陳述書 (小倉盛博) 甲47. 548. 7.5 交換研究会ニス
- 316 3.18 準備書面(被告側) (岡東学院・岡本→横浜地裁) 教務院
- 317 準備書面(一) (被告→横浜地裁) 準備書面への補足
- 318 3.20 準備書面(原告側) (")
- 319 3.20 準備書面(二) (")
- 320 3.23. 547. 2.14 交換研究会記録(抄) 添付書面
- 321 3.23 報告書 (岡本) 乙174 校長と江道校長との対立を示す材料の事柄に
- 322 3.24 陳述書(河村→横浜地裁) 甲15 学生側から教務院の態様
- 323 3.27 証拠説明(才2回) (岡東学院→横浜地裁) 仮処分
- 324 3.29 上申書 (岡本→横浜地裁) 乙174 河村・小倉陳述書への反論
- 325 3.31 陳述書 (滝沢正樹→横浜地裁) 甲50

- 326 4.4 「反社連事件」関係文書の要旨説明に7.11 (加藤理事)
- 327 4.4 河村所長への訴訟予争に7.11 乙1 認識と経過 (岡本) (岡本)
- 328 4.9 準備書面(四) (被告→横浜地裁) 仮処分
- 329 4.15 交換研究会ニス No.39 岡本委員公文書送達に強弁
- 330 4. No.40 準備書面(四)
- 331 4. No.41 福本和夫「革命運動課程」特種刊行岡本集
- 332 4.20 上申書 (岡本→横浜地裁) 乙177 滝沢陳述書への反論
- 333 5. 河村裁判予争資料集 才3集 (交換研究会) 法廷提出文書 3集
- 334 5.8 全学教授会議事録 甲44 学内状況に7.11
- 335 5.8 交換研究会ニス No.42 裁判勝利目前に迫り
- 336 5.20 精神医学を訴状にトロッツの策動と理論 (高松院, 赤松)
- 337 5.20 決議文 (交換研究会→加藤理事, 岡本)
- 338 5.20 " (河村→岡本)
- 339 5.20 御通知 (交換研究会→岡本) 全見書
- 340 5.20 決議文 (不当処分物種学連帯集會→加藤理事, 岡本)
- 341 5.22 交換研究会ニス No.43 就業規則と物種学 ^{号外}
- 342 5. No.44 5.20 学連帯集會への呼びかけ
- 343 5.20 No.45 "
- 344 5.23 No.46 5.22 才5回裁判予争報告, 学連帯集會報告
- 345 5.24 号外 反響 No.0 学連帯集會報告

- 346 5.31 要請書 (河村→教組野田)
- 347 6.6 支援打金ニース号外 (反響 No.1). 5.22 本誌報告
- 348 6.21 船中経過状況報告書 (同報社→河村) 乙 11. 73.11.1~74.6.20
- 349 6.24 支援打金ニース No.47. 6.26 第6回本誌裁判のつひび
- 350 6.26 証拠人中出書 (軟本→横濱地裁). 証人申請.
- 351 6.27 支援打金ニース No.48. 第6回教員執筆報告
- 352 7.15 不当解雇=支援打金 (地裁開示 453. 河村).
- 353 7.23 要請書 (支援打金→教組野田)
- 353 7.24 回答 (教組野田→支援打金)
- 354 7.24 準備書面 (原告方三). (軟本→横濱地裁). 教員執筆
- 355 8.21 再要請書 (支援打金→教組野田)
- 356 8.28 準備書面 (被告方三). (肉東学院→横濱地裁)
- 357 8.30 支援打金ニース号外. 反響 No.2.
- 358 9.4 教組への回答 (同報社). 業務命令
- 359 9.11 要請書 (河村→教組野田)
- 360 9.20 支援打金ニース No.49. 9.25 第7回本誌のつひび. 理大宮内白飯処分勝訴
- 361 10.1 解雇=同報社提起訴訟上書き票 (支援打金)
- 362 9.25 準備書面 (被告方四). (肉東学院. 同報社→横濱地裁)
- 363 9.27 支援打金ニース No.50. 第7回本誌報告. 宮内白飯処分
- 364 10.1 " No.51 予予一月にわたる声明 (河村). 狭小争いへのアピール

- 365 10. 10.17 労学連帯会への提請状 (支援打金. 全学連帯会)
- 366 10. 支援打金ニース No.52 組合執行部は控訴を撤回せよ
- 367 10.4 河村問題討議資料 No1,2 (教組野田). 乙 220
- 368 10.4 準備書面(六) (軟本→横濱地裁)
- 369 10.6 同文書請求 (支援打金→加藤理事長. 同報社)
- 370 10.14 支援打金に7112 (加藤理事長. 同報社→河村)
- 371 10.14 要請書 (支援打金→教組野田)
- 372 10.16 支援打金ニース No.53. 組合執行部は控訴を撤回せよ
- 373 10. 10.17 不当処分物科労学連帯会報告
- 374 10.28 再要請書 (支援打金→教組野田)
- 375 10.28 再同文書請求 (支援打金→加藤理事長. 同報社)
- 376 10.30 支援打金ニース No.56. 松下昇氏大学卒業
- 377 10.31 準備書面 (被告方四). (肉東学院. 同報社→横濱地裁)
- 378 10.31. 7.23 封要請書への回答 (教組野田→支援打金) 乙 222
- 379 11. 5月3日の全通信 17号. 東京理科大学の. 宮内裁判全面勝訴
- 380 11.1 河村問題について討議資料 No.1 (教組執行部)
- 380 11.2 準備書面(七). (軟本→横濱地裁)
- 381 11.10 教員 67号. 白く塗りつぶされた「河村」
- 382 11.11 支援打金ニース No.57. 11.13. 第8回教員執筆報告のつひび
- 383 11.18 " No.58 " 報告
- 384 11.20 " No.59 河村の組合執行部は立派な精神. 反響書. 地裁に. 今野園地
- 385 11.23. 70年代教育闘争の展望 (宮内処分白飯撤回行動委員会). 日大. 同大. 理大.

- 386 11.27 10.31封文書への回答 (支援打金→教組野田)
- 387 12.2 支援打金ニース No.60. 大下ゆづりの理大生
- 388 12.4 " No.61. 予予労働運動を止せ
- 389 12.9 全学連帯会への回答 (理大野田支所) 支内文書完全白飯撤回のつひび
- 390 12.16 支援打金ニース No.62. 第19次組合役員選挙のつひび
- 391 75(50) 視同 No.9 (肉学連帯会10月号記事参照). 肉東学院大学闘争史
- 392 1.17 支援打金ニース No.63. 1.21. 第9回本誌のつひび
- 393 1.18 準備書面 (被告方五). (肉東学院. 同報社→横濱地裁).
- 394 1.22. 支援打金ニース No.64. 1.21. 第9回本誌報告
- 395 1.29 " No.65. 予予支援のつひび
- 396 1.29 " 号外. 教組への支援要請 (河村)
- 397 1.29 '74 組合活動報告 (教組). 解雇問題.
- 398 2.12 支援打金ニース No.66. Tピール
- 399 1.17 " No.67. 同報社は退席せよ.
- 400 2.13 要請書 (支援打金→横濱地裁). 4項目要求.
- 401 3. 支援打金ニース号外. 解雇撤回闘争報告.
- 402 4.6 労学連帯会への提請状
- 403 4.13 同文書請求 (支援打金→加藤理事長. 高野利治学長事務取扱).
- 404 4.13 支援打金ニース No.68. 4.23 労学連帯会へのつひび
- 405 4.16 公開案内書 (支援打金→高野利治. 川口英雄. 柳生直行)
- 406 4.17. 4.13封文書に7112 (加藤理事長. 高野学長事務取扱→河村)

- 407 4.23 支援打金ニース No.69. 4.23 労学連帯会に結果的
- 408 4.23 " No.69. 労学連帯会報告. 抗議文 (河村→加藤. 高野) & 乙.
- 409 5.17. 準備書面 (原告方四) (軟本→横濱地裁).
- 410 5.28 支援打金ニース No.70. 6.3 第10回本誌のつひび. 宮内. 小林氏. 春文化祭. 来りて
- 411 6.2 同文書請求 (支援打金→加藤理事長. 高野学長)
- 412 6.3 上申書 (教組選挙→横濱地裁). 甲 20
- 413 6.3 準備書面 (被告方四). (同報社. 同報社→横濱地裁).
- 414 6.3. 平沼昭通氏. 宮内. 小林. 河村 シンポジウムに成功せよ
- 415 6.5 支援打金ニース No.71. 6.3. 第10回教員執筆報告.
- 416 6.5 河村裁判闘争報告 シンポジウム (第26回平沼昭通氏報告会). 宮内. 小林. 河村.
- 417 6.10 6.2封同文書請求への回答 (加藤理事長. 高野事務取扱) (75.3ニース号外)
- 418 7. 5月3日の全通信 (18号). 横濱肉東学院から. 河村解雇撤回闘争報告 (支援打金)
- 419 7.16 支援打金ニース No.72. 支援打金要請. 9.23. 第11回本誌のつひび.
- 420 7.26 " No.73. 9.23 第11回本誌報告.
- 421 9. 工学部教員各位へのつひび (支援打金)
- 422 9. 予予労働運動を止せ (支援打金)
- 423 9.26. 抗議文 (河村→加藤理事長)
- 424 9.29 地裁組合員処分申請印下. 判決文 (横濱地裁). 乙 204
- 425 9.29 教員 79号. 反処分判決. 裁判官口頭報告
- 426 10.2. 洗米電玉→支援打金. 私信

- 427 要綱原則に上回る模範地裁の政治的処分 (浜田正?)
- 428 10. 河村不当解雇撤回争いは何か (互換研究会)
- 429 10.29 互換研究会ニス No.74. 10.28 第12回争訟報告
- 430 10. " No.75. 模範地裁河村氏の地位保全仮処分申請取下
- 431 10.15 地位保全仮処分申請取下に付112の私的意見
- 432 12. 5月3日の全通信 19号. 東京理科大学から, 国学院大学から
- 433 176(51) 7.28. 小林忠太郎氏地位保全仮処分申請取下 判決文
- 434 3. 5月3日の全通信 20号, 21号.
- 435 不条理裁判号 (互換研究会)
- 436 3.18 「大学教員教授連合会」設立の外交上と協力の考察 (宮内)
- 437 3.31. 文学部紀要 18号. 同年第2号誌特集
- 438 4.27 小林裁判と日大 (小林忠太郎. 大学論).
- 439 6.20. 互換研究会ニス号外. 決算報告, 互換研究会, 東里裁の再検討に付112.
- 440 7.2 7.2 全都報告集会 (7.2 仮処分委員会発行).
- 441 7.6 不条理判2号. 仮処分委員会議の成り立ち.
- 442 7.20 教授通信 1号 (教授連合会) 4.26 科学委員会報告.
- 443 10. 5月3日の全通信 22号.
- 444 11.10 戦後日本文学雑誌 (安東仁兵衛). 甲76. 同本誌校訂
- 445 11.30 準備書面 (牧幸一 模範地裁). 教院院.
- 446 12. 教授通信 2号 (教授連合会). 小林裁判の新展開.

- 447 377(52) 3.20 教授通信 3号 (教授連合会) 2.22 河村裁判報告
- 448 6. 5月3日の全通信 23号.
- 449 6.15 教授論文 (河村→加藤理事長, 高野学長). 盗品返却請求.
- 450 6.17. 物品引取り要請 (高野学長→河村)
- 451 7.2 要約文 (河村→加藤理事長, 高野学長).
- 452 7.31 二十年の争い (教組).
- 453 10. 5月3日の全通信 24号. 模範地裁. 工学部教授会議事録
- 454 10.4 教授通信 4号 (教授連合会) 6.3 小林裁判報告
- 455 10.31 28回平塚集. 河村. 宮内講演. 7.2 全都報告集会報告
- 456 11.22 不条理判8号 11.29 裁判への対応
- 457 教授通信 5号 (教授連合会) 10.7 小林裁判報告. 5月3日の全通信 (24) に付
- 458 3.23 教授通信 6号 (教授連合会) 2.21 河村裁判報告. 1.23 小林裁判報告
- 459 5.27. 仮処分トクイン (仮処分争訟センター)
- 460 6.1 関 2号. (教授連合会. 関刊13号). 処分後24回争訟資料
- 461 7.1 教授通信 7号 (教授連合会) 5.18 河村裁判報告. 5.27 仮処分トクイン
- 462 9.12 伝習館工務局大阪の会々報 53号.
- 463 10.16 時の模範. <?記... 同本誌特集 (自主ゼミ実行委員会)
- 464 10.20 第2回自主講座へ参加した (自主講座を進行させた). 2.13.
- 465 10.26 南大争いとは何ぞや (仮処分争訟. 河村)
- 466 11. 時の模範 第<?>号.
- 467 12.10 教授通信 8号 (教授連合会). 11.27 小林裁判. 10.26 河村裁判報告.

- 468 779(54) 教授通信 9号 (教授連合会) 1.17 小林裁判. 2.6 河村裁判報告
- 469 4.19 第25回全判. 河村裁判. (K. G. U. 仮処分争訟)
- 470 6.24 教授通信 10号 (教授連合会) 6.5 河村裁判. 4.18 小林裁判報告
- 471 10.25 " 11号 (") 7.18 小林裁判. 9.20, 10.9 河村裁判報告
- 472 10.31 第30回平塚集. 河村氏講演.
- 473 11.1 大学教育の争い
- 474 12. 時の模範 第<?>号.
- 475 12.15 教授通信 12号. (教授連合会) 11.7 小林裁判. 11.27 河村裁判報告.
- 476 180(55) 2.23 不条理 (仮処分争訟), 研究報告
- 477 4.25 教授通信 13号 (教授連合会) 2.10 河村裁判. 4.11 小林裁判報告
- 478 5.29. 5.29 ハンブルグから (教授連合会)
- 479 6.10 陳述書 (三浦俊一→模範地裁)
- 480 6.14 陳述書 (高尾利数→ ") 甲65
- 481 6.14 陳述書 (滝沢三樹→ ") 甲65
- 482 8.15 教授通信 14号 (教授連合会) 6.17 河村裁判報告.
- 483 時の模範 第<?>号. 大学開学周年 10~周年集会
- 484 12.1. 教授通信 15号 (教授連合会). 9.30 河村裁判報告. 小林裁判和解報告
- 485 4.10 教授通信 16号 (") 3.25 小林裁判報告. 12.12, 3.24 河村裁判報告
- 486 4.25 5月3日の全通信 25号
- 487 6.20 「小林・河村争訟研究会」への案内
- 488 9. 時の模範 第<?>号.
- 489 10. " 第<?>号.

- 490 10.24 教授通信 17号 (教授連合会) 6.23, 10.1 河村裁判報告
- 491 11.1 正義と自由の模範の下に (小林裁判小冊子). 東京地裁口頭弁論
- 492 12.8 最終陳述書 (河村→模範地裁).
- 493 182(57) 5.1 教授通信 (教授連合会). 小林裁判最終準備書面. 1.22, 3.30 河村裁判報告
- 494 7. 時の模範 第<?>号.
- 495 8.1 教授通信 19号 (教授連合会) 小林裁判控訴準備書面.
- 496 12.10 " 20号 ("). 小林裁判本誌. 9.16 河村裁判
- 497 12.14 準備書面 (原告側). (牧幸一 模範地裁).
- 498 183(58) 3.8 最終陳述書 (河村→模範地裁). 甲71. '81.12.8 10月!
- 499 3.8 準備書面 (第10回). (国学院大, 同本→模範地裁).
- 500 4. 時の模範 第<?>号.
- 501 7.1 教授通信 21号 (教授連合会) 4.21 河村裁判報告. 日大争い裁判
- 502 9 時の模範 第<?>号.
- 503 11.29 公示「河村裁判」判決下り 争い (高野学長, 解本学長). 11.29 模範地裁
- 504 11.30 助教の訴取下 (神谷川新南). 助教の復職訴訟報告 (記者会見)
- 505 12.1 研究報告の争い (高野学長, 解本学長→河村)
- 506 12.9 同時代建築通信 4号.
- 507 12.15 教授通信 22号 (教授連合会). 11.29 河村裁判報告
- 508 184(59) 1.30. 昭和森友会 & 文芸研究会パンフ (小林忠太郎)
- 509 2. 時の模範 第<?>号.

- (570) 2.29 河村裁判闘争—小川と高裁へ、河村陳述書 (反文書)。
- (571) 5.20 控訴陳述書 (満口条)
- (572) 5.22 陳述書 (河村→東京高裁)。
- (573) 5.22 控訴陳述書 (河村→東京高裁)
- (574) 5.22 文書提出命令申請書 (")
- (575) 5.29 控訴陳述書 (松下条)
- (576) 7.11 訴訟要論状 (河村→石田、近藤)
- (577) 7.11 上申書 (石田、近藤→東京高裁)
- (578) 9. 時の櫻通信 中<10>号。河村控訴書、控訴陳述書
- (579) 9.20 準備書面 (石田、近藤→東京高裁)
- (580) 11.13 訴訟説明書 (第6回)。(同学院。同本→東京地裁)、同学院研究、経歴、経歴等。
- (581) 12.1 控訴陳述書 23号 (控訴連合会)。5.29 河村 控訴陳述書。
- (582) 1.24 準備書面 (同学院。同本→東京高裁)
- (583) 1.24 訴訟説明書 (第7回)。(")
- (584) 1.24 訴訟申請書 (")
- (585) 3.19 準備書面 (石田、近藤→東京高裁)
- (586) 6. 小林裁判15周年。6.29 総決起集会への呼びかけ
- (587) 6.15 控訴連合会 24号。(控訴連合会) 6.3 小林裁判報告。
- (588) 7.10 会報号外 (小林裁判1=勝利打金)
- (589) 7.16 同時代建築通信 9号
- (590) 8. 時の櫻通信 中<12>号

- (591) 8.28 岡本正、戸籍簿本 (蓮子年表、高野暁一郎!)
- (592) 9. 時の櫻通信 中<13>号。
- (593) 9.3 上申書 (本条、母証→東京高裁)。岡本正、戸籍簿本 (死)
- (594) 12.3 報告書 (竹中千恵子→東京高裁) 小西×C。三女子10部
- (595) 12.12 高裁証人尋問書 (東京高裁→石田弁護士)
- (596) 1. 時の櫻通信 中<14>号
- (597) 5.15 小林裁判1=勝利打金×報 号外
- (598) 7. 時の櫻通信 中<15>号。河村裁判と関連テーマ
- (599) 7.25 小林、河村裁判報告集会の呼びかけ (宮内)
- (600) 7.25 7.25の集りに参加した方々へ (松下) 裁判の経緯とテーマ
- (601) 8.1 時の櫻通信の読者の方々へ (松下)
- (602) 8.1 陳述書 (河村→東京高裁)。伊74
- (603) 9.1. 小林裁判1=勝利打金×報 号外。
- (604) 9.24 準備書面 (石田、近藤→東京高裁)。
- (605) 10.5 控訴連合会 25号 (控訴連合会) 3.13, 6.5 小林裁判。8.14 河村裁判報告。
- (606) 10.11 準備書面 (同学院→東京高裁)
- (607) 10.16 控訴陳述書即判決文 (東京高裁)
- (608) 10.27 河村文書に同学院の注釈 (松下) = 審判決裁判
- (609) 1.18 今後の支援活動に付いての提言 (豊田巴津男)
- (610) 2. 上告理由書 (石田、近藤→最高裁)

- (551) 5. 上申書 (河村→最高裁)
- (552) 6.18 開庭報告 (伊藤久)
- (553) 8.10 小林裁判1=勝利打金×報 号外
- (554) 9. 時の櫻通信 中<10>号
- (555) 9.10 控訴連合会 26号 (控訴連合会) 6.19 小林裁判1=勝利打金×報
- (556) 10.21 伊藤久 遺稿集 発行の呼びかけ (遺稿集発行準備会)
- (557) 11. 日大逆反講義+十八年目の停戦 (水沢の巻 11/13)
- (558) 12.8 伊藤久 遺稿集 編纂=2=2 1/6.1 (遺稿集発行準備会)
- (559) 12.20 最高裁判決文
- (560) 判例時報 724号。三菱樹脂本採用拒否事件上告審判決
- (561) 4.20 控訴連合会 27号 (控訴連合会) 河村裁判最高裁判決報告 (補)
- (611) 9.10 山小川小川は先発者 (全学共同会議 科学部自主会) 組織とこの研究会の自己批判、学長公選への学生参加について。(?) 民族と階級 (岡本工)
- (612) 7.10 大学立法1=同本声明 (全国大学教員有志) 三好四郎×C 同学院規程案 水戸産 (→河村) 私信 不当利益処分者への支援 (河村) 全国控訴活動者会議

- (355) 74.8 河村裁判闘争報告 (支援打金)
 - (389) 74.12.10 控訴 (68号?) 呼びかけの4=研究書の開放1=同42 (宮内) 産構「日大アウティング」から (小林) 大学教授とは何か (宮内、小林、松下、河村)
 - (444) 76.12.10 几帳と撃て。(宮内)
- 以上、河村、山浦、新所有分の抽出です。読者や気になったこと、指摘、お叱り、お褒め、お喜び、また、他の補充資料 (コピーを結構です) を、下記へお送りください。どの資料も返却可能です。
- 1990.3.27.
- 〒243 神奈川県厚木市産豆 1250-1 河村院 = Tel 0462-23-6057

判決 批判 審査 訴訟 控 発 原

元 山 浦 告 原 訴 燃 核

けんこくだん、カ5号 (90.4)

仙台高裁は三月二〇日、「研究を重ねて安全性を高め原発を推進するほかないであろう」と原告側を愚弄し、東京電力福島第二原発一号機設置許可処分を取り消しを求める住民の控訴を棄却した。判決の骨子は、「原子炉等規制法は分野別・段階的安全規制の体系と解せるから、安全審査の対象は原発システム全体ではなく、原子炉施設の基本(的)設計(方針)に限定され、その限りにおいて安全確保対策は講じられている。現実の原発の安全性は別問題だが、基本設計に厳密に従って詳細設計、建設、運転がなされねばならない。TMI事故は基本設計事項には属さない詳細設計および運転管理上の不備と運転員の誤判断・誤操作に起因し、チェルノブイリ事故は

本原子炉とは異なる制御系・緊急停止系の設計上の問題点と運転規則違反によるもので、いずれも本件安全審査に無関係」というに尽きる。チェルノブイリ原発、福島三号機の事故後初の結審であるにも拘らず、国家、産業界への迎合姿勢を一層強め、伊方一・二審、福島一審、東海一審で露呈された司法の退廃がとめどなく深まりつつあることを象徴する判決と言つてよい。どの原発の設置許可処分も「稼働」を暗黙の了解としてなされて来たことは周知の事実である。従つて許可の段階で審査事項を限定すること自体、国側の意図的な自己矛盾なのである。判決文はそ知らぬふりで規制法体系の解釈を装っているが、異例の原発容認表明から明らかのように既設の

(註) 原発を追認するために「基本設計」論法を踏襲しているに過ぎない。再論する。行政も司法も技術概念のまともな把握なしに原発の安全性を論ずる資格はない。技術は労働生産手段体系としての機械装置の設計・製造に尽きるものではなく、過去、現在、未来にわたつて装置内外において生じ得るあらゆる事象に関する客観的自然法則性の、設計、製造者および運転、保守、点検者による確定的把握、それに基づく判断そして操作のすべてを包括し、最大限の実験と経験に基づいてのみ成り立つのである——即ち「基本設計」は技術の初歩的な段階に過ぎず、核廃棄物処理、原子炉の解体、人的被曝、環境汚染等

福島 — II — の告発の擬制

総体が安全審査対象であることは自明なのだ。裁判官達の判断に反し、「運転員の誤判断・誤操作・規則違反」なる人為ミスが安全審査の最重要項目の一つであることをTMI、チェルノブイリの事故が逆証したのである。換言すれば過去の事故歴を対置するだけで「基本設計」論は粉碎される。三号機同様、当該一号機も再循環ポンプ水中軸受リングの破損脱落（八四・十一）・亀裂（八八・七）という重大事故を起している。これらを含めて、一号機設置以前に国の恣意的かつ形式的な審査に従って建設許可を受け稼働されて来たすべての原発の詳細な事故解析こそ仙台高裁に課せられていた責務であった筈である。だが、一抹の望み淡く——前号に即して記すと

法の責任者達は行政権力の至近距離に身を置いて法体系を操作し、具体的な設計、製造、施工、運転、保守、点検の諸過程総体を捨象し、実践概念としての技術を「基本設計」という机上の仮説の水準で把握することによって現実に生起している一切の事故に目を覆い、形骸化した公的審査機構を免罪し、国の無謀な原子力政策に加担し積極的に支える役割を果したのである。司法の限界を自認する一方で争点を逸脱して原発促進を声高に謳い上げるとは、まさに司道に悖ると言わなければならぬ。「限界」ではなく反動そのものであり自らの空洞化であるという自覚が微塵もない。私達はどんな幻想も持ちえない情況に置かれていることを知る。こんな判決を放置しておいたら一宿一乳の恩義を受けた六ヶ所村の牛君に

も義理が立たない。

(註)

一連の原発訴訟で国側が常に主張し裁判所が追認して来た「基本設計論」は東海控訴審でも批判し尽されている——

(1) 規制法二四条一項四号の立法趣旨は本来重畳的な安全審査を目的としていたこと、

(2) 「基本設計」と「詳細設計」の概念も境界線も不明であり、両者間に審査されない部分が残ること、(3) 「基本設計」と「詳細設計」が相互の完全性を条件として安全評価されている部分が存在し、これらの競合により事故発生の可能性があること、(4) 「詳細設計」の瑕疵によつてもTMIを始め仮想事故を超える重大事故が現実発生し続けていること、(5) 現場における具体的設計全般、施工、運転、保守、点検の実態は杜撰を極めており、瑕疵検知能力・改良能力を著しく欠いていること。一九九〇・四・二

山酒 元 稿

3月26日～27日には、本堂にありまして、26日には
おどろくべき急死性と実行力で、整理された河野氏の関係の資料をリスト
に感嘆し、その中に、五月三日の会通結せ時の探通伝を以て金手火を以てして
うれしく思いました。これによって河野氏関係の争争資料は、いつまでか
～応用可能にされたといえます、将来、はかり知山の力を發揮するに

1007の刊行の素材に与り、さうだすべく、情動的に

贈歌～'60毎保～'70～と、時経的に誠実に生きてこられた山酒
さんの筆に、あらためて頭が下りました。

3月27日の集会は、前記の意義を判り人に大きな意味があったで
しうが、来りた人(大部分)は、<解散>の儀式に与りかた
と思っております。五十歳以上の欠席を残念たつたので、年報を出して
おきました。(コピー同部) 此の契機とて、かゝる一文をよせて
くれらば、今後刊行して、1007の厚稿第一号に与りたが、
これを期得して、(二つは、和のスコイ表現～組織力本と
組合を以てして、果してどうなるか、ま、かゝる一は、
として告知は、して、)

五十歳を前に

3月27日の集会で、お会いできると期待して一歩したが、欠席したため
大へん残念でした。お身体の方はいかがですか、とも思いますが、五十歳
と対立的な立場の人々が増えてくる可能性を予測して、お身体をいかに
お守りしたいかは、そのことを批判して下さいます。

たしかに、お身体文化（お身体文化）は、このお身体文化に多岐あり
かたがたお身体文化というお身体文化、お身体文化が五十歳を支援する
お身体文化、お身体文化として支援するお身体文化、お身体文化の自己紹介
時に、お身体文化の本来、このお身体文化は、お身体文化の活動（お身体文化）

お身体文化（お身体文化）には、お身体文化の活動（お身体文化）は、お身体文化
お身体文化（お身体文化）の活動（お身体文化）は、お身体文化の活動（お身体文化）

お身体文化（お身体文化）の活動（お身体文化）は、お身体文化の活動（お身体文化）
お身体文化（お身体文化）の活動（お身体文化）は、お身体文化の活動（お身体文化）

お身体文化（お身体文化）の活動（お身体文化）は、お身体文化の活動（お身体文化）
お身体文化（お身体文化）の活動（お身体文化）は、お身体文化の活動（お身体文化）

お身体文化（お身体文化）の活動（お身体文化）は、お身体文化の活動（お身体文化）
お身体文化（お身体文化）の活動（お身体文化）は、お身体文化の活動（お身体文化）

お身体文化（お身体文化）の活動（お身体文化）は、お身体文化の活動（お身体文化）
お身体文化（お身体文化）の活動（お身体文化）は、お身体文化の活動（お身体文化）

お身体文化（お身体文化）の活動（お身体文化）は、お身体文化の活動（お身体文化）
お身体文化（お身体文化）の活動（お身体文化）は、お身体文化の活動（お身体文化）

（お身体文化の活動（お身体文化）は、お身体文化の活動（お身体文化））

お身体文化の活動（お身体文化）は、お身体文化の活動（お身体文化）

私は反省すべき点があります。見直しの相模女子大学の五十嵐問題に

ついて小山のつ、事態の^{秋心には}分析的テーマ、完全競争の転向テーマに全く言及

せずに(できずに)、主として学在詐称について批判した時、知内にて

「小山ほど「学在詐称」として言いつつは、学在にこだわる発想の弊が

この大競争の原則の一つである。また佐野美津見氏の^(宮田)よりに、小山は

学在の是非を公表して下さり、大英にして、五十嵐の原向能力評価

に比べれば問題にさらさらし、文章~思想的には、ずつとオモシロイ、とつづ

って来たのですが、^{具体的}に答語で言いつつは、見直しのとき(と一

つは失礼です)と論争する価値は、と一つ思っ、その重要性テーマ

に類するといふ点も、あつたつたつた、やはり五十嵐の欠陥の決定的

な点といふことでしよう。出席されて^{五十嵐の}学在問題でスリかいて、より核心的テーマに迫り、

今後バツと刊行する際には、^{各人の}前記の反省点を知らずに敢行して文章化

して公表したと考えています。見直しの他に ^{(宮田)学生}

が、この日の出席者は、^{田宮}東条理博、又関係者の宮田、小川、小谷、大木、豊田

日大関係で、^(東条)小村、小松崎、周東学院大関係で、河野、山浦、山口、^{宮田(明大)}

河野の友人の天竺、川辺の各氏で、代名は、'69女子高生組合といた竹内さん

と私でした。テーマは後述にわたり、参加者の一人のつづいた「^{行方}世界的

に語目とある集会」でした。(E、とも、このつづいた人は、^{行方}只五で、^{行方}案はつづいて

小山のレベルでは全経マツはずれですが、別のイミで私に、^{行方}に肯定してつづいた。)

では、どうか百元費で、^{行方}ていふは、1へ-3下で、つづいた。当日の参加者として整理

を送って下す。 '90、4、6 松下昇

五十嵐問題への協賛する人は、河野さんと含めて現れたい

松下昇 様

No.1

四、七の三日間の青森共同行動から帰ってきました。四、六日のお手紙が届いてありました。ささやかなお力を評価して頂き、ありがとうございます。でも、松下さんの「おかげさまで」は五月二日の会通信と時の様通信を合算したことで達成されたことあり、大分お礼の言葉を言えませんでした。と発言した私より真意を他の人は分かってたかどうか心配です。とさく松下さんのおかげで、後援の契約が成り立って感謝します。と言えども私よりリストを見て、これは何となくいいと思がスバルとヤクザのつながり、三三七の将来、自らの構想を近く控えることなしに済ました。ただ、私も田舎も、原発関係で今日ばかりではありません。松下さんの実行は、一月月ほど遅れると聞いていますが、ご了承ください。身代りも平明、目標は、田舎もと相違し、お知ろせします。いろいろとご指示下さい。(もう改めて提案しても、松下、田舎、山、三三七で実行しようと私は考えます)

五十六歳へい千紙ユロも拝見しました。全く同感です。林業にせん細い人のお話をすや。どう反響してくたうか期待しています。文章依頼は、おまるといふな範囲の人々に呼びかけるのも、現状とつな一方は、いともいえます。

No.2

下北は「むつ」の美談、ウラン濃縮材の輸入、仕入れ産物の販売の公開、アミダの三つが、果てしなく、政府・事業者層が、果てしなく改められたり、切迫した状況にありまう。場所的にも力がかかるとも、実行阻止行動の研が打たれて、現地の苦悩は大きいですが、土田村長支持者の活動も激しくなり、私も追加の言葉を。と、あえ下、四、九共同行動の村の一部と同感にいます。ニュースが、出来たお返りします。

一九九〇、四十五 山浦 元

松下さんが、果てしなく、テーマにあたることを、お返りに。

5

し始めた時 権側が私を保護する目的で、戦後、そのまゝという
わけです。 別紙 A 参照。

① 別紙 B、C は、この真実を、新聞に掲載するにホーンテラ。
新選の、このホーンテラを教し、これをやるべきです。

シポーター 藤原 邦 という人、この人物がある。彼は、
妻が、事態の、現象的だが、比較的、正しく書かれています。
田中 一、この事態の、真実を、

この後、事態の核心を、私の把握した、私達の、理解を、

別紙 B、C 参照。……… 田中 一、この事態の、真実を、

なりました、ホーンテラ。

90、4/15

亜紀書房

五十嵐 良雄様

お身体の不調にまかかわらず、お手紙と資料をお送り下さり、
是ことによりお礼申し上げます。

3、27集会の連絡帳とご一緒していただきました、このことで大へん喜んで、文章
の作成～発送までお宮内さんには、Tel. 124742と3、 (コピー同封)

神奈川県秦野市南台名小南前 2044-B605 の五十嵐さん宛てに
Tel. 0463-77-7628

送り、また、ご返信が、ついでには幸いです、このことでした。

しかしお礼の回数が増えてくる五十嵐さんの手紙の差し支えの住所は

相模原市相武台 2-14-20 Xゾーン極B 203号室

Tel. 0462-54-1060

であり、宮内さんは旧住所へ送っていただくことにしております。また、ご返信の
度ですみませんお心遣いありがとうございます。

いずれにしても、私の五十嵐さん宛ての前回は、3、27集会の連絡帳
とご一緒して、というご前提とするもので、失礼の至とお心遣い致し

ます。そして、その上で、今回のお手紙は ~~送ら~~ 送らざる、五十嵐さんの
3、27集会の報告(お宮内さん宛)への手紙としまして報告を ~~送ら~~ 送らざる
理由で
して下さることを、お宮内さんへお報告申し上げます。

年の方では、大阪で「伝習館」の裁判を支援してきたグループの発行する
 パワの最終号に、3.27集会や五十歳大人のテーマに因りてかきつけた
 原稿のコピーをお送りします。(10月完成後あらためてお送りしますが、
 原稿のコピーを早くして頂くのも 激励になると考えました。)

一般向け、ほとんども知らぬような五十歳大人のテーマ(とつくり、それ以上
 に重なる田原女子大の元全学闘の反革命性のテーマ)は、年におかした
 いくつもの集会でも報告し、討論して頂くつもりです。

以上お送りして頂く資料は、それと此警報と然りとついで
 人々によります。

五十歳大人の決して強固に闘うべきから、心強く生きて
 いきますように願っています。

又。

90.4.19

松下昇

山浦 元 様

私の手紙を発送した直後、4/15日のお手紙と資料をうけとりました。お礼の山浦さんへたいへん御礼申し上げます。

5月12日

私の愚問を聞かれたら、アコと間違っています

←(お礼) ← ~~アコと間違っています~~ 返す

概念集 (a) のこと

→ これは抽象物としてのものを扱ってはいけません。

山浦様へお礼 (お)

(a)が実現した、すなわちより強く見通しはできてくるはず

(b)に近づくと、(a)の批判対象は(a)のL²に近づいていく

↓ (批判はいつまで?)

批判は、批判そのものと異なった発想としてあり、それを批判して

根本的な(a)と、(b)の双方を、同一水準で「同一層」で

思いついて批判の対象にしていく場合 (京大の占取空間を) に

批判は、相対的なものでなく、法的に何らかの人文と結びつけられ

この争いは、公衆と非公衆との争いであり、より広い範囲に存在する。(次回)

もし、いやがらなく批判や会議に出席すれば、批判の方向が

実現することになるので、どうも大変な争いになるのでは

(大抵一般知識人が知っている)

いかに近づきすぎると、批判の対比がたゞは、お思ひにありませんか?

私は可能を限り、原則的に、公平にふるってほしいと思っています

口元は35000x200と思いつく人は、反論していき、内政していき

お礼のにくしかが

半争か

生き方の全テに

(田舎的にはあらたむ)

山 満 元 孫

記念集の訂正リストと10ページの上の部分を追加します。
訂正をお知らせいただきありがとうございます。5:9には前回は記した
方がよく見えます。それ以上は見えない。山満さんへは
字が遠くから見守っていただけると思いますが、何となくとします。

90.4.29

松 下 昇

山 浦 元 稿

五十嵐氏から、5.1付の表紙にとどろきしたのを、^{コピー}寄本を
お送りします。てまははさくがりして、27集会の^{資料}加添に
取寄したものとす、管内で全由の^{資料}の^{資料}と考
私に管内に^{寄本}を~~送~~送^りつて依頼~~する~~し
ます。

~~意見をお知らせ下さい。~~ (田宮さん)には、直接山浦さんへ~~お送り~~
連絡^{して}下さい。

また、発行予定のバリエには、ぜひ掲載したいと思っております。
この時管内さんの判断^をに^かか^りて実現^しま^しよ^う。 知^り註^りす^べき^なら^ず

前回の記念集は、第1次発行分を、何れかの訂正を
必要としつつ、第2次発行分を追加してお送りします。
ご感想などをお伝え下さいませ。

'90. 5. 6 松 正 昇

追記 — 五十嵐氏から、総評、全国一般労組の文書 (掲載誌、且つその
向い合せ中誌。)は田宮さんを全由して、理解大の小林さんに送ると
決心をしようと思っております。小林は、この系所を活動して下さっています。

大都市圏のゴミの行方

核燃訴訟原告 山浦 元

東京都と神奈川県は、昨年度のゴミ総量は夫々五十一万七、三三〇万七に達し、東京湾と県内のゴミ最終処分場は二年後、五年後に満杯となり寿命が尽きる。電算機やOAの普及による紙ゴミの増加が主因と言われるが、中でも企業が排出する産業廃棄物は前年に比しほぼ倍増している。ここで驚き思考停止すると行政発表の陥穽にはまってしまふ。医療や研究に伴なう放射性ゴミの処理施設も最終処分地も未確定なのである。放射性廃棄物は法律の上で「産廃」から意図的に分断されているが、その殆どは産廃である。即ち柏崎刈羽と福島富岡で生じた核廃棄物量に管理に要する期間重

率と危険因子を掛けて加算すれば、都会に住む私達が生み出すゴミの量は天文学的数字になると言つてよい。その行方はどこか。廃棄物処理法によると、産廃は「事業者が自らの責任において適正に処理しなければならぬ」（第三条）としているだけで処分地の規制はない。実は四月二十六日、低レベル放射性廃棄物に関する非公開暴力ヒアリングに対して私達が六ヶ所村で抗議行動を展開しているさ中、北海道と新潟を含む東北七県の知事らが東京に集まり、激増する地方流入ゴミの対策を協議していたのである（四・二七付東奥日報）。宮城県の調査によれば、昨年県外から持ち込ま

れた産廃のうち九七％は関東圏からだつたという。ソ連、中国、東欧諸国が羨望して止まない高度資本主義・高度科学技術文明とは、大都市圏の、膨大なエネルギー浪費と、循環性がなく処理不可能な廃物垂れ流しによる環境破壊、そして地域差別、地域住民の人権侵害の代名詞に他ならない。――新潟や青森の人達と原発に関する議論を交しても、「代替エネルギーは？」と言う類の愚問に接した事はない。「げんこくだん」第三号でふれた東村産廃処分場許可取消訴訟の弁護団にお願ひして、判決文と最終準備書面を送つて頂いた（回覧希望の方はどうぞご連絡下さい）。住民の五年

に及ぶ筆舌に尽し難い労苦の跡を辿りながら、直接の告発対象は行政と産業だが、廃棄物問題に象徴される自らの負性総体を未だに自覚しえていない「科学技術」と「科学者、技術者」の在りようが根底から問い質されているのだと直覚した。これは、核燃訴訟の最大のテーマの一つでもある。二〇年余に渉り安中公害裁判にも弁護団長として携わつてこられた高田新太郎弁護士さんから、冒頭の報告とアピールが寄せられた。さらに、許可を得て準備書面の結語を転載させていただき、東村の方々への私達の共闘の意思表明に代えたい。前橋地裁は、東村から提起された世界史的課題と渾身の表現を理解しえぬままに黙殺し、原告不適格を宣したのである。

一九九〇・五・九

松下昇様

現地

福島が三原発する妙の怪報再南胆之行が遠日行々々々。五二六、日帰
リも参加して来ました。神奈川にはま不見くする濃霧と明る海
と透明を青空に開きたる言図町の小島にみ込にありませ。柏崎
同様、鼎も自然にありませしかる限りは人情の厚い地味に。それと対
極にある文明の怪物がそそり立つる光景は異域の一言に尽す。
無神論者の私に、二六は神への冒瀆だ。と心づぶやした程です。
宇宙の一切の運動の普遍の原因を神に帰し、ニートンに劣るかえり運動も
存存則を定めたデカルトは、自分が反原子論者であつたことを、今こそ、
靈骨を自己批判してこそよい。神は原子にも運動をも与え給うたよ。

↓行まふにござりました。

南作

(三) 四二六対おまが五二四行のあやかしと概念集(計二部)、そして五二六の文
書、あしがとうおりました。自分をよくおぼろく果れと相手にしつめた
うなとあやかし対象を決し、見放さず、思想の課題にくりえんといふ
ゆえにはおぼろくすゝかあります。松下さんの表現を評価すると

No.1

かたがた「マルクス、その可能域の中心」なんという本を説き始す
私達に(敵)は居ても敵は居ない(味方も同じ)と解せませ。二六は
お手紙の片をよみ、概念集の率直な読後感もあつた。
吉本はとこく、柄谷行人達にツツ、きさんと進路しつるとの約束
(一) 情況への発言)を未だに果してしまひ、反省しきりむすか。六。
年々保、大学闘争を口にするも自伴がアテ口と言わぬやうの中
で、松下さんの時を二六下想像力・分析力と信じ難い表現力ど
現情況の土音かつきふ崩さつたつあると感ぜませ。今や直接のテキスト
固より「申し立ての権限」のロープによる利行は、思はず私の芝居を
運に紹介し、念押ししてつたといふ考えませ。特に印象に残つたの
は、「死を前にし」の項。どんな困難な状況にも耐えらるると思
える体験を私もいつか読に浮かべるこゝが出来ませ。尤も、松下さん
のよくだ、それをも思慕的に昇華させたいませ。……文字通り
同時代を生きよませた私にとつて、反感という以上の深いインパクトを与え
てくれた。表現と評しておきます。

No.2

(又々、手元を眺みてゆきゆきあります。読む用です)

(三) 今月の初め、河村さんに会い、年表添削を、と依頼し、同時に、田二氏行
 で記した事、田三さんへ「文章依頼の旨が、中から始めよう」と
 通知した事、が、私同様多忙で返事なし。五、四日、お送り頂いた
 五十嵐資料を、両氏へ送付し、田三さんに再通知したところ、五、二日
 電話が入りました。五、八日の午後に、お話ししました。と、その日、三、二七
 前、松下さんは既定方針とする事は、承。昨、日の午後、文、原案を、書
 い、と、押、さ、し、ました。五、二七、の、日、に、田、三、の、研、究、会、で、せ、と、打、く
 合、を、お、出、来、さ、す。二、八、日、の、日、に、さ、つ、か、ら、五、二、八、日、に、貝、原、と、校、接、連
 絡、会、と、の、内、容、は、御、見、察、さ、さ、す。田、三、さん、は、ま、あ、本、願、は、な、い、し、う、言、
 我、自、身、は、岩、村、採、集、自、体、が、問、題、段、上、り、契、機、に、な、る、と、考、え、て、い、ま、す。三、二
 七、に、お、編、集、方、針、は、と、ま、り、と、考、え、て、書、誌、者、を、確、立、し、な、さ、う、な、ら、ば、失、敗、し、た、わ、い、
 今、と、ま、り、は、上、の、方、針、し、か、を、お、見、な、さ、う、か。

一九九〇・五・十四 山浦 元

(進記) 群馬県東村鹿野新設の井澤士から共同のコメントが届きました。
 コピーを同封します。金巻系物を地味に入ります。お返事があいます。

山浦 元 稿

5-5 福島をとり、この地のことと想います。昔々、新潟、東京と
をめぐり、広域を活動し、又あつた山浦さんの情熱、真意、やはり
點検〜'60年頃〜'70大学卒業〜現在、南東北への怒り、こころと
推測し、かつ敬意を私に述べます。

4-29付の東京紙に、連休の間に、5-7にやると到着した。
知人送、大船倉子の方向へ、(5-26付 5-28付 5-31付) 舟をり、とこれこれ
おもしろいところへ、(5-26付) 感想と、おもしろく、
知人前便に記した 5-9 京都地裁〜控下位の会議、基本的に
知人の方針に賛成、何となく、支持を得て、(5-26付) 5-28付、
知人、論議は、おもしろく、(5-26付) 5-28付、論議も、
に因らざる人々、(5-26付) 5-28付、(5-26付) 5-28付、

5-29付でお送りした「伊豆」第5号「伊豆」
の福島登壇許裁判決批判、大へんおもしろく、この都合で、
アスリートに配布する価値あり。知人へお送りしました。

この文章にこれらと、科学技術裁判の譯と知人の情説批判を
結合して展開する場をつくり出して、またいもです。どしどし、
不都合な点と、(この場合) (この場合) (この場合)

山浦氏は、4.29.37の「新雑誌」から東京の教授職に就任
 と記述して居り、その事から推して、山浦氏は10年前の
 前後であらう、この事から推して、山浦氏が東京の
 教授職に就任したのは、山浦氏が東京の教授職に就任
 したのは、山浦氏が東京の教授職に就任した時である。

資料の傍には、横線を引くようにして、山浦氏の個人史、ま
 り著述の事などは、本来の論議とは、関係が深いものがあると思
 います。山浦氏以外の人の、山浦氏の著書や作業量の割合の事などは
 共有する事柄を、必ずしも、記述して居る。

娘のまやが、インテリゲンシアへの教員職に就任し、日本の教育主義の早し
 むと、自分の眼で見た、高校の教育実習で生徒に伝えた事、
 友達が死した。この高校（母校でもありません。）で、
 大塚先生と、教師と共同研究を始めた。

↓
 本頃の教科書「一本の教科書」も、本頃の教科書も、
 五十歳以上の元氣は、 $5\frac{1}{2}$ の年次のコピーも同様です。
 所が、別の年次は、 $5\frac{3}{4}$ の年次の山浦氏への前項で述べた全
 部の事柄に、同じ記事は「新雑誌」'90.1月号に、
 載っています。

'90.5.17 松本 豊

山浦元穂

私が5.17日の号誌を出した後で、5.14日の号誌を34
とりました。概念集への「批評とカレバ」大へんうせし、お礼を申し
上げます。

その後、5.17日の追伸を5.22にうけとっています。

* 総務パネを原稿の依頼文にのって

ていただいた、正確にかかれた、よい文章だと思っております。この

自筆としまして、つけ加えをとりはかりませう。

* 2 号誌への共同としては、3.27集会への参加者全員と思

とさせていただきます。

概念集3冊送った際に

3冊

竹内幸子さんには、私が、27集会への感想と、自分の号誌
記事の感想をそれぞれ添えて下さるよう依頼してあります。

五十嵐さんには、すでに原稿が1号として登場していただき

今後の追加も可能です。

* 山浦さんもかいておられたように、総務パネ、ポジは、具体的に
できるもの自体よりも、ポジ自体を提起できるとおもっています。

多分 10人たりする人の各5枚位の原稿をまとめて

パネとして発行できれば、よかったです。私はひたひたに思っています。

これは、山浦さんにしか、このやり方はないとありますが...

* 前段も最低履修目標として設定して万が一、あてはまらない
提起できるところまで提起し続けたいと考えています。

例えは、宮内さん、小林さんに訂正は、(勿論、河野さんに訂正も)

① 5枚の原稿をかくこと。(できれば、自分の文章を書く
自分の文章を書くや教材
へのやりとり、+33をして、でき上がったこと、その理由など
について)

② 簡単に最後まで作化する。だから途中まで作化する
して、また自分の途中までやり、自分で依頼する。

(編集責任者以外の人へ)

また、河野さんと田舎さんの発想のくわがいは、どういうイメージを
とらえようかと、最終として(2)のくわと結果が大きいところ。

(細人別)

* 5月、6、16に大阪で、もう一つの解散集会、お返りのため、

(大阪)

この場で東京の全通を語り、6、16の全通を東京の100%の原稿と

同じようにして

しなかつ、というダイナミクスを構築を立えていきます。(案内のコピー同封)

(21)

* さらに、⑥月末までに集まった原稿、集まった原稿の批評や

この20年間に感じてきた問題集の全面展開をすすめていきます。

資料のため、どうなるかは実際判断はとらえて、

いざいざと、どうなるかを語りうる。アノと山浦さんと共有して

たのしみです。

9.0.5.23 山下 昇

「伝習館」を考える大阪の会

解散例会案内

1970年6月6日に伝習館三教師が処分されて以来丁度20年の歳月が経とうとしています。およそ半年後に発足した「大阪の会」もさまざまな経過をたどりつつ足かけ20年のあゆみをつづけてきました。

20年という歳月は決して短いものではありません。残念ながらその間の周囲の情勢の推移は私達会員の「会」を持続していくエネルギーを凌ぐものがあったと認めざるをえないようです。会員個々のそれぞれの場における運動を「伝習館」の名で括ることの困難さは年毎に強まってきたように思われます。

「伝習館」に託する思いはそれぞれにあり「会」としてこれまでに開けり学んできたさまざまな出会いがあったことは言うまでもありません。「会」として自持支援をつたえてきた松下氏の闘争は継続中です。しかし、「伝習館」最高裁判決までつき合う、というゆるやかな合意の下につづけてきた「会」としては、一応の組織としての区切りをつけなければならぬと考え事務局を中心にその準備をすすめてきました。

そこで右記要領にて「解散例会」を開きます。前半はヤ・フォー・メールに、後半はア・イン・フォー・メールと会を運営したいと考えています。目下編集中の会報最終号(111号)と手に単なる「同窓会」と超えた例会がもてればと期待し、ひとりでも多くの参加をお願いたします。

1970.5.20

— 事務局 —

記

日時 6月16日(土) 16:00 ~ 20:00(予定)
(6/9より変更になりました！)

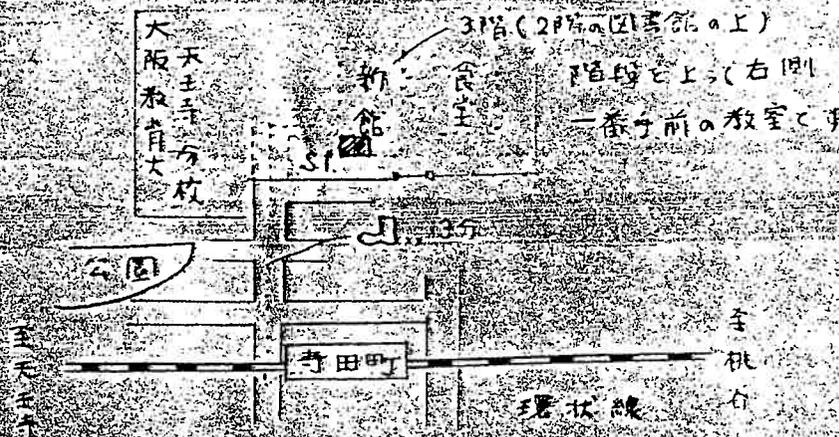
場所 大阪教育大(寺田町)新館3階 S1教室

テーマ 「伝習館」——「解放教育」なのであり、その後

参加費 1000円(飲食代)

報告予定者

- ・大阪の会より 白鳥(会のあゆみ), 森本(淀商闘争), 渡辺(74年全同学会), 原(現場より), 門内(現場より)
- ・招待者より 茅嶋, 山下(交流クラブ), 松下, 敵本
- ・フリースピーチ 参加者全員より



松下昇様

又、好ましくお読みになりました。五二七付、その五二三付の御手紙も
よくお読みました。一本のバナナが「はすはす」いお祈りです。娘さん
もよいお祈りにお念を寄せたいと思います。二水からうごかして心を
折って、一こりとお伝えくわい。秋の娘も(私大)歴史を学んでいきます。
是非読ませることにします。(親バカも、夏休みそうですが、昨年、よく勉強した
らしく、今年(夏)の授業料が一切免除に切り替わりました。助かりました。
おんミエのようご挨拶、ほんとは有難うございました。この頃の折紙がぬぐ
いさうぬぐいさうです。ご考案までに、原子力を情報通信「ハム」の折紙
刘をこころ下さい。

八二七付にのりご報告します。

No.1

五二七、上野の民会館で研究会。田舎さんと会い、其の日に文芸系を丁
承、私が発送するのになりました。その翌日、宮内さんへ便り。名承を信
じたお返すが、やはり、五十歳、貝原問題は私にあり、松下さんから依頼さ

水、五十歳、資料題は、^{また}此にも発送して、と話し合いました。田舎、宮内、山沖、三
人、お金のついでに、合つた、と、大ニ、六三の新潟行動後、連絡する
ことになりました。名承は、すぐ送って、本日、一応、別紙、三七名に
依頼を、おしやりました。公平を期し、金も、ノーコメントに、おしやりました。三七
にお席、水、大木、川野、西氏は、住所が不明を、宮内、河村さんに依頼。又
五十歳、竹内さん以外に、^{名承外}松下さんが、竹内さん、おしやりました。二白申、お祈り
します。二水、小孫、宮内、河村、酒田さん達にも、伝えおきます。
五二七付、折紙、お返りと、実況、お返り、お祈り、お返りが、期待したいです。

宮内さん達と会った後、又ご連絡させていただきます。

一九九〇・五・三〇 山沖 文

No.2

山浦 元 様

五十嵐さんへ 図案の送付は同封する手紙と資料を送
りまして良かったです。資料帳を二つと録音して下さると
直感の資料が、5/31まで手紙に去ります。(工場の資料)

山浦さんへ どうお喜ばれますか?

(この資料、資料帳を二つと録音して下さると)

この資料帳は少しずつ資料を上げておいた、この資料
を作成しはいたしして下さる。今資料を二つと録音して下さると、
資料の資料帳

資料 (資料帳) 2冊分

資料	資料帳 /	2冊分
資料	資料帳 /	2冊分
資料	資料帳 /	3冊分

資料の資料帳 (資料帳)

山浦さんへ 資料帳の資料を二つと録音して下さると、資料の資料帳
送付は可能です。他の資料に二つと録音して下さると、資料の資料帳

9.0.5.31 松田 昇

資料 - 神戸大学関係の補充資料へ二つと録音して下さると

追記

①

報告集の14行を、何故か赤い線を引いて、
と見ました。〈甲乙の極限〉については、

16行目 「展南子報告に」の次に「のけ」を入れる。

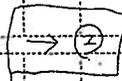
8行目

24行目 最下行「た」の次に「く」を入れる。

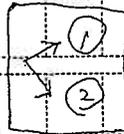
②

私の5、23行の字句にも誤記あり。

2枚目 *4



の字句は



*6 「6月末まで」は「7月末まで」

五十嵐 良雄 様

5月に入ってから、国交のめざましい展開に目をみはってふり、
新聞にわたるお生紙や資料は、四覽を含めて、共々お役立てており
ます。とくにこの一週間は、おもしろいものでした。

① 岡子と長屋氏が、これまでにとのほうを誤りと考へ
てきたとしても、^今「^今今では」という要求とすべきではないかと
考へらる。全学（および市民）の大家の面前で自己批判させ
る場をつくること、^今「^今原則では？」

② 「^今「^今今では」という要求とすべきではないかと考へらる。全学（および市民）の大家の面前で自己批判させ
る場をつくること、^今「^今原則では？」

と考へるのです。ぜひ、こゝまで下さし、国交にかかわる人々へ
お伝へ下されば幸いです。

さあ、先日お送りした概念集1に続いて2と3をお送り
します。このお返答の人々を「^今「^今今では」という要求とすべきではないかと考へらる。全学（および市民）の大家の面前で自己批判させ
る場をつくること、^今「^今原則では？」

90.5.31 松下昇

「総括パンフ」原稿のご依頼

梅雨の候となりました。相変わらずご活躍のことと存じます。去る三月二七日、豊島区立勤労福祉会館で河村裁判報告集會が開かれました。普段、互いに顔を合わせることが出来な方も多数参加され、各人の近況報告と共に、河村、小林、宮内三氏を中心とした長いたたかひについて、様々な思いが語られました。

集會の目的の一つであった「救援連絡会」の活動終結にあたって、これまでの活動をまとめるパンフの刊行の件も、特に回交論はなく、田宮、松下、山浦が編集にあたる事になりました。既定の編集方針の骨子を再録します。

- (一) パンフの基本に「救援通信」のバックナンバーを置く。
- (二) 必要と考ふる資料を指摘し提出する——特に通信発行前の時期について。
- (三) 自分のかかり方や、出合った問題について文章を書く——四〇〇字詰用紙五枚程度。
- (四) 編集責任者をきめ、刊行費用は救援資金の残りから出す。

(五) 出来るば年表を作成し添付する——原則として被処分者が作成する。

以上ですが、さしあたり(一)項および(三)項について、「資料の指摘」を提出し、「原稿」もご依頼申し上げます。困難な課題をかかえて苦闘されてゐるものと推察しますが、七月末をめどにお寄せいただければ幸いです。

送付先 (〒) 二四三—〇四 (TEL) 〇四六二—三三—八六四七)

神奈川県海老名市さつき町一—三—五〇六 山浦 元

なお(四)項にかかわる「編集責任者」は、編集者間で決めることをご了承ください。また、河村闘争を主にした年代順資料リスト(約五六〇点、三・二七に配布)を希望される方は、右記までご連絡願います。

一九九〇・六・一

田宮高純、松下昇、山浦 元

① 我々が元々元々がもう満60おとんの年齢の三種類の
葉とさちの常曲にさくさく。 葉はさちの体にはあつた。
生涯の葉と常曲にさくさく。 ままにまがは機に正しく常曲にさく
陽々。 本葉、普通、の健康者のまにさくさく。 ……さくさく
描きと休むまに葉と常曲にさくさく。 ……さくさく。

① 葉とさちの常曲にさくさく。 葉はさちの体にはあつた。
生涯の葉と常曲にさくさく。 ままにまがは機に正しく常曲にさく

葉とさちの常曲にさくさく。 葉はさちの体にはあつた。
生涯の葉と常曲にさくさく。 ままにまがは機に正しく常曲にさく

9. 6/13

〇〇〇〇

① 謝道隆の返事だけだと、味気もないが、私の若い友人たちが、金稼ぎのついで勤めるといっている小冊子と、同封させておいたから、お返こしする。

「風化せざる生活者であること」 新雑誌の「一九九五年七月号」P32

「スルフィーと松下由樹」 シン 一九九〇年七月号 P40

↓ 資料も読者原稿として書かれたものか。

① 私を松下由樹の昔の雑誌の文章と同様、恐ろしい田舎者の一人として田舎者の命を奪った人物とみなす。しかし、同時に、同様の秋の頭脳ぶる者の理解を促すこと、理解の文章を書く人への希望。

権力を揺るがす真実に迫った ルソーと松下昇



焚書にされた『エミール』

青春に在る人間(1) 或るいは、青春を生きている人間(2) 所与のものとして、自分の意志と関係なく、形成され、そして存在している。(3) 現在の制度や秩序や慣行や常識に対して、全く違和感を感じたことのない人間は、(私たちがどやては)全く縁なき世界の人間(4)と(思う)。(5) そういう人間たちによって、現在の世の中の体制が形成されている。私たちが支配し、抑圧し、そして管理している権力というものも、そういう人間たちによって支えられ、つくられている。

一つの時代においても、真実というものは、常に、所与のものとして存在して

いる制度や秩序や常識などによって、隠ぺいされている。その時代の公共的理性 (raison publique) に基づいて生きる(6) わゆる制度的人間たちによって、真実は、常に葬られている。そのことに関連して常に想起させられるのは、J・J・ルソーの『エミール』の問題である。こんにちでは、この『エミール』は、近代教育学の総ての原理、原則が、先駆的、開拓的に示された古典的名著として、その評価は世界的に定着しているし、また教育学研究の世界におけるバイブルと云った性格の著書としても位置づけられている。ところが、この著書が公けにされた時、同時代の人々は、どうしたか。時代の秩序や制度を乱すものとして、こ

の書をフランスでは焚書とし、その著者を追放処分にしたのである。またジュネーブ共和国公民J・J・ルソーを著書名としたため、スイスにおいては、その著書を焼却処分に付すると共に、著者に逮捕命令を発したのである。これは、一体、どういうことを意味するのか。秩序や制度から排除され、焚書とされるということは、同時代に生きる制度的人間たちにとっては、J・J・ルソーという思想家は実在していないということであり、かつまた『エミール』という著書は、この世に存在していないということなのである。

高度情報産業社会と言われている現在の日本においても、こういう事態は、本

(190.8.10)

相変り不厭しい暑さの続きますが、お元氣でお過すの御様子、何よりのこととお花に申し上げます。

さて、お申し越しの「救援連絡会」の活動に關するパンフレットの件ですが、私は「救援連絡会」に關しましては、活動といえるようなことはしておりませんので、お申し越しの趣旨に合ふような原稿は、とても書けず立場ではありません。

宮田氏の不當処分に際しましては、私も具体的に關与できませんでした。状況にありましたので、微力ながら、それなりに取り組ませさせて頂き、ました。しかし、この問題は「救援連絡会」が、むしろ此の所に結着のついた問題です。三十年経った今日になつて、今回のパンフレットの原稿にまとめ、内容でもなつたと思ひます。ただ、宮田問題は「救援連絡会」の母胎のような位置にあるように思ひます。その意味を、今回のパンフレットにも、それなり記述は必要ではないか、それは私のまとめることでもありませぬし、以上のようなゆいで、原稿をお送りしなかつたわけです。ご了承下さいませます。

八月十日

北島 巨 一 郎

山 浦 元 様

(190.8.28)

山浦元様

猛暑が続いて居ります。おえ気の事と存じます。

「総括パンフレットの件」度々お手紙を戴きながら協力出来た
ないことを申し訳りなく存じてあります。

何かわり方がよくないところがある。なめく。書信とかお手紙せん。

「対通信の発送を宮田さんとやら。植地裁に通ったり

少々のカンをとませていた。たり信の事しかやっつておかない。めらめら
ません。もともと内容的に薄くおのやうな事ならほとんどもあつてか。

申すまじりません。この「勸告」願いたいと存じます。

ご尽力。ご協力にあええする事が出来ず誠に申し訳り

ありません

この「勸告」程を

至一

山浦元様

松下昇 様

(一) 六二二三、刈羽六、七号様、Eアリダ、反封開争に参加して来ました。中三当期、作文の表彰を争った岸方の建物を、彼等の御怒をもつて相違し、ソリたのどすが、多分に相違して場所も何れも一まじりあり、造る度多く(一)た下かえり下。(新潟日報の記者、コビー同証。六〇年、岸方の再建と言えましが、ヒアリダには、日笠の村業者達が参加して居りました。ソリ水、徹底的に裁判を展開する。予定通り。)

(二) 五三三付の五千紙と神々空も開争史、五十歳因縁資料と六四に争う事になりました。再三の行きてか、いに苦笑しています。松下さんの二紙判通り、私も、折衝しを助けて、必否しは絶対には口にするべきではと、承えます。その瞬間、拘争と同じ水準に落ち込んでしまふことは自明ですか。 言内さんの一審判決は、該んだ記憶は取のりあり、リマが所有して居る。河村さん老に、残りの可能はもたなく、コビーを送る下で、まじ助のりです。 リストにソレコナテも争って居る人は、松下さん以外は居りません。十九日(土)夜、言内建案工務で、回言、言内さんと合うことを、テリました。可能な限り、松下さんの、二本まじりのお考えを伝える味方かしますが、どうなるか……。原稿依頼した徳永さん、河口豊、貝原久(一)三紙への通信が、数層不明で返送されました。言内さんに向い、合わして居ます。又、五十歳さんから、同封の五千紙が届きました。簡字をお札の言葉と、掲載年月確認も若に、河村リストを送っておきました。初のキエウリとナスが出来始めました。お送り 一九九〇・六一一。 山浦 元

(三) したく、いす、ごは又、

山浦 元

② 五十嵐 さんの 国交に関する 知の 原則的 指摘と 支持して下され、

いかに思っています。 かしこければ、 かりに 知をせよ、といふ 主張をして
実際には 指一本 山に 山をいだけば、 といふ フラウ マネの 至ニ 二カバニ

命の 心算が きたりて 知として、 かりに、 せよと びつて、 (これは 素直に
命令の 原則は 貫徹する べき、と ありて 主張して います。 できは、 個人として

(知の 6、12 月の 詳細の コピー を 同封します。)

五十嵐 さんが、 知のと して、 運送、 流水の 中にて、
「新報 読者」 7 月号の 記事の コピーを、
いかに いくのか とも 知

送られて います。 冒頭の 文章は、 新報に 掲載して います。

知を かりに 送正して、 かしこに 送達し、 二カバニ の 間、 合せて います。
(コピー を 同封 します。 → できは、 河津 田宮、 管内 各人の コピー を 渡して 下され。

かしこに 注意は、 大々 取りかかると、 比較 される。 思ふが 年
高の 差業 であり、 各人が、 自分 がかかると した 教育の

単位 の 下への 下で、 知と かりに かりに、 かりに かりに、 かりに かりに、

かりに かりに、 最上の人 であり、 かりに かりに、 かりに かりに、 かりに かりに、
思っています。 (これは、 本と かりに、 かりに、 かりに、 かりに、 かりに、 かりに、

事要と かりに、 かりに、 かりに、 かりに、 かりに、 かりに、 かりに、 かりに、

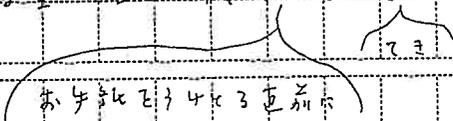
③ 6、19 に 管内 各人と 会合する こと、 でき ます。 知の 意図は

全て 山浦 各人に 委託 します。 (知の 意図 として、 山浦 各人の 意図を

展開 して 下され、 知の 意と、 最大限に 応用 して 止揚 して、 思っています。)

管内に在る一審判決を①で示す元金受取の人の母が

この旨の200-松を200-1とあり、お送りします。元の200-が受取、



の200-は、お送りするに付してお送りします。

貴重品資料とは及ります。

(400-200-1と200-1との区分が、御座います)

管内でこの旨を200-1とあり、

200-1と200-1とあり、

a. この判決コピーを松下へ山浦へリストに加えたこと。

b. 松下の刑事・民事事件で対応に役立ったこと。

(示談で他の大学での裁判や依頼を応用したことも)

E 語った下は、お礼、お礼、お礼とよくするでしょう。お礼の件一紙を

お礼の件一紙、お礼、お礼、お礼とよくするでしょう、お礼の件一紙を

お礼の件一紙、お礼、お礼、お礼とよくするでしょう、お礼の件一紙を

お礼の件一紙

c. 管内でこの旨を200-1とあり、

d. 救済基金の残高を確認して200-1とあり、

(刑罰企画の質と量に関連しては)

以上とりお返し。お礼、お礼、お礼とよくするでしょう。

90.6.15 松下昇

五十歳良雄様

6/8日のお手紙と資料をありがたくうけとりました。

1. 団交の件については、おっしゃる通り、岡本、長尾の両方に
訂して実質的に殆ど一本を融けさせようという状況を経てしまっ
たからと、大学斗争や革命の原則にそとついで、大衆的に批判
してゆく必要がありました。

この意味で、5/11日の確約書に、「教授会執行部・

学研主任と団交へ出席させる」とある文を「獲得して」

大衆的な糾弾～自己批判の方向へおしすすめること」大切である

と思えます。おっしゃるの増悪は「おっしゃる」大きく、正直性をわ

けつと、この命題は「おっしゃる」の「おっしゃる」か？

「おっしゃる」五十歳に強めた肉体的な解決～止揚。これは

方針としてよくことと致す。

以上は、知個人の方々とお話しは、今日の問題に心を

こめて注目して、6/9～斗争会も多くの意見を述べた。

(と、50歳には、大学へ復帰する意思はあられてるか！)

有る。おっしゃる場合を知ら、お話しして下さる。

2. 「新雑誌X」7月号の記事を拝見し、^{現在}私に送って、また

概念集に送って、はじめは公然たる友誼へ紹介の労をとっていただく
ことをご大へんうめしく思っております。(ご返事は、概念集2~3に
送って、又、お返します。)

力のこもったよい文章が、お出しの都合が、よく理解でき
ます。私なりに訂正して見ました。^{原文の方がよいのでは？}
^(コピー同封)
お送り下さい。(マヌケにして配布する前に内へ合せてます。)

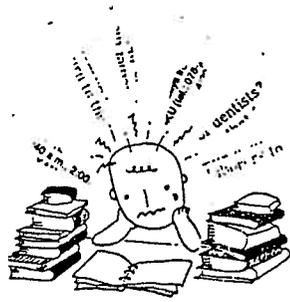
3. 以前お送り下さった^{5-15の文章} ~~手稿~~は刊行予定のバリエーションに必ず
掲載し、私の註をつけて、編集担当^{2名}は^{東洋}にて、
私の^{3人目}の位置に入ります。私の意見を無視して刊行する
ことは不可能です。五十歳以上の5-15の文章の

~~掲載~~と、宮内には~~手稿~~コピーを3、2の集会の全参加者へ配布する
ように依頼したにそいかかりました。貝原君との関係悪化を極めてお
拒否して下さるので、私と、私の意図に賛同する前記の山浦君
(東海大助事務、反骨精神の理論-治政家)の二人で、コピーを
河村君に渡し、君の人手に配布中です。

90.6.12

松下 昇

権力を揺るがす真実に迫った ルソーと松下昇



焚書にされた『エミール』

青春期に在る人間^ト、或るいは、青春を生きている人間^ト、所与のものとして、自分の意志と関係なく、形成され、そして存在している。現在の制度や秩序や慣行や常識に対して、全く違和感を感じたことのない人間は、(私たちにどつては)全く縁なき世界の人間^ト「^ト究(きゆう)と(きゆう)思(し)う」^ト。そういう人間たちによって、現在の世の中の体制が形成されている。私たちが支配し、抑圧し、そして管理している権力というものも、そういう人間たちによって支えられ、つくられている。

いつの時代においても、真実というものは、常に、所与のものとして存在して

いる制度や秩序や常識などによって、隠ぺいされている。その時代の公共的理性 (raison publique) に基づいて生きる、いわゆる制度的人間たちによって、真実は、常に葬られている。そのことに関連して常に想起させられるのは、J・J・ルソーの『エミール』の問題である。こんにちでは、この『エミール』は、近代教育学の総ての原理、原則が、先駆的、開拓的に示された古典的名著として、その評価は世界的に定着しているし、また教育学研究の世界におけるバイブルといった性格の著書としても位置づけられている。ところが、この著書が公けにされた時、同時代の人々は、どうしたか。時代の秩序や制度を乱すものとして、こ

の書をフランスでは焚書とし、その著者を追放処分にしたのである。またジュネーブ共和国公民J・J・ルソーを著書名としたため、スイスにおいては、その著書を焼却処分にするのと共に、著者に逮捕命令を発したのである。これは、一体、どういうことを意味するのか。秩序や制度から排除され、焚書とされるということは、同時代に生きる制度的人間たちにとっては、J・J・ルソーという思想家は実在していないということであり、かつまた『エミール』という著書は、この世に存在していないということなのである。

高度情報産業社会と言われている現在の日本においても、こういう事態は、本

質的には変りないものとして在る。現存している秩序や制度を乱すと考えられるものは、どのような真実であっても、その真実が、より根元的なものであればある程、それを主張し続ける人間と、その著書の存在は隠べいされ、排除されていく。

「単位」権力論

今、例えば、大学の問題に関して、日本において、最も卓抜した思想家が存在しているが、その人物の存在も、その人物の自己主張も、決して、大学問題に関する『図書総目録』には載ることはない。その人物の展開している思想が、大学のより深い根元にかかわれば、かかわるほど、その自己主張は、情報産業社会から排除されていく。

大学権力の立場に立っている人間たちにとつては、多分、こういう人物の思想は、大学の秩序や制度を乱すものとして、恐しい自己主張の展開として存在しているであろう。

その本人に了解を得ることなく、紹介していくので、紙上を借りて了解を得さ

せて戴くが、一九六八年、六九年をピークとして展開された、全共闘の大学闘争を、文部教員(国立大学の専任教員)として、最も鮮烈に闘い、七〇年十月、そのために懲戒免職となり、以来、今日に到るまで一貫して、変わることなく、独自の固有な大学闘争を継続している人物、松下昇が、その人である。

『松下昇についての批評集』や『松下昇表現集』や、『時の櫻通信』や、更にまた、一九八九年一月から出され始めた『松下昇、概念集』などを眼にする時、近代日本百年の歴史のなかで、初めて大学および大学教育の根底的問題が、また大衆的規模の運動で問われたその思想が、今や神戸大学講師であった松下昇唯一人によつて、追求されている感さえする。

『概念集1』(P32)において、「卒業資格を構成する各科目の内容を学生が習得したと学期末に教師から認定された時与えられる概念を意味する」という「単位」について、最後のところで次のように述べている。

「単位(制度)に関心がないとか、重要で

ないとかいう人は、例えば次のテーマに不可避免的に直面する時にも、そういえるだろうか。生活手段として資格をとること、さらに、生活することを最優先する発想は、どこかで必ず、既成の体制を支え、新たなファシズムを準備している。

知識や技術に関する資格(特に国家認定の資格)を持つ者は、無償労働によつて無資格者に奉仕しつつ、資格を認める機構(国家を解体していこうと試みる限りにおいて「ノアの箱船」に乗る資格を持つ。半年あるいは一年の期間ごとに自らの発想(存在様式の根底的な変換を公表しない限り「自死」したものとみなされてもよい)(P33)。

ものすごく難解な文章をもって表現されざるを得ない、全共闘で突き出された大学に関する問題は、この松下氏の『概念集』を抜きにしては深めていくことは出来ないと思う。それ程、その思想と人物は重い。

〈概念集刊行委員会——〒657神戸市灘区赤松町一の一松下気付〉

(I)

?

教育者・鉄の原則

風化せず生活者であること

敗戦と全共闘時代

私は、今、自分の60年近い生涯を振り返る時、この60年の生涯のうち、私のものの見方や考え方が、そして、私の生き方そのものが根底からくつがえさせられる時代に、二度程、遭遇した。それはまさに衝撃的な時代でもあったと思う。

一度目は、一九四五年（昭和二十年）の八・一五の日本の敗戦の時代である。この世に生を受けて以来、軍国主義、国家主義そのもの以外に、全く知らない時代に生きて来た人間にとっては、この第二次世界大戦の敗北は、まさに国家が、そして民族が滅亡することであると思った。当時、満14歳の私にとっては、それまで

教え込まれ、みずからもそう信じ込んできたことが、総べて虚偽であった。ということは、いかに衝撃的なことであったか。天皇が現人神であったことが、人間であると宣言されたことは、軍国主義少年にとっては、ほんとうに、びっくり仰天することであった。

ところで二度目は、一九六八年（昭和四十三年）、六九年をピークとして展開された全共闘の大学学闘争の時代である。なんらかの形で、この大学斗争にかかわった私たちの世代にとっては、この大学斗争は、敗戦直後の激動期にも匹敵するものであった。あの東京帝国大学（東大）が創立以来、一九七〇年三月、初めて入試が中止されるに至ったのである。

同時に、そのための学生たちの逮捕者数においても、大学が閉鎖された数においても、更にまたその大学斗争を契機にして、大学から追われていった教授研究者の数においても、或いはまたそれを契機にして大学に見切りをつけて辞めていった教授研究者の数においても、戦前、戦後を通じて、日本近代百年の歴史においても、それは全く想像を絶する程、すさまじいものであった。それまでの、教ええられるという関係によって形成されていた教育が、一時的であったとしても、まさに全国的規模で崩壊した。制度化された知の世界が、そして商品化された知の世界が、それまで夢疑われたことのない学問研究が、根底から疑われたの



である。

それから既に二十年近くたった現在、日常性そのものの世界でしか生きていない人間にとっては、この大学斗争によつてつくり出された大学の非日常性の世界が、一体、どういふものであるのか。全く想像を絶するものかも知れない。体験した者は、この非日常性の世界の現出によつて、教育というものの本質や、大学というものの本質を、間違ひなくその眼で見た筈である。もしも、大学や教育とかがわつて、おのれの独自の思想やおのれの固有の思想を形成しようとした人間にとつては、この大学斗争の体験は、決して忘れてはならぬ問題であらう。特に当時、学生存在として青春期のなかで生きた人間にとつては、それは思想形成の原点をなすものでもあらう。

小林・河村氏の生き方

時代の流れのなかで、時と共に、その体験が風化し、その志を人々が喪失していく。そういう時代状況のなかにあって、一貫して、その時の志を持続し、大学権

力を相手どつて闘いを展開し続けて来た、教授研究者が人知れず存在していたことを、この機会に、私は限らない敬意をもつて知らせておきたい。

例えばその一人は、日本大学の教員であつた小林忠太郎氏である。唯一人、あの巨大な日大当局を相手どつて、以来、十八年間もの長い歳月にわたつて、教育と学問の真理のために闘い続けて来たのである。一人の教員が無尽蔵に金のある日大当局を告発し弾劾し、大学権力を法廷の場に引きずり出して、彼らの非人間的な悪を糾弾し続けることは、どんなに大変なことであつたらう。最も働きざかりの人生の十八年間の歳月を、そのために費いやしたといふこと。

それだけでも、今の時代状況のなかでは、最も人間的な行爲であつたといえよう。生活していくため、誰もが例外なく権力に媚び、時代の状況に媚びて生きている時、孤独に耐え、時代の流れに耐えて、闘い続けた。

その小林氏の生き方は、ひとすじの人間としての誇りと権威を、改めて私たちが

に対して教えている。この九月（一九八九年）、小林氏の言葉でいえば、一時的停戦として、それまでの裁判斗争を総括した60頁程の小冊子を出した。

それからもう一人の人間についても、やはり敬意をもつて知らせておきたい。

それは関東学院大学の教員であつた河村隆二氏である。彼の闘いを中心的に支えた「大学教員救援連絡会」の会報『救援通信』27号は、十七年間にわたる河村氏の裁判斗争を終結させる号として出された。そこで河村氏自身が書いてある。

「長い十七年間であつた。私は現在五十三歳、人生の三分の一をこの裁判斗争に費いやしたことになる。私の人生には人間にとつて苦難という名の総てを受苦として受けとめることが出来た。戦争、貧困、苦学、労働、死別、そして解雇、裁判、失業、倒産、再就職……」と。

少なくとも学問研究の世界にかかわつて生きる人間にとつて、こういう生き方をした大学教員が日本に存在していたといふことを、決して忘れてはならないと思ふ。

(I)

編界教育

自己喪失・志喪失の時代に 三人の教育思想家の光をみた

固有の経験から

この世の中には、誰一人として、同じ人生を歩む人間はいない。その人間固有の、人生を生きていく。真の思想というものは、その人間の、個別、具体的な生き方にかかわって形成されていくものである。それまで生きてきた自分の人生の体験に固執し、掘下げながら、その人間固有のものの見方や考え方が形成されていく。真の思想とは、そのようにして生み出され、創り出されていく。豊かな思想を形成していくことは、その人間をひとまわりも、ふたまわりも大きくしていくということでもある。

ところで、制度として国家によって容

認されている学校教育においては、決して、この真の思想というものは、教えられることはない。常に、国家の容認のもとに、もっぱら存在している知識を、自分の生き方や、生きていく自分の主体とかわりなく、外在的なものとして、覚えるということのみを、教えられるだけである。試験が近づくと、教師に指示された試験の範囲のことを、自分の生き方と関係なく、唯々、覚えるだけで試験が終わると忘れてしまう。そういうことの繰り返しでわが学校教育は、営まれていく。一方また、高度情報社会という日本のマスコミを通して流布されているものは、主として制度的人間として、現存する秩序や社会の仕組みを全く疑う

ことなく生きていく、人々の表層意識や浅い感性に媚びている。

こういう現実のなかで生きていく私たちは、もしも、教育に関する問題を、根本的なところで捉え、考えようとするならば、私は、やはり、それを一貫して思想の問題として思索し続けている人々に注目していかなくてはならないと思う。そういう人々の活動や存在によって、複雑化し、情報操作によって管理されている現在の教育状況というか、現在の教育現実を、私たちは、より深い位相で触れることが出来るのだと思う。

一貫して思索

現在、私の知る限り、教育の問題を、



思想の問題として、根元的なところで捉え、自己主張を展開しているのは、次の三人の人たちのように思える。

まずその一人は、かつて塾思想家として新聞で紹介されたこともある一九四七年生まれの、小浜逸郎氏である。現在も、ずっと思想同人誌『ておりあ』を主宰し、いわば現在の新しい教育情況として、それらを思想の問題として捉え続けている。教育に関する彼の最初の著作とも言える『学校の現象学のために』（大和書房）が、一九八五年末に出た時、イリイチの外來思想をひっさげて、花々しくジャーナリズムの世界に登場して来た新進気鋭の教育学研究者Y氏（信州大助教授）を、完膚なきまで批判し、そのY氏のような思想体質を絶対に信用してはならないと断じた時、私は、彼への畏敬の念を一層新たにされた体験がある。

次の一人は、既に20年以上も前に展開された全共闘の大学闘争を、大学教員の立場から主体的にかかわり、以後、一貫して変ることなく、現在も変わりなくこの大学闘争を闘い続けている一九三六年生

まれの元神戸大学の松下昇氏である。その大学闘争で突き出された大学に関する問題を、或る意味では生涯を賭けて、取り組み続けている唯一の大学教員こそ、この松下昇氏ではないかと思う。ものすごく難解な文章ではあるが、大学問題や思想の問題として捉え、格闘しているの松下氏の自己主張は、私の知る限り、戦後の大学問題に関する最も深く本質を捉えているものだと思う。

一九八九年初頭から、出し始めた独自の出版形態で、『松下昇概念集』を現在も出し続けている。

もう一人は、埼玉県下において、高校教師として生きながら、既に20年もの間、中斷することなく、教員グループの中心となって、教育実践の具体アクション紙『異議あり！』を出し続けている一九四一年生まれの諏訪哲二氏である。誰がどのように説明されようと、また主観的にどのように捉えられようと、公教育の教師である限り、成績評価権と単位認定権を国家から委譲されて、権力存在として生徒の前に立つおのれ自身の在り様を、

擬視し続けながら、戦後の学校教師独自の学校論、教育論そして教師論を展開し続けているのが、彼である。本年（一九九〇年）八月二十五日（十七）、埼玉県の川越において開催された『異議あり！』創刊20周年、埼玉教育塾建塾10周年記念パーティ』で配付された『異議あり！』グラフィティ、一九七〇年〜一九九〇年の写真集は、その歴史を実に感動的な姿をもって語っている。学校教師が、おのれの教育実践を思想言語をもって語るといふことは、一体、どういうことなのか。そのことを、諏訪氏を中心としたこの教員グループは、見事な形で語っている。自己喪失してしまった現在の教育状況下において、この三人の存在は、今なお志を失わずに生きている私たちに限りない支えとなっていることを、ここに記しておきたい。

『ておりあ』（横浜市港南区港南台8の5の8の103）
『松下昇概念集』（〒657神戸市灘区赤松町1の1）
『異議あり！』（〒350川越市山田園の2）

山浦 元 稿

6.21 日の お手紙 ありがとう 二つ しました。

「批評書」や新沢の「2014」の
「私意」への手紙が、
「文壇」にとけず、と恐縮して打。

① 6.19 に 宮内・田宮 の両氏と 合紙 会談 での 雑談は、 基本的に 正確
でよいと思えます。(「シバネリ」が 如堂 に 字を 誤って みた、と、うやむやに します。)

(3) 五十歳 比の 文章 には、 しかの 希望 を取り、 和が、 へくつか
註を つけ する 予定 です。(「和」の 手紙、 一々、 2014 山浦 さん へ 送っ て いる のは、
「和」の 希望 があり たい ため です。 組合、 協会の 関係、 関係 あり ます。)

(2) 各人の 手紙 が 集った 段階で、 総体 について、 和の 批評 を つか えて いる
た はず、と 考 えて います。 場合 によって、 和を 直して 編集 担当 者と
して (!) 依頼 する こと も あり 得る でしょう。

ともかく、 7 月 末 まで 待つ こと になります。

② 6.16 に 大阪で 「経世館」 発行 の 大阪 の 会、 の 解散 集会 が あり ました。

7 月 末 までに (!)、 「モーニング」 の 解散 集会、 と いう 方針 として 和が かく
つ もり である、 当日 配布 された 会報 最終号 の 2~3、 6~7 ページ の
2014 を 送 り ます。

東京の 2014 の 資料 12.14
和の 2014 は 和の 手紙 です。

* 和の 手紙 の 内容 には、 山浦 さん へ 送っ た 手紙 が、 山浦 さん の 意見 を
述べ たい ため です。

和の 手紙 には、 「反響 遅延 は 隣 寮 各 差 別 可 助 長 する」と いう 筋 の 内 容 あり、
和の 手紙 は、 具体的 に 何 ですか? 「反響 遅延 の 何 にも 希望 する 社会
の あり 方」 に ついて、 和の 手紙、 より 本質 的に とり ぐ と 和の 手紙 があります。

③ 90. 6. 27 松 下 昇

和の 解散 集の 「難解さ」 に 対する 山浦 さん の 批評は、 想定 している 最上 の もの であり、
和も 深く 教 えて います。

「伝習館」を考える大阪の会

会報 111 (最終号)

1990年6月6日 発行

私における個別「伝習館」の終結に際して	茅 嶋 洋 一	1
もう一つの解散集会	松 下 昇	2
拙を守る——山下さんの近況など——	山下処分撤回を 進める会(北野)	4
目 敗けて勝つ闘いを	上 田 理	4
伝習館闘争と私	楠 敏 雄	5
「伝習館」から学んだこと	久 米 三四郎	6
柳 川 よ り	武 田 桂二郎	7
17年をふり返って	山 下 ひろみ	8
愛媛より「伝習館」へ	M. K. 生	9
うちのこものがたり(おじいさんへの葉書)	の ぶ ひ こ	11
日本全国、自主規制の嵐…	門 田 路 子	12
雑 感	左 右 田	13
20年後の思い	森 本 晶 子	14
(生徒の人権を尊重して下さい 勉強になるような授業をしてください)	森 本 未樹子	15
出された問いは答えられたのか	河 北 英 一	18
次 伝習館をめぐる人々(I)	渡 辺 毅	23
僕達の敗北	白 鳥 紀 一	32
まなぶ学力、問う学力	夢 眠	34
『どげんしゅうかん』とかかわって	原 野 達 夫	36
「伝習館」よ、もう一度	大 塩 直 也	38

発行 「伝習館」を考える大阪の会
高槻市日吉台 2-4-16 白鳥紀一方
郵便振替 大阪 5-95947

印刷 関西プリントセンター

育とのかかわりの視座を獲得するために、避けて通ることのできな
い課題でもあると考える。

以上、現時点における意識の一端を申し述べるとともに、この二
〇年に渡る物心両面での御支援への心からの謝辞を添え、大阪の会
・会報・最終号への寄稿としたい。
長い間、有難うございました。

もう一つの解散集会

松下昇

今年の三月二七日に東京の豊島区立勤労福祉会館の会議室で、大
学教員救援連絡会（六九年の日大・小林氏、七一年の東京理科大・
宮内氏、七三年の関東学院大・河村氏の解雇処分に対峙し裁判闘争
を支援するために結成された。）の活動終結にあたっての集会が開
かれ、私も参加した。正確にいうと、前記三氏の裁判の中で一つだ
け最高裁まで争った河村氏（他の二氏は二審で和解）に対する判決
（上告棄却、解雇の承認）が出された後に自然消滅しかけていた救
援連絡会に総括集会を行うよう提案し、これまでの活動をまとめる
パンフの企画を立てたのは私なのであるが……。私の位置は、正
式の救済対象ではなく、私の処分を契機とする人事院審理の二〇年
にわたる中絶に対して人事院を相手取った行政訴訟を東京地裁でお
こなったり、その二審段階で生じた刑事事件の被告人として東京地
・高裁で活動する過程でのかかわりという質的ながいをもつてい

たけれども、東京へ行く度に救援連絡会の事務所が置かれている宮
内氏の建築設計事務所に着泊させていただいたり、会議に参加した
りする過程で、正式のメンバー以上に？方針をうち出すことが多く
なった。その中で今も印象的なのは、河村氏処分の一審判決後の、
勝訴することを予測し期待していた支援者の多数が敗訴に意気消沈
していた時期に、代理人弁護士なしの控訴プランを提起して、各人
で控訴趣意書案を作成しつつ闘争（というより関心）の持続をはか
ったことである。

我田引水になるけれども、前記からも、職業的弁護士なしに裁判
を行うことや、審理が刑事事件化することを恐れずに展開すること
を実践的に提起していると考えている。しかし、私はハードなへ
仕事人としてのみ関わっていたわけではなく、各被処分者や支援
者の抱えている、裁判や闘争からはみ出す領域にも可能な限り参加
し、例えば宮内氏の事務所でおこなわれる同時代建築研究会の企画
する現代建築用語集に、ヘバリーケード、法廷、監獄の三項目を執
筆し、企画方針や各項目の内容に意見を提起してきているし、小林
氏が現在おこなっている市民大学風の共学舎への参加や、河村氏の
短歌集（幼い息子さんの死を契機にあふれた数百首をまとめて刊
行したもの）への批評や、この方法による現状の短歌的形象化の
作業への共闘もおこないつつある。最も中心的な支援者である山浦
氏（東海大）の反原発運動や科学技術論を媒介する討論も。

ところで冒頭の報告集会のことであるが、河村氏に対する最高裁
判決後、救済組織には数十万円の金が残ったので、まだ闘っている
松下にカンパすることで活動を終了しようという意見が昨年出てい
た。しかし私としては厚意には感謝しつつも、この金は、東京で救
援活動してきた人々や救済されてきた人々の総括表現をまとめて刊

行する費用と、この編集会議水準での集会費用に当てるべきであると主張して、三月下旬の日程も私が東京へ行くプランに合わせ設定してもらったのである。本来、救援連絡会の上に「大学教員」を限定的につけることに逡和があったから、これまでにも、高校教員や一般労働者や学生者の被処分者にも対象を広げるべきだと主張し、持続的カンパはできないとしても、少なくとも連絡をとれる人については裁判を傍聴したり、時々おこなう集会には来ていただくようにと希望し、今回の最後の集会にも、ある程度は実現することができた。

なお、今回の集会には欠席されたが五十嵐良雄氏のことにもふれておきたい。彼は六〇年代から教育原論の実践（とくに単位制度の拘束性の解体）をおこない、現代教育研究所の所長をしてきたのであるが、数年前から相模女子大の教授になった。この大学は元東大共闘の人々が経営陣の主力を占めている特異な私立大学なので、彼も教授になれたのであろう。ところが、学内の事務職員や助手の合理化反対や組合結成に際して支持の立場をとったのを契機として、五十嵐氏は日常的な心身にわたる暴力にさらされ、かれは病気で弱っていたこともあって辞職してしまったのである。私としては、三月二十七日の集会にはぜひ来てほしいと主催者に希望していたのであるが、主催者が案内を旧住居へ送ったため、五十嵐氏は集会を知らないままであった。逆に、辞職当時は管理者の側にいて今は代々木ゼミの講師をしている人がきて、五十嵐氏は東大を出ていないのに東大卒と履歴書に書いた学歴詐称を追求されるのを恐れて自発的にやめたにすぎない、といったので私は笑いと怒りを押さえ切れなかった。

学歴重視の粉砕こそ、かつての闘争の目指した自明のスローガン

の一つではないか。かりに生きていくのに必要なら、誰もが東大卒を堂々と自称すればよい。かつての東大共闘から、五十嵐氏を本来の争点でなく学歴問題で追放する大学管理者が出てきている問題は深刻である。会場に五十嵐氏がいないこともあり、他に討論するテーマが累積していたので私は具体的批判はしなかったが、ここに記すことを含めて全面的批判を展開していく予定である。

この他、多くの経過や問題点については、六月一六日の「伝習館」を考える大阪の会の、もう一つの解散集会で語りたい。

最後になりましたが、二〇年にわたり伝習館の三名の他に三原高校の山下さんや私にまで持続的な関心とカンパを寄せて下さったことに対して言葉以上の何かをこめてお礼を申し上げます。神戸大学闘争の過程では自分で自分を救援するほかない状態にありましたが、国立大学（神戸、徳島、岡山）の教員処分を救援する「五月三日の会」も八〇年代に入って活動を停止した後、時々送られてくる「大阪の会」の通信や会および参加者個人のカンパは、私には奇蹟的と思える質のものでした。七八年六月と八六年十一月の例会に大阪教育大の自主管理空間に出かけて皆さんと語り合ったのも楽しい記憶としてあります。皆さんのあたたかさやねばり強さが「大阪の会」解散後も持続して「ポスト伝習館」の状況の中で、これまでの経験を生かしつつ、もう一つの戦場を創設していくことを願っています。できれば、また、その戦場で会いましょう。

障害児教育はその能動的エネルギーを失いかけ、内容面においても形骸化が顕著になりつつあるように感じられるのは私一人だろうか。つまり私達は権力の厚い壁と、それ以上にあまりに「保守的」な教師集団とのぶつかり合いに疲れ果て、しかも「行き過ぎぬ程度の実践なら認められる」といった安心感のもとで、公教育を変革しようとする意欲と展望の模索をどこかへ置き忘れてきてしまったように思えてならないのである。

先日のあの極めて反動的な最高裁判決に対し、私自身をも含め、あの矢田の集会に参加した人々のうちのいったい幾人が強い怒りと危機感を抱き、行動を起こし得たであろうか。もちろん私達はこれを単に「月日の長さ」で片付けるべきではない。また三教師の闘いをついに支援しようとしなかった日教組や地元の県教組にも歯がゆさを覚えてならない。より本質的で重要な闘いを見殺しにしてしまったことは結局自らの組織と運動を弱め、権力の側を利する結果を作り出してしまったのではないだろうか。

十年以上前だったか、私は数人の仲間と一緒に柳下村塾を尋ね、一夜の宿をお借りした事があった。あの時、焼酎をあおりながら、自らの生き様や信念を饒舌に語られた茅嶋先生は、先日のあの判決をどんな気持でお聞きになられたのか。いつか又、久しくお会いしお話を聞きできればと願っている。いずれにせよ私には諦めはない。私にとっての伝習館闘争とは、やはり障害児と健常児の共生を通じた公教育の変革の闘いそのものなのだから。

楠さん連絡先

〒5556 大阪市浪速区久保吉2の2の3 総合福祉センター

☎06156114194

「伝習館」から学んだこと

久米 三四郎

私は大学在職中から、あまり教育に熱心でなく、もっぱら原子力発電をやめさせることに熱中していました。そして退職後、原発近くの山村の住民となってからは、ますます教育から遠ざかってしまいました。それに、自分の子供たちについても、放任する以外にすっかりした理念や方法を持たないままに過ごしてきました。それで、「伝習館」を考える大阪の会にも、熱心な白鳥さんに惹かれ、お付き合いしてきたというのが正直なところです。ただ、「伝習館」と、その後の経過については、私が関わっています原発反対運動と比べながら、いろいろ考えさせてもらいました。そうしたこと、いつかこの「会報」にも、原発運動での「教育」において報告したことがありました。それで今回も「何か」ということになったのでしよう。

ところで、原発運動も、もちろん、山あり谷ありです。ただ、原子力というのは、いろいろ厄介なことが付きまとうために、金儲けの手段にするには無理があります。それに何よりも、チェルノブイリでの悲劇のように、多くの人々が原子力の危険を実感できる機会が、時とともに増えてきています。ですから、私たちとは比べものにならない金と力を持っている相手でも、だんだんと旗色が悪くなってきています。

これにくらべると、「教育闘争」は、もっとしんどいように思い

ます。それは教育の荒廃に多くの人々が気づきにくいからです。高度成長から現在の「超岩戸景気」へと繋がる一連の経済的「成功」は、これまでの日本式教育に負っているとの説が流布されていますし、ほとんどの父兄が、高学歴が最高の投資と信じているように見受けられます。

そのことに関係しますが、「教育闘争」の場では、教育の荒廃ということが教育の方法論から議論されることが多かったように思います。伝習館裁判の最高裁判決報告集録によりますと、「集会の席上で白鳥さんは、『教育というのは、親がいなくなっても生きていける』教師がいなくなっても勉強していける力を子供の身につけること」と、のべておられます。ほんとうにその通りだと思おうのですが、何を目標に「生き」、「勉強していく」のでしょうか。

そうした疑問は、同じ席上で、予備校につとめておられる塩山さんが次のようにのべておられることを知って、一層深まりました。「予備校には教科書もありませんし指導要項もありません。生徒にこれが受験に役立つ」と思い込ませてしまえば、何を喋ってもいいのでおもしろいです」と。

私が教育の目的について疑問を抱くようになったのは、かなり以前「中教審」が「新しい人間像」なるものを打ち出した時以来です。その「人間像」を、資本と権力本位のものと批判するのは容易でしたが、どうしても受け身となるため、多数獲得ということでは敗北は免れないと考えました。

「日の丸」君が代について同じことが云えると思います。敗戦直後の高揚期には、「赤旗」で「イタターナショナル」が圧倒していましたが、日本が金持ち国になるにつれて、「日の丸」君が代が、いろいろな媒体を通じて、多くの人々の心の中に再侵入

してきました。そして、あの劇的な「ベルリン」の壁の崩壊も、「日本良い国」といったムードを助長するのに一役買っています。ですから私には、これまでの「教育闘争」の歴史的な検討を棚に上げた「これからは、日の丸や君が代の強制など、イデオロギイの支配が強まる」といった式の評論は虚しく聞こえるのです。

目標とする人間・社会像は何かということは、もちろん、反原発運動にとっても避けて通れない問題です。「反原発運動は障害者差別を助長する」という厳しい問いかけにも直面していますし、「反原発の向こうに展望する社会のイメージは何か」といった種類の難問も投げ掛けられています。

これまで「伝習館」にかかわってこられた皆さんが、これからも「教育」とは何かという根本問題にこだわり続けていただき、私たちのように他の運動にかかわっている者にも示唆を与えて下さるよう期待して、なおらくお世話になりました。「伝習館」でのお別れのあいさつとします。

柳川よひり

武田桂二郎

いつかお答えする機会があれば、と思っていた記事が貴誌にありまます。二言の挨拶もないほど内容のものです。書いた方が今いられるかどうか。私は、事務局移転後、すぐさる方に電話して、失礼だが今の所あ

松下昇 様

例によって... 道中発送後に六、七行のお手紙と大阪の会々報のコピーが届きました。有難うございました。

(一) もう一つの解散委員会を改めて設け直しを行いました。松下さん同題悲憤と考へ、救援団体の質が凝縮して表立すべいと考へ、旧支援する会が存続していれば、批判にさらさずゆかりたかも知れらるのだがとホヤッとも敗者の泣き。伝習館の方々はとておしく、二つは解散後、空寂霧消するを、急ぎにしもあきらまざる也。資料リストに加え、パンフレット後にも、既印とと考へておきます。

(二) 久米さんは面談がありましたが、DM工事故の解明など、まづとしたりは事を下し、この人です。「反原発運動は障害者差別を助長する」という件は初めて知りました。左に「ブレイク」の惨状は想像も絶してあり、今後お降りなく、障害をもつ人々をも生かす、さらすか、拡大と濃縮を認める同時進行し、障害には、ソ連地域と二つ、地上全域に誇り、地域」

No.1

No.2

が現出し得るといふ予測も成り立ちます。それでも障害者差別助長の可能性が私は免罪出来ません。自作自演の内巻を調べます。国内の全原発が原発にのみならず、以上の私達の運動があらゆる階層の人達に、深刻な影響を及ぼすことは、視野にのみならず、必要があり、下請企業から派遣された日本派遣にさらされたり、さらすこと、95%が漁業、農業、林業の内巻者であり、又、池に生活手段を本めるのが困難な障をもつ人々、が多数含まれて、そのことを充分承知し、原力、石油、石灰の省エネ化を進め、その弱さを補うに、障するものは、現在、社会構造を前段にすれば、目に見えて、救援や原発地元の果敢の内巻、は先二にあり、危険、安全、内巻外なり。私に、特別訪問、100%危険だと話して、原力下請者、仰者の危険性認識は、〇と言つて、現場監督(平井秀夫氏)が認めてくれました。二つが現です。(反原発運動は、明るく、望む、何一つない中で、空気をよりし、ぼろ) や、二つ、という、が、幸甚と、二つ、

一九九〇・七・四 山浦 元

教員前^(F.E.) 神宮の松下丹次から手紙を戴きました。

御返事

松平は 秋のころから 相変らず 恐ろしく困窮をいふお話を

いふ人のが ほどか厳しい批判でもされてくるお話をいふと だててい

し持った紙をよき取らんとす。 鬱憤をいふお話をいふと

田舎のせいと云うが 秋の田舎の様が 交易の理解をいふお話をいふと

松下さんの手紙は 幾つもの疑問事項がある。

秋もある原因で早速 返事をいいたまいますか。 具原氏は

どの点ともとも 金銭的のものも 利権的のものもある。

すぐにはいはいと返答についていく彼の言葉は 全くおぼろげでい

2

の場合

我 自ら批判しながらも、大空を開放する。という教条を踏襲する。

大空を開放するのはいい。日蓮氏の場合、真教を、真教を真教と名づけた。

相違なく金胎の大地の相違は、大空を評めたいわけがある。

決然と誰かといふのわがため(恥かしくない)大空を評めたいわけがある。

大空を評めたいわけがある。

(角の)

日蓮氏も青春時代の構図と斗ったという経験があるから、私など

ごいこの感じの「権」の人物でした。

我、今振り返ると、ほんのり、ほんのりお人好しの、(角の)

彼等の筆名、真教に、御筆と名づける、(角の)の、(角の)と名づけた。

この「真教」の真筆は、その真の真で、ほんのり、ほんのり、(角の)と名づけた。

大空を評めたいわけがある。

「善悪因果の謝を唱えよ」

3

No. 2

私の書いた近況は、お聞きのことかと思っております。

お聞きのことかと思っております。健康な気がして、
同様に、お聞きのことかと思っております。

この頃のお手紙は、お聞きのことかと思っております。

90、7/1

お聞きのことかと思っております。

No. 1

(1)

松下昇碑

(中身は不明)

七・八、研究会で田宮さんと会い、小谷さんを通じて入会したという相模女子大理事会議事録^(録)も渡された。コピーを同封します。宮内さんへも送っておきます。五十嵐さんへの早業力事件の解明を一切しなさい。当初は全く無関係であった履歴書をつつし始め、五十嵐さんの弱味につけていって、辞職に迫らされた経緯が良く分ります。結局、岡本、長尾、西氏は免罪。全く心いもむすね。

と云うで、田宮さんは久米三四郎さんと既知の内保さし、名すが、反原発運動と障害者差別の付は、具体的に知らないとはいえない。

私も真陰に考えている名すが、先回記した事、以外では最近の週刊新報誌に見る如く、原発事故は、こういふ障害者に面話すると強固する無神論的軍真類が説に流れます。広島、長崎の被曝者についで、善

悪かくにせよ同様、肉題は善にあらうと云います。放射線障害に肉あり、^(録)心々い人情をも深く傷つける……、こころの達人にも押しし

いませす。

発意に行きつきますと、松下さんの扱ふ様をも再三引く返して取りします(本当です)。では又。

一九九〇・七・十一 山浦 元

山浦 元 様

久々の御手紙 ありがとうございます。

お送りするものは、次のとおりです。

* パロパの巻物 (5枚)

* 五十嵐さんの表現への話 (3枚)

* 訂正分 (お返しの手紙に添えてお送りします)

とりよせの第一巻から、多分
他の方々の文章も内容上考慮
が必要でよくお知り下さい。

7月後半は、他の作業が忙しくお返し
が遅いと思っております。

7月末(5日、8月)に、他の方々の原稿が集まった段階で、お返し

お送り下さい。先ほどお返しの知話に2月分と考えてお返し

「ほんくらん」第7号の山浦さんの文章は、事実に論理性にまろく

迫力が感じました。しかし、お返しの御覧と異なり、表現が不十分

現在の情況に、かたがたを兼ねたところ、その印象があります。

(知の場合、抽象性や幻想性を減らす表現を、より一層……)

~~お返しの~~ お手紙に、お返しの手紙に、山浦さん ~~文章は~~ ~~お返し~~
お返し、お返しに、お返し

持続して、お返しの手紙に、お返しの手紙に、お返しの手紙に、お返し

お返しの手紙に、お返しの手紙に、お返しの手紙に、お返し

'90. 7. 13

山下 昇

げんこくばんやろろ(90.6)

リング」といふ名の虚構

原告 山浦 元

青森と新潟で二つの儀式が催された。四月二十六日、既報の如く低レベル放射性廃棄物貯蔵センターに係るヒアリングが六ヶ所村総合体育館で。前日から二千人の機動隊・警官らが動員され、会場に張り巡らされた高さ三米、周囲八百米に及ぶ金網が、追いつめられた国、産業側の閉塞状況をももの見事に表現していた。私達は四・八の解放空間を鉄条網の外で、より深く再び獲得する方法を考えていた。そして六月三日、新潟県庁講堂で、BWR世界最大出力を有する柏崎刈羽原発六、七号基の設置強行を議論する第二次ヒアリング。鉄パイプ、ネット、警官隊で警戒体制が敷かれた広大かつ壮麗な庁舎は、六〇年安保を彷彿させる数千の市民、労働者によって包囲された。住民から隔絶した「公聴会」の恒常的光景は、国民不在の原子力開発の歴史に由来

する。脱原発法制定と同時に廃棄される原子力基本法は、第二条「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする」を基本方針として、研究、開発、利用に携わる機関は、総理府管轄の原子力委員会・原子力安全委員会、政府監督下の原子力研究所、動力炉・核燃料開発事業団等と規定されているのだが、「原子力開発三十年史」日本原子力文化振興財団)、基本法は、一般国民が一切関知しない場で、原子力の不可避的な危険性への想像力を欠如した独善的な政治家、産業界、科学者達によって捏造されたものに他ならない。第二条に謂う「民主、自主、公開」の三原則は、法の

成立過程を通じて行政権力と当該機関の私物として意識されていたのであり、憲法理念に則しても科学技術の主体たる私達にとつて、もともと空語であり死語として在たと言うべきである。基本法から派生した原子力関連法類の虚構性も、一連の原発訴訟の審理過程から直ちに了解される——たとえば伊方原発行政訴訟弁護団他編「原子力と安全性論争」(技術と人間)。脱原発法は原発の廃絶に止まらず彼我の関係性総体を転倒させるに違いない。七九年のT.M.I事故以前は「公開ヒアリング」が一度も行われていなかった事実、基本法の重大欠損が即反映されている。最新の資源エネルギー庁刊「原子力発電関係資料」によると、原発立地について知事の同意を得る前に地元住民の意見を聴取する第一次(通産省)、安全審査段階で第二次(原子力安全委員会)の公聴会を開くとされているが、過去の経緯の記載はない。実際はどうか。八十年一月、関電高

「公開ヒアリング」の発告の擬制

法三、四号の増設に伴う第二次がヒアリングの最初で、第一次は同年十二月、東電刈羽二、五号に対して初めて行なわれた。調べた範囲で記すと、「ふげん」を含めて、稼働されて来た三九基中、形式的にせよ一次、二次とも実施されたのは、刈羽五号、島根二号、泊一号の僅か三基、二次のみが増設の七基。なんと、90%以上にあたる三六基は、立地点選定に関して地元住民の同意を全く得ていない事になるのだ。「もんじゅ」を含めて、建設(準備)中の十六基については良くやっていると行政当局は強弁するだろうが、刈羽三、四号は一次二次とも「完全文書形式」に基づく欺瞞、さらに志賀一号と巻一号を除くとすべて増設炉であり、一号炉以外の一次ヒアリングは既成事実追認の場に過ぎない。前出の刈羽五号、島根二号も然りである。

付記すると、「ふげん」は勿論「もんじゅ」の一次も実施されていないし、巻一号は地元の反対で建設凍結中、そして八九万人を越える北海道民の反対署名が道知事と議会に黙殺され、昨年六月、泊一号が運転強行された事は記憶に新しい。最後に、志賀一号に関して、はるばる石川県富来町から下北四・九行動に参加された「ふるさとを守る会」の方々と同室し、北陸電力の暴虐ぶりをつぶさに窺伺った。いずれ紙面で証言していただく。これで全基残らず消去された事になる。暴力的に実施されて来た「公開ヒアリング」の形骸化し切った惨めな実態を揶揄しても、右に述べた具体的なデータおよび諸事実から帰納し得る命題は明瞭である。即ち五五基のすべてが、住民の合意なしに稼働し建設されて来たのである。通産省の諮問機関総合エネルギー調

査会は、六月五日、今後二〇年間に四〇基の原発を新設するという途方もない「エネルギー政策中間報告」を発表した。擬制ここに極まれり。現存する全五五基を即時解体撤去した上で、各地域住民、県民、全国民、全生命体の意を問う直すことこそ彼らの唯一かつ緊急の責務なのだ。これが地元住民を愚弄し疎外し続けて来た原子力基本法と「公開ヒアリング」自らが生み出した結論である。

(註)

八〇・十二・四、刈羽二、五号基を対象に、全国初の一次ヒアリングが柏崎武道館で開催された時、反対派住民六千人による激しい阻止行動が展開された。その後は文書併用方式、完全文書方式公開方式と三転しているが、一次、二次とも公開方式となるのは県内では今回が初めてである。詳細は次の機会に報告したい。

一九九〇・六・六

山崎元 様

先日のお手紙うへとりました。又もやスレたので、
もとの字の可読性を増して、手紙の必要に迫られておきます。

お手紙で、最近の事は口に出さず、
心内にて文法上の言及した資料として「地域調査」'89.12F
入手しました。(他人の日記です)

重要報告とコピーしてお送りすることになりました。
お返事は、お送りいたします。必要に応じてコピーして送付させていただきます。

なお、前便にお送りしたパート、巻頭の

「そり一」の解説集、³4枚目
「五十嵐の文章への註」1枚目
の訂正を同封して送付させていただきます。

(今後、訂正～補正のあり方にて、申請を取り扱います。)

印刷に入らぬ前にご請求するつもりです。

以上、とりお返し。

と、お返しの参考として送付いたします。

'90.7.18

松下昇

松下昂様

セニ。青森地裁の公判を終る様な高題をかかえて帰省した翌日、
セニ八付の御手紙と原稿訂正文、地域間争いを争うつもりです。主要御書
をコピーいたしました。送達します。ヤマト 松本宛には、送付状、手配書
も同封いたします。差別の根拠を多少も思ひ知して下さいますか。
反原登道由に勿論の如く人達に、重大な思惑の課題として提起し、一語に
秀といたします。ありがとございます。

パニア原稿は、松下さんと五十嵐さん(オノノ)以外は、まだ届いていません。
河村さんに届きました。まだ書いじらないとの返事でした。後日一稿して送
ろうと承知しておりますが、私の一文のミスは、同封いたします。他の原稿に
ついては、書き直し又は追加するかも知れません。今回の訂正文分の箇所も
折り込んで、私も死ぬまで書かない事にしております。御座います。

セニセ大行は、料政府、原燃発表、東京の重要な推定率印を、
みりわしに、つるしとびるヌーで、筆殺を録して、セニ八は、ソコはお知り、
猛男ですが、老骨に、チチア、御自筆の執と、
セニ八は、ソコはお知り、
セニ八は、ソコはお知り、
セニ八は、ソコはお知り、

一九九〇・七・二二 山浦 元

松下昇様

原稿中にお名舞申しを致す。相違なきお快いことと
存じます。雑誌中、セニセ行功は一定形がつかずまた
原燃度甚小幸社に、四三六ヒアリが、ついでに「元
険を感じた」を、行か、なかつた」と告白す。始末、めんなる調
子としへんじ、原子力をヤッソウゆすびす。

と云ふ。原稿が来ます。依然として、松下、五才、山内、別
所、ハニ、河、再、依、親、也、を、各、人、に、送、り、ま、す。近、く、田、宮、吉、内
さんと又会うつもりですが、少し且、後、時、に、構、成、を、話、し、合、う、こ、し
たいと思つてます。(それ以前の肉題も感じていますか……)

原稿中、^{もと}原稿が来ます。減退して、ますが、気が、な、り、切、り、ま、す。
では又。一九九〇・八・七 山内 元

山浦 元 様

久々の御手紙と厚紙コレ一箱見せて下さり、
いや破りまして、お詫言います。

早く日を送りますか、お元気ですか？

文章の進力は、「老翁」と存じます。
(笑)

五十歳比及とに手紙下かいたが、コレを送ります。

「新雑誌」7月号の文章の111頁の紙行は、私の出す原稿を入れて、おれ

に送ったと、自分以上に厳重に査読して下さり、これを原稿にした

と一通送信の以前に知りました。(山浦主人へは、送はず)

一通送信を「合」でいふので、おくりませぬが、70年の「山浦

」教皇、改本両七に「序」57頁、72頁の「吸草七」は、徳川幕府の

御あり、幕府は、70年夏の開始といたすので、代筆人の「山浦」

とて、おれに「山浦」を入り、その上におれに「山浦」を入り、

とて中断したと、(入幕府の公平委員、おれに「山浦」を入り、

20年の「山浦」後、今年「山浦」の「山浦」は、宗理の「山浦」

とて、57頁に京都地元の公判を媒体にして「山浦」の

後の経過は不明です。(山浦は、おれに「山浦」の「山浦」の「山浦」

とて、おれに「山浦」の「山浦」の「山浦」の「山浦」の「山浦」

とて、おれに「山浦」の「山浦」の「山浦」の「山浦」の「山浦」

とて、おれに「山浦」の「山浦」の「山浦」の「山浦」の「山浦」

とて、おれに「山浦」の「山浦」の「山浦」の「山浦」の「山浦」

とて、おれに「山浦」の「山浦」の「山浦」の「山浦」の「山浦」

とて、おれに「山浦」の「山浦」の「山浦」の「山浦」の「山浦」

とて、おれに「山浦」の「山浦」の「山浦」の「山浦」の「山浦」

() 放置
の
非
常
性
と
如
く
も
い
う
の
は
な
し
と
も
な
ら
ず
、
20
年
性
の
要
件
は
な
し
と
も
な
ら
ず
、
()

知が直接、(行政上)に年報をなく、と一方、政府が「行政」の
改革については、著しく進んでいる。

とりあらず、この中心をなすべきとした。

(ただし、行政上には、ためらいが及ばず、実行しようとするつもりだ。)

詳一知と政府が、この連絡をとり合、ていながら、

最近A36の占領空間に周する体制の移行、国象から、(しんがて?)

出会う時期が数年つづいてあり、今年の総括や方針をめぐり、整理の

必要)根本的にどうなるかが明らかになって、いることに関連する。

知としては、かりにこの場合について、審理の再開を以て場合にて、

たんに、大学や国家の責任の押し付けを追求するのではなく、

20年間の争争過程で、おきてきた限界や問題点を同じ比重で

対照しなさい、本質的な原因と争うべき、と考えています。

しかし、具体的に審理の準備ができて、あり、国家公務員組合に

対抗戦中での争いがあるように、と、この、自体的な争いから、依然

して、知の批判を直接するにまよっているのだ。 (ここには、

被組合員と交際する、と、交際する方がより多く、若し、情

のいざいざ、被組合員は、あまり気が付かずに、この問題と

(場合を以て) 関連を及ぼす、と知も自分のことを反省

して考えています。)

51年(1976)年。

90、8、9

松下昇

た
だ
し、
このことと、
行政改革と、
パ
ン
フ
の
争
論
に
か
か
り
下
さ
る
は
切
望
し
ま
す、

五十歳 松本 雅

暑い日が続きますが、お元気でしょうか？

1. 5月1日付で「たのしみ」季報を第一号として、東京の
教員教授連絡会の総括レポートの発行プログラムは少しづつ進行
してまいりました。私と山浦さん以外は、また季報をがんばります。
実際の作業には参加しないが、と山浦さんの人がこの
20年の集大成の成果の方針の視点をいささかおぼろげに
与えたいと必死で生きようとしていられるのは確かであり、これに
少しはご協力する仕事をしたのと念願しています。

素直な
感想の
熱誠に

2. 五十歳の人から「新雑誌X」7月号に、随筆としては最初の
概念集に関する批評をがんばらうと、少しはかたやで、ま
つりして何人かへ送ったり、手渡したりしました。

口頭での反応は、それ以外五十歳としての位置への評価を
含めて好評でした。お返事でまことに残念です。...

年報にしろその三通(6月の石川氏、7月の山浦氏、8月の菅野氏)の
コピーをお送りします。60代の公務員(清塚君)、80代の老人(葉山君)
と山浦さんの人々の交流を中たへたしていただくことに知れて
喜ばれたとお社を申し上げます。お元気でご活躍下さい。

90. 8. 9 松本 雅

60代の元大学教授(国文学)

6/20付 便りと「ルイと松下昇」の複写を交けとりました。ありがとうございます。
ンございます。五十嵐と確けはつては不知ですが、教育関係の本の
中で「察言」の二人というオウがあるのやつです。

「情況」のオニ期創刊とは異なるが、立派なものは左松結者というた
感じの組織のようでした。「新雑誌」も知らずが、情況はこうして「新
の流」か、の思われ「宝」物。情況は、も出会うことか、情況と思つて
またが、創刊にはありますせんよつです。左松結者(ルイ)が五十嵐(原
原稿の投函)されたところの「のせる」をまた「ルイと松下昇」
「オニ」かと思つていました。

「野矢修典」のニ部 同封しました。

「田」は片言しかいれるようになり、石や石足は「自由」が「シヤロウ」
存在者(8月5日)にこまつけゆる様子とほつてました。
「オニ」の「シヤロウ」

190.6.27 (夏) 实际
「ルイと松下昇」

松下昇 大兄

教育界編ノ 権カヲ 操ルカチ 莫實ニ 迫リタルソト 松下
昇ト 知文面 馬ト 拜見 仕リヌシタ

ニヤンシヤツクルソト云ハバ 随分ト 著書 孤獨ナル 散步

者ノ 草草想 ヲ 読ンダ事ガ アリヌシタ 年暮モ 古ク 今ハ 何ヨ

書イテ アツタノカセ 忘レテ シマヒヌシタガ ルソヨ 我國ニ 紹介

シタノハ 中江 非民 デアリ 彼ガ 死ヨ 前ニ シテ 書イタ 一頁有半

ノ 永ガ 塚亦 亦ノ 町ノ 従 地方 デアリヌシタノテ 思ヒガケナリ

ナツカシサガ 三イテ 来ヌシタ (室 齋デ 焼ケヌシタガ)

私ハ 八十四才 數ケ月 私ハ 小學生 時代ヨリ 此ノセノ 蓋 是ト云フ

ヨリハ 私自身ノ 性得ニ 絶望シテ 今ニ 至ッテ オリヌ

如何ナル 思想ヤリノ 實 証モ 女 症 療 法ハ アリマセン

私ノ 最好キナ 詩ガ 私ヨ 代 辯 シテ クレテイマス アオキストノ 詩人

エルンスト トルラーガ 刑 務 所ノ 窓 四ニ 坐 果ク ウタ 燕ニ 托シ

俺ト 一 緒ニ 燕ノ 飛 翔ヲ 公 讚 スルモノヨ

誰デモ 俺ハ 招待スル

誰ガ 来ルカ?

老 孀ガ 一人
セムシノ 子供ガ 一人
馬 鹿ガ 一人

オオ人ノ 美点ノ 笑フベキ 三位一休

俺達ハ 公 讚 スル! アーナン

信達ハ歌フ アーメン
信達ハ禮拜スル アーメン

信達ハ燕ノ飛翔ヲ頌讚スル
シカシソノ飛翔ハコウ告ゲル

動物ハ人間ヨリ聖シ アーメン

サレバ動物ヨリ聖シ アーメン

エハサレヨリ聖シ アーメン

サレド最聖キハ石ナリ セラセラセラ

能力アル者ハ聲沢デアル コレガ粗大ゴミノ、^カ成カレ者ノ
小唄デアリマス

目下ハ虚構ノ体系 宗教ニ腐心シテイマス

190、7、24 付

堀 久 松

暑い日々が続いていますが。その後あかぎれの
お具合はいいかですか。昨日お手紙をいた
た。あえいで、らっしやると聞いておるに安心
致しました。どうもくぬぬも御用心下って
この暑さを無事乗り切っていたらをたか思います。
お手紙に同封されていたコピーの文章を流す。
―やはり誰かはちゃんと見ていてくれるんため。
とうれしく思いました。ルソーと松下昇とらるへて
あまのわいいですね。わってルソーは「告白」の一部を
流んたわいですが。そうとう奥行きの深い謎のよう
なところがある。ひとすじ縄でいかた。革命家のよう
ですか。松下さんとらるへるには、それくらいの人
をとってこないでがたわと私は思っていますか。
―少しですが、概念の集まりをおおしになる費用の
足しに同封致します。

とうぞうが
おええい
でいて
下さる
い。

御健勝と
心から

八月七日

お祈り
して
あり
ます。

宮崎芳三

松下昇様

ヒアリングに参加した「科学者」たち

「げんこくだん」や8号(90.8)

原告 山浦 元

六月三日、刈羽原発六・七号機の第二次「公開ヒアリング」に際して、新潟県庁周辺で展開された光景を「六〇年安保を彷彿させる数千の市民、労働者によって包囲された」と前号で記した。より正確に言うと、当時は国会議事堂から排除されていた筈の人達が、この日は県庁講堂で、自ら望んで国側の賓客待遇に浴していた点が異質であった。単に二機の追加で柏崎の基地を締め括ることが、国や産業界の一義の目的ではない。膨大な核廃棄物の処理、差し迫っ

た廃炉解体、各種補償等による発電コストの高騰が現実化する一方、全国的な脱原発意識の高揚に伴い新規立地点の確保が困難を極めている状況下で、なおかつ新世紀に向けてとめない原発推進を志向する彼らにとって、経済性を最優先とする手抜き大容量の実験炉建設は、全国の原発基地拡張への不可欠な布石であった。これを恙無く達成するために、従来の「地元意見を聴く会、文書併用方式、完全文書方式」に対する「まやかし、非公開、檻の中の密室劇、推

進の儀式、官製、国家暴力」等々の住民、県民からの批判を躲す必要に迫られ、県内初の「一次、二次とも公開対話方式」に踏み切ったのである。願わくば反対派の一部でも取り込めれば、少なくとも「公開対話方式」の形式的整合性は満たされ大義名分が成り立つ、と考えた国側の仕掛けた陥穽にはまり込んで来たのが、中島篤之助中央大教授「電力工学専攻」ら三名の「科学者」であった。事実、「地元反対派住民の委任を受けた専門家の陳述が認められた県内初

めての方式」というのが、今回最大の謳い文句でもあった。この人達はどんな役割を演じたのか。「基本設計図」をもとに、僅かな持時間で型通りの断片的な仮想問答を行なう意義を、中島氏らは次の様に述べている。「現に建設が進んでいる以上、その問題点について、きちんと指摘しておく必要がある」(六・二付毎日新聞、新潟版)。何だこれは？絶対的安全性を要求される原子力分野では、新技術の開発に際し、可能な限り小型の装置から出発すべき事は、歴史の教訓に基づく鉄則であり、技術一般の初歩的常識でもある。経済的効率を追及する余り、実験段階を超越して、一気に100万kw級にスケールアップした事が、

TM1、チェルノブイリ、福島の大事故を引き起こした根本要因の一つである。この視点だけでも、世界中の全原子炉を即時廃絶すべき根拠となりうる。電動式制御棒駆動機構（水圧式＋電動式、常時出力変動可能）、原子炉内蔵型再循環ポンプ、原子炉建屋一体型鉄筋コンクリート製格納容器（従来は銅製）、という「前例の無い新型炉」と「世界最大出力炉」とが、それ自体審議に値しない、技術規定と歴史の教訓から如何に懸け離れた相互に背反した「対」概念であるかを、まともな科学者なら分らない筈はない。刈羽から二〇キロ圏

内に住む長岡市民の七一・八％が「原発ノー」を表明し、六六・六％が「日本の原発に大事故があると思う」と答えたアンケート結果が、ヒア当日報道されていた。柏崎住民の危機感ほさらに深刻である。一三五・六万kwの巨大実験炉への限りない不安、インターナルポンプ破損の懸念、格納容器の強度、出力調整運転に伴う核暴走の幻影、人為ミス対策、災害時の避難計画、地質・地盤・地震問題・全七基運転時の放射能放出量と影響、海水の温度上昇と生態系破壊、加えて風評被害・戦争・コンピュータ・ウイルスへの対処――

。不確定要素に満ちみちた課題に対して確定した答えなどあり得るわけがない。疑わしきはすべて罰するのが安全性の大原則である事を、原子力安全委員も「科学者」達もわきまえているのか。否、それ以前に、住民の方々が自らに無縁な電力のために何故にかくも恐怖に耐えねばならないのかが、一次ヒアで余すところなく明らかにされた。とても中島氏は考えているのか。彼らにそんな問題意識は微塵も無かつたことを前記の発言は示唆している。ヒア後、内田秀雄原子力安全委員長は「専門家三人の参加もあり、熱心な討議が行わ

れたことをうれしく思う」と、三人の重大な補完的任務を証言し、中島氏は「言い返したくても時間がない。しかも返ってくる答えは既に公表されたものばかり」と、自省ではなく不満のみを語った（六・四付新潟日報）。代理を依頼した住民、セレモニーと知りつつも矢も楯もたまらず会場に駆けつけた他の陳述者そして傍聴の人々は、ヒア前後の彼らの無責任極まる言葉をどんな思いで受けとめたであろう。以下少し長いが、揚足取りや誹謗中傷ではなく、「科学者」達の基本的立場と思想性を示す引用なのでお許し頂きたい。

「『未成熟な技術』ということの中には廃棄物の処理の問題があるわけです。原発を止めるのは非常に簡単なんです。全然利潤を補償されない電力会社が、止めた原

発を安全に管理するなど
と考えるのは、あまりに
も子どもっぽい議論です。

いわゆる『反原発論者』
は、それをやらせばいい
なんてことを必ず言いま

すよ。しかし容易なこと
ではないわけです。(中
略)日本ではまだ、廃棄

物処理をどうするか、
使用済核燃料をどうする
という議論が国民的規模
のレベルになっていない。

「(中島、「文化評論」

八八・七号)。「低人口

地帯(国の原発立地審査
指針の一つ)——筆者

註)なんていつの間にか
やらなくなりました。

初めはまわりに大きな都
市があつてはいけな
いところか言っていた。

ところがそれをやります

と、日本では原発みんな
だめになるわけです。適
しているのは藤巻さんの

ところあたり(柏崎、巻
——筆者註)がいちば
んいいんですね。それか

ら福島が比較的いいんで
す。あくまで比較の話
ですが。(同八九・七

号、いずれも回覧可能)。
国の原子力政策批判を装っ
ているが、つていした

原発許容の姿勢と論議し
かない。要するに中島氏
は有言実行したに過ぎな

かつたのである。前号で
論証した通り、国民のレ
ベルどころか地域住民の

コンセンサスすら一切得
ていない全原子炉の後始
末だけを、国民的規模で

担わねばならぬとはどう
いう事か。何よりも、苦

悩んでいる原発、核燃地
元の状況に関する度し難
い無知と想像力の欠如。

ヒアリングを主催したメ
ンバーも無論のこと、自
称「専門家」達が披瀝し

続けるこの類の低劣な認
識水準を私達なりにきち
んと対象化しておかなか

れば、最悪の事態に到る
のは必至である。農薬、
核兵器、原発の如く、廃

棄物処理を含めて全生命
体の安全性および合意を
第一義的に視野に入れず

に推進されて来たものは、
「成熟、未成熟」の次元
で語るべき体系ではなく、

およそ技術の名にも値し
ない否定対象に他ならな
い——現在のかつ未来

的技術の原則が幾つか視
えてくる。

ローマは一日にして成らずだろ
うが、擬制は瞬時にして崩壊しう
る。ふるさとの皆さん、似非学者に惑
わされることなく、諦めずに元氣
を出して頑張りましょう。

(註一)
刈羽一号は一次、二次とも未実
施ゆえ、増設炉二、七号の全ヒ
アは無効である。七九・七、一
号炉設置許可取消訴訟が反原発
共闘によって提起された。

(註二)
広瀬隆氏の「危険な話」を、枝
葉末節を挙げつらつて批判した
野口邦和論文が掲載された号で
あるが、野口氏が科学者である
ならば、チェルノブイリ事故が
もたらした被害の現状に即して、
自分の見通しの誤まりを率直に
認めるよう、ついでに求めてお
きたい。一九九〇・七・一

一九九〇・七・一

一九九〇・七・一

一九九〇・七・一

一九九〇・七・一

一九九〇・七・一

Euler=58
149

(24) 厳密に言うとは、公式が「自然」を証明する要である(定義「自然」を指す)。

$e^{i\theta} = \cos \theta + i \sin \theta$ かつ $\log e^{i\theta} = i\theta$ である。元と同様、 e も自然数や振動現象に深く関連している。現存の最も偉大な数論家 Euler (無限小数の概念と言った) である。従って、Euler は、運動法則を表現するに必要であり、必然に解決された、と言っている。

② e は π と覚悟している。不可知論者の Napoleon が π の数を指数に用いた方法が、 e の発見に導いた。

彼が e , $e^{2\pi i}$ を i の表示法に使用しているという説は、Euler が 1731 年に書いた論文に由来する。彼は $e^{2\pi i} = 1$ と主張した。これは、 $e^{i\theta}$ の周期性を示している。また、 $e^{i\theta}$ は、 $e^{i(\theta+2\pi)}$ と同じである。これは、 $e^{i\theta}$ が複素平面上の単位円周を一周するときに、 $e^{i\theta}$ が $e^{i(\theta+2\pi)}$ と同じになることを示している。

③ e は π よりも重要である。1624 年に、John Napier (スコットランドの数学者) は、 e の発見に導いた。彼は、 e を $\log e$ と定義し、 e は $\log e$ の逆数であると示した。これは、 e が \log の逆関数であることを示している。

④ e は π よりも重要である。1624 年に、John Napier (スコットランドの数学者) は、 e の発見に導いた。彼は、 e を $\log e$ と定義し、 e は $\log e$ の逆数であると示した。これは、 e が \log の逆関数であることを示している。

⑤ e は π よりも重要である。1624 年に、John Napier (スコットランドの数学者) は、 e の発見に導いた。彼は、 e を $\log e$ と定義し、 e は $\log e$ の逆数であると示した。これは、 e が \log の逆関数であることを示している。

⑥ e は π よりも重要である。1624 年に、John Napier (スコットランドの数学者) は、 e の発見に導いた。彼は、 e を $\log e$ と定義し、 e は $\log e$ の逆数であると示した。これは、 e が \log の逆関数であることを示している。

No.3

1. 使用している記号は、 $e^{i\theta}$ の「自然」な表現である。これは、微分方程式の解として、 $e^{i\theta}$ が自然に現れることを示している。

2. $e^{i\theta}$ は、 $\cos \theta + i \sin \theta$ と等しい。これは、Euler の公式である。これは、 $e^{i\theta}$ が $\cos \theta$ と $\sin \theta$ の複素表現であることを示している。

3. $e^{i\theta}$ は、 $e^{i(\theta+2\pi)}$ と等しい。これは、 $e^{i\theta}$ の周期性を示している。これは、 $e^{i\theta}$ が複素平面上の単位円周を一周するときに、 $e^{i\theta}$ が $e^{i(\theta+2\pi)}$ と同じになることを示している。

4. $e^{i\theta}$ は、 $e^{-i\theta}$ の逆数である。これは、 $e^{i\theta}$ が $e^{-i\theta}$ の逆関数であることを示している。これは、 $e^{i\theta}$ が \log の逆関数であることを示している。

5. $e^{i\theta}$ は、 $e^{i(\theta+2\pi)}$ と等しい。これは、 $e^{i\theta}$ の周期性を示している。これは、 $e^{i\theta}$ が複素平面上の単位円周を一周するときに、 $e^{i\theta}$ が $e^{i(\theta+2\pi)}$ と同じになることを示している。

6. $e^{i\theta}$ は、 $e^{-i\theta}$ の逆数である。これは、 $e^{i\theta}$ が $e^{-i\theta}$ の逆関数であることを示している。これは、 $e^{i\theta}$ が \log の逆関数であることを示している。

No.4

1. Euler の公式は、 $e^{i\theta} = \cos \theta + i \sin \theta$ と表される。これは、 $e^{i\theta}$ が $\cos \theta$ と $\sin \theta$ の複素表現であることを示している。

2. $e^{i\theta}$ は、 $e^{i(\theta+2\pi)}$ と等しい。これは、 $e^{i\theta}$ の周期性を示している。これは、 $e^{i\theta}$ が複素平面上の単位円周を一周するときに、 $e^{i\theta}$ が $e^{i(\theta+2\pi)}$ と同じになることを示している。

3. $e^{i\theta}$ は、 $e^{-i\theta}$ の逆数である。これは、 $e^{i\theta}$ が $e^{-i\theta}$ の逆関数であることを示している。これは、 $e^{i\theta}$ が \log の逆関数であることを示している。

400頁に入らぬ e にウチの忘印テーマを掲載したエッセイの再掲載です。

松下昇 様へ

「道徳」昔「eの数学」という書物と東京大学の同僚の目録を見た記憶が
ありました。経済学系にはウチの「道徳」が「eの数学」の
「eの数学」小幡肇(著)一版毎日三十三年初版 恒里社厚巻関版。

③「eの道徳」の著者である「道徳」の著者(小幡肇)の著書「道徳」は
たゞに「道徳」の著者である「道徳」の著者(小幡肇)の著書「道徳」は
「道徳」の著者である「道徳」の著者(小幡肇)の著書「道徳」は

「道徳」の著者である「道徳」の著者(小幡肇)の著書「道徳」は

② eの著者の著書である Napier と Briggs の著者「道徳」の著者
の著者である「道徳」の著者(小幡肇)の著書「道徳」は
「道徳」の著者である「道徳」の著者(小幡肇)の著書「道徳」は

(二巻と三巻と)

道徳「e」の著者である「道徳」の著者(小幡肇)の著書「道徳」は
「道徳」の著者である「道徳」の著者(小幡肇)の著書「道徳」は
eは (ex) exponential function (指数関数) の著者である

No.1

⑤ Mercator が「自然と命をかけた理由」 e の巻と下巻は「道徳」の著者
の著者である「道徳」の著者(小幡肇)の著書「道徳」は
「道徳」の著者である「道徳」の著者(小幡肇)の著書「道徳」は

「道徳」の著者である「道徳」の著者(小幡肇)の著書「道徳」は
「道徳」の著者である「道徳」の著者(小幡肇)の著書「道徳」は
「道徳」の著者である「道徳」の著者(小幡肇)の著書「道徳」は

一九九〇年八月二二 山押 元

No.2

松下昇 様

（松下さん、五十九の誕生日おめでとう）

パニア原稿はついに二稿書きます。九月五日現在、小川信夫さん、立松久昌さんの二稿、きー、北島巨一郎さん、立花輝一さんからは遠慮したいビロの返信がありました。こーもまた同封します。

やはり、右記以外の人々へ（別紙）の五封再々依頼状を（確認の意味も今身は）発送しました。これでは届いていないとふります。

八月には田中さん達と会えなかったのが、近く連絡をとって行きます。昇

少限、宮内さん、小林さん、河村さんの文章が、出来上がった段階で、具体化する

手順を、と考へておきますが、五十嵐同題の時間化から、とりあえず、一枚

接通信く、ついでと各人の文章が、中一葉を作成する、という表示は

一九九〇・九月五 山浦 一花

（追記）

今更の昇君の思慕も、松下さんほどな方法でしりめめたりは、原稿の出来の早さ、と、気候をにらみながら、

山浦 元 様

8.20日、8.22日のお手紙と資料 本堂に送りいただき
うかがいました。お手紙に「 $\tau = \tau_0 \omega^2$ 」のよう書き
添に追加をお願いします。

e について、在史館にも、お送りよく判ってまいりました。私共
に、~~この式は、~~ $\tau = \tau_0 \omega^2$ と考えておま
す。この式を内刊した。お返事4

とのたごに、 τ の値に τ_0 を、もう少し τ 致して、

8.20日のお手紙の No. 2³ は「物理学に於ける e の
現象の式」についての説明があり、現象を表現するに
必要となる式を用い、解の中に含み、という場合

* e についての τ の式が一定の規則性の中

とよびかかると (a) 天文学の必然性とは
格別の現象の表現の式から

* 聖書に於ける 規則計算のよび、ある現象性から必要と

よびかかると (b)

とよびかかるとよびかかるとです。多分 (a) のよびかかるとよびかかると

によびかかるとよびかかると (No. 4 の <自然> とよびかかるとの関連) 。

山浦元様の調査は、大へん参考にさせていただきます。

8.22日のお手紙と資料
(2枚目)

(以下は宛向での書く、感想です。)

8.22付で送って下さった「E」の数学は、思ひがけがわかれた宝物
のようです。山浦さんの、かつて東正大学の図書館で勉強された成果の一部
が私にも送って下さることに感謝しています。

とくに第0ページのグラフに至る名人の追求過程はドキドキして居
ました。どうも思考が巧みすぎ、Eに限らず、多くの発見はあつたの
であらうね。前述の復問(2)の(1)は、さういふ衝動から発したの
です。(思ひがけ宛向の送って下さる「素子」の発見への応用過程で「新大」)
「無理した教法的な物理学的な方法」といふは何でしたか?)

今年の夏は、いよいよ暑さと、いづかの困難を乗り越えて苦しみかけたか。
山浦さんのおかげで、嘉靖の「一」のユメを叶え、何となくやり終えよう
あります。(このあたり) として、昨年暮に死去した、菅谷氏の遺稿集2巻を整理
はじめてあり、9月末までにはお送りするつもりです。ここには
序文と、注の「ア」のユメをのちを周知します。

90.9.7 松下 昇

追記① 河村さんと(坂本とくに、いづれ)討論の経過は、よく判
りなりました。お二人の心算を生かして、10月中旬に「X」に、お二人の
連絡と討論をよびかけてみます。(とくに、人事院事務官に、
と界かかす。)

(この20年間の、とくに「ア」について
包括的に、全変数の視点から)

コクヨ ケ-35 20X20 ^② パンフ学校へおくりは、今更なから、果山、思ひをとりこして、
日々の生活や仕事でも、二人に「ア」をいかに活用して「ア」の「ア」に
生活の改善と、お二人の健康を、お祈りしています。

松下昇様

九・七付のお手紙と追悼集への序文と註のこころ、ありがたく拝見しました。
畠山も幸い二巻の扉も有知な方法をそまぶことが出来ました。
著者さんについては、松下さんのパンフを讀んで、知らないうえに、追悼集の手がかりにして、自分なりに調べ、考えをします。
お返事はしてあります。
それでは、お返事をします。
松下さんは大変な人ですわ……様々なお返事を……

No. 1

已についてですが、歴史的には複雑な計算を容易にする必要性から
始教と初教が考えられた様ですが、メルカトルやオイラーによって連続
性をもつ e^x が最終的に定義され、ベキ函数(尤も、三角函数と共に、
数学、自然科学に不可欠な位置を占めるようになつたと理解出来ます。
(註)
ニートンは微分方程式、創始者ですが、後向きな手法はその解を推定するに
止まっています。
後向き方程式の耐性的な解を後向きによる構成するには、ベキ
函数、三角函数の値は不十分で、 e^x が導入され、 e^x は二つの函数性
(オイラーの公式、複素数のベキ函数展開)が明らかになり、 e^x が必要であった
と言ふこととします。
従つて、三角函数については、 e^x の導入に e^x の比喩が……

No. 2

日大関係の人。
田島さんと連絡がとれたのですが、九月一杯は多忙で申し出づらいつつと。
小松崎瑞彦さんから同好の返信が届きました。
医学部の方でも理中
るとほるとする心算です。
東海原発批判団体のデータ解析も依頼され、
九・二五、原子力にくらべて、河村さん、既、念念に出発して見たいが、たいへん
即かりました。
既々のシンポジウムにも無理に引っぱり出されたせいか(？)、
最大の支障をにきりつづあり、うわしくなつてしまつた。
既、回く、ヤツと構想が
まとまり、パンフレットを準備しようと思つて、一日構に……
「その本が……」とニヤニヤ……。
そんなとき、書いてくれないと気が配ります。
……は、又、ご報告します。

一九九〇・九・十七 山浦 元

山浦 元 様

→ 年の前後の質問への回答を
大の参考になり、巻頭を

9月17日のお手紙ありがとうございました。のびやがはしていただき
ました。

このとき、参考資料を連絡集に別添しはしました。(1日1回と決まっています)

のび、です、1冊をお送りします。おかげで、色々お送りする
予定です。この際、上へおはさす。お祈りしてあげてください。

定期誌～雑誌の論議～論議の左右にさすところをせしめ

て、のび、です、このとき、おはさす。お祈りしてあげてください。

をやる、のび、です、このとき、おはさす。お祈りしてあげてください。

ア、のび、です、このとき、おはさす。お祈りしてあげてください。

10:14に、坂本さんへおはさす、このとき、おはさす。お祈りしてあげてください。

人々(必ずしも参考になりません。)

ヤ、読件動

集会～会議の呼びかけをおこなう、このとき、おはさす。お祈りしてあげてください。

と同様です。

おはさす

参考の

東京のパンフレットについては、前記の通り、印刷の一段落です。

10月後半～11月、おはさす、このとき、おはさす。お祈りしてあげてください。

ておはさす、と書いています。

90. 9. 22

松 下 寛

追記 - 別紙の〈復函〉をお送りしました。〈60〉の年報は、10月1日に
おはさす。

また、数年おきで、おはさす。
60年毎の年報の60年おきで

(別紙)

関数を表わすことにした。このとき、 $y = a^x$ と $y = \log_a x$ のグラフは、

① $y = a^x$ のグラフと ② $y = \log_a x$ のグラフは $y = x$ に

対して対称であること、~~この~~ 関心をもちたのであるが、

このグラフは、

円錐曲線 — 円錐の子午線と平面とが切りとる部分

によつて、放物線や双曲線や楕円のグラフになることには注意

関心のあるものは、~~この~~ $y = a^x$ と $y = \log_a x$ のグラフは、

に示したものは
||
の「円錐」 (三次元座標系の中)

① ~ ② に対して対称であることは、

また、三角関数 (この場合 $y = \sin x, \cos x$ のグラフ)

は、このように、対称であるか?

2. 9.11.15.16 の各日に行なわれる、このように、~~この~~ 関数の

グラフの解は、このように、~~この~~ $y = \sin x$ の $y = \cos x$ とは、

対称であるか? $y = \sin x$ の $y = \cos x$ とは、

お
題
へ

3. 小形等比数列の各項の和の数列の全体を $y = x$ とし、

お送り下さいませんか? 関心のあつた部分と $y = x$ とは、

5.9 A367公判～会議の参加者各位

～ '90.9.23～30～ 松下 昇

このおたてして頂きます。暑～夏とどこのようにくくり抜けておられたでしょうか？

5.9公判を媒介して原告から提出された訴の変更申立にもとづく「試行」の過程で、5.9の次回期日としていた8-1は延期されています。

裁判所としては、形式的に8-1の次の期日と一応は設定して頂きますが、

5.9～5.9のテーマを消化させる視座からは、これに形式的に添うるわけにはいきません。

～5.9～に向かい、かつ見えてきたことの基底には、

*1 <国家>の設定(な～し)する時間や関係性にとどまり突破する、というテーマがあり、これはA367公判に限らず、私たちにとどまりあかぬさまさまの裁判過程によって、さまざまに拡大して考え、討論すべき方向性をもって頂きたい。人事院案理

*2 さらには、前項の<国家>に、たんに法的なレベルではなく、幻想性の構造

として法的なレベルに対応するさまざまを規定力に変換して把握することをおこなう必要がある、と考えて頂きます。(例としては、ある会議へ、裁判へ行く以上の吸引力を～し異知をかくして参加する機会があるのか？なぜ、出立したのと同じところへまど、てしまうのか？なぜ、この幻想～存在構式に拘束され続けられているのか？...)

*3 前項、前々項によって、さらにそのさまざまな項目群について、集まって討論すること、本当にいいのかどうか、知る不確定のままです、と考えて

10月14日(日)午後1時～9時 六甲学生青年センター会議室(名称は概念集(刊行年)にお集り下さい)で使うため *1～*3 に関する表現を「改定」としてお集り下さい。期待します。(この提起に関連する経過や資料は会場でお集り下さい。不参加ではあるが知りた一方、事前に把握しておきたい方は、連絡して作業は新選集でとどけることも可能です。)

↑ 形式の提起者がある場合は、この提起は宙吊りです。形式の提起は宙吊りです。

(2) 5月14日 各参加者へ(1) 01-44-8348-22

追記

① 5.9参加者との連絡の周回は現在はありませんが、数多くの回路からの巡礼者から
'70~3~20年をへてくる神戸大学 A430~B109~会議室とて下請れ、知て
7.31~8.1, 9.3に参加しました。その際、'70には知合等と客理してへた
会議室の学生の談話室として「解放」を山てゐるのを確認してへます。(事務棟と
他に新設して、過去の悪夢を忘れたためとあるでしょう。)

こちらの場所を勘定した場合は、10.13(土)午後1時~に六甲学生青年センター
のロビーに集合して下土は、一しに出かけます。(14年出版の神戸大学で解放~自由
行動)

本来、10.14の会議と前記の(元)会議室でやりたかったのですが、且時は建物
がロックアウトされており、その解放を合々とおとしのててはありましたが、
今回は、そのための準備会議として14の学生青年センターと設定してやりました。

13の勘定と

② 昔合規矩雄道梓集の刊行作業中です。序文のコーナーのみ同封します。
10.13~14に配布予定。

③ 今回の会議は'88.1~2~3一月の批評集に肉する討論集会以後の一周
性としても企画されています。この時期の招請状、テーマ等を再把握して
おいて下土は準備してへます。

現在のアレコレを整理して置く必要あり
既介して内々おしつ、この視察も分派あり
へ大学V字のEラインととりわけ知合と

追記

① 10.14 会議に紹介する各人の文書～発言には、これまでの会議の参加者相互の出会い以降の全行～での対象化が前提とされている重要性があり（～かという点、集会后に参加者との出会いの今後、継続的に出会う可能性を想定しての総括の深さに向かっている）、これに耐えざる者は、参加しなくても、これまでも参加してきたとはいつまででしょう。

この方法によってこそ、構造的な理想～存在様式を突破して、〈国家〉および、それに対応する幻想領域に向かつて生き、表現しはじめることも可能にできるといふ。（少なくとも、契機の実体の一つ）

② 菅谷規矩雄追悼集の刊行作業中です。序文とあとがきのコピーを同封します。10.14に取付予定。郵送等も要望に応じておこないます。手紙読者の意見や共同作業も歓迎します。

(時・空間は共有していると見て)

③ 今回の～10.14 会議～には、これまでの参加者以外の人～への提起が二次的に交差してあります。それらの人～は 10.14 には可能には参加しなくてもあつた。知る討論過程～とのレベル～迫り出す場合にのみテーマの領域を示唆してゆくつもりです。

一見、なんうかお合りになうまじいと思ひますが、
松田様作と想定すると納付出来るものと
3. の数字は同約します。松下さんのお返事にはこのことかまは下の数字が正しいと
かえりお返し致します。十一月にはこのまま下りゆは結構です。長年、物理教員な
る松田さんより四年で現すに一面りやこ来たのに、松下さんには向々4るとドキリと
するなれと苦み大いします。しかも、松下さんより、何んかのたのみに生かえ
くとする言ひ分を希望は、大りに反着しています。物理教員より概要紹介と一
次に私が担当した、^{物理}カイケニス資料のコーナーを、ニ冬をまいにお送りします。物理教員
の味にあたり、^{物理}向は前送した物よりプリント紙(三ツ折り)のついでです。

○ 河村さんの原稿(原文のまま)コピーも同約します。少々法外に高いが、河村さんより
承と得て、清書して下さると幸いです。

一九九〇・九・二七 山浦 正

擬制の告発 VI

原告 山浦 元

六月二四日、都勤労福祉会館で「五年目を迎えたチェルノブイリ」をテーマとする研究会が、ヒバク反対東京実行委員会主催で行なわれた。日毎に深刻さを増し顕在化しつつある被害状況の報告に接し、全世界の原発、再処理工場、軍事工場および広島、長崎を含む過去の核実験等で放出された膨大な核物質と相俟って、このまま汚染の拡散と濃縮過程が同時進行すれば、新世紀に到る以前に地上の生命体の大半がのたうち回っているかも知れぬとの危機感を覚えた。会終了後、偶然にも同会館で翌日から五日間に涉って、ソ連邦医学アカデミー総裁をはじめソ連と白ロシアの専門家十五名を招いて、科学技術庁主催、厚生省・日本原研他共催による表題のセミナー（「日ソ放射線影響研究に関する講演会」「日ソ放射線影響専門家会議」）が開催される事を知った。初日会場を訪れたが、予稿集は入手したものの招待状無所有との理由で、私達や原子力資料情報室の人々は入場を拒否された。因みに参加者は五百十名、どんなメンバーが招待されたのだろう。予稿集所載のソ連側講演レジュメには、「多数の要員を巻き込み、結果的に住民に影響を与える事故の主要発生源は、人間社会及び技術環境に有害物（化学物質、放射性物質、爆発物等）を放出する技術を用いる生産である」（ソ連邦原子力エネルギー省スベツアトム所長）とする事故総括と、「チェルノブイル原発事故は二十世紀最大の（多国間）惨事で、グローバルな全人類的課題を我々に提起したものである」（白ロシア保健省放射線医学研究所副所長）との認識に基づき、事故の年だけで延べ二五万人が従事した災害処理の実態、環境汚染と住民被曝のデータ、食品や水の汚染調査はCsとK以外は測定装置不備のため不可能であること、医療対策もパソコン不足で困難を極めていること、幼児の甲状腺障害多発の事実、小児の虚弱神経症と住民の体細胞的症状の増加などに関する報告が明瞭に予告されており、手に負えぬ悲鳴が聞えそれなりの真実性を予感させた。そこで後日、

科技庁「放射線医学に係る日ソ共同セミナーの結果概要」批判

「げんこくだん」第六号、ニキ・グラタウアー塊クーリア紙記者は六・三〇中野文化センタ

詳細な資料を求めたのだが、科技庁から送付されたのは僅かA4版三頁の「セミナーの結果概要」であった（ご希望の方にコピーを差し上げます）。チェルノブイリ関連は一頁半弱で、最も知りたかった「チェルノブイリ事故による健康影響について」は、ソ連側発表として次のように要約されている。「これまでのところ、小児においても、また成人でも白血病やその他の悪性腫瘍の増加は確認されていない。管理区域の住民の甲状腺がんの罹患率（13/10⁵人）は、非被ばく住民におけるそれと変わらない。健康上の異常を伴わない甲状腺の異常が地域の住民で増えているが、これが放射線影響によるものか、あるいは環境の諸ファクターによるものか検討中。種々の成人病の増加が見られるが、これは、長期にわたるストレス、生活の変化、診断技術の進歩、調査対象の絶対数の増加等の複合的な要因によるものであると思われる。鉄欠乏性貧血が増加しているが、原因は食物中の鉄分の不足等と考えられる。被曝住民の一部で、染色体異常が認められたが、なお、これは健康に直接影響を及ぼすものではないが、被曝線量の指標となり得るかも知れない（全文）」。

これを一読した時、科技庁や青森地裁被告席でひたすら沈黙を守る役人達の無表情が脳裏をかすめ、怒りを通り越して戦慄が走った。「概要」ゆえに量の少なさとデータの欠如は措くとしても何事も無かったと主張しているに等しいこの一文の質から私達は何を読み取るべきか？

（一）どんなに想像力を働かせても、先に引用したソ連側の切迫した状況認識とは直結せず、不確定要素があるとは言え、被害の核心に迫りうる重大な因子を全て削ぎ落した上での意図的な作文としか考えられない。発表当事者がこれを了承したとは到底信じ難い。セミナーの全参加者に証言を求める。（二）私達が日常さらされている現地のただならぬ惨劇の情報群と「概要」は殆ど交差しない。ミンスク周辺で六千人が甲状腺癌で死亡、四人に一人の子供が白血病（「げんこくだん」第六号、ニキ・グラタウアー塊クーリア紙記者は六・三〇中野文化センタ

一で、より衝撃的事実を克明に証言)、除染作業の死者七千人、白ロシアの子供の白血病率は従来の二五倍(五・一〇付英デーリーテレグラフ)、(註)チェルノブイリ周辺で事故当時妊娠中の女性千人中出産者六五人、うち生存している子供三七人(ロザリー・バーテル博士の証言)、そして、これを記している時点でTV朝日が住民の悲惨な映像を連日流し、久米宏キャスターは「取り返しがつかない」と呆然としている。私達は自らの足と眼ですべてを確認する条件を不幸にして持ち合わせていないが、蓄積し続ける諸報道の密度に応じた一定の統計的確度で対比させても彼我の懸隔甚だしく、「概要」は全くのでたらめと言う他はない。

(三) 百歩譲って、仮にソ連側発表に沿った記述だとしても、莫大な税金と五日もの日数を費やして、この程度の無残な内容しか引き出せなかった科技厅らは一切免罪されない。私達とは異なり、その気になれば直接ないし間接に高い確度で情報収集可能な立場を独占している筈だが、「概要」にはその痕跡すら見られない。能う限り真実を把握して国民に伝え、救援に全力を尽くさねばならぬ行政機関としての責務を放棄したところではない。原子力政策推進に支障を来す事実を隠蔽し抹殺するためにセミナーを実施したと言うべきである。福島事故への対応、原発・核燃施設の認可手続き、ヒアリングのやり方すべてに通底する彼らの常套法に他ならない。以上、どの観点から見ても考え得る限りの最低の「概要」であるが、さらに敷衍すると、セミナーを企画し取り仕切った科技厅他諸団体の、(原発・核燃に止まらず)事故および被害一般に対する姿勢と認識水準がここに集約されていると見做せる。「概要」作成機関の意図と発想とは対極的に、事故も被害も常時最悪の事態を想定して対処するのが技術における安全性の大原則なのだという事を指摘しておかなければならない。この認識を意識的～無意識的に欠落させている彼らに科学技術行政を司る資格は断じてない。

(註) 広島、長崎と同様、今後限りなく被害者を生み出し続けるであろうが、最近の無神経な週刊誌報道から推測されるように、反原発運動の一側面が「障害」を持つ方々の心を深く傷つけているとの重い提起がなされている。「健常者」の誤まった優生思想に基づく差別観念を問い直す作業も深めていきたいと思う。(一九九〇・八・二)

山浦元標

9. 27日のお手紙がありがたくまいりました。

1. 逸稿集への
 3枚評は、貴重品として受けました。後日、もう一冊を送りつけ。
 は「文学」という概念を、'69には一人、うたが、それ以外には
 志の文学的である限りは、その後、山浦さんへの指摘へは
 真に大層か、経緯に誤りの文学に回帰したため、叙述や言動が
 文学以上のもの、と、たゞと受けています。この場合「文学」は
 「科学」や「技術」に入らないこと、山浦さんの実践的批判、
 おもしろいこと、私自身への示唆をうけています。

2. 河野さんへ返信は、意味深く受けました。その意味は、
 単に「存在」としての、と、その「正直な感想」を
 河野さんへ、その「内」に在るが、その「外」に在る、
 天皇の死に、その「時」の「天皇（制）」の「意」を「果」て「す」こと、
 として受けました。その「河野さん」への「非難」の「人」の「皇制」
 とは、最も「大」か、その「力」が「性」に「判」つて「い」る「事」です。
 (ヤ 原子カ)

よき其事を得た場合には

3. パパの遺稿のとき、Eから竹内洋子さんに連絡したときは、
 「自己紹介（の誤故）」というワードの表現が送られてきました。

↑
 山浦さんには送ったことが、
 初めに、と、
 と、い、ま、す、か？

5. 「eの教育」をスリと女に送った。加うはつとふていす。
 この本に限らず、数学や物理、いづれも、人用くまをい異質を全野
 にあてて、実は、大いに価値を有して、(少くとも) 近世の技術の
 発達の呼ばれとて) 肉體の得るべきと感してゐます。
 eにわたる全の肉體は、このいふことは感してゐたのでした。
 實際の試行的文章、これは、行と違ひはなし、11月に本会へ寄つた
 までに、何かがフープロ化して、山浦さんの「意見」をきまつて更新して
 いくから、と書いていす。(予定けま本してゐる人の
 文には、さういふ文章、全のいふかの 同様の建築研究会の用註集
 数学的の技術のあつて、大に考考に 完成度にかかすりす。)

送りました。お礼を申し上げます。このへんは又
 後述するにわたるで、いふか、大に考考に、お礼を申し上げます。

90. 10. 4 松原 昇

進歩的意向を思いつきました。

木子子子 木子子子 木子子子 木子子子 木子子子 木子子子 木子子子 木子子子

① 負数や複素数についての知識は存在する、として、

② $e^{i\pi}$ は e^x のように表現するのてしがあるか？

数字

(exponent = 代表的な)

③ 指数(函数)は exponential (function) の

訳であるとして、指 (二本の指、十本) に、関連があるか？

(おろか？ 日本語に「たのほた」が判りますか？ (対数に \log))

④ 数式に出てくる π の命名者は、たのほた(お)か？

周国素と訳したのは

⑤ π は 数字として扱う場合と ラジアンで扱う場合が

あると思いませんか、区別はどのように表示するのてしがあるか？

割とは

$$e^{i\pi} = \cos \pi + i \sin \pi \text{ の場合の } \pi \text{ は}$$

(おろか！ 木子子子子の生徒に「敬示を！」)

① は、できより早く判りました。

ココロ $\frac{20}{20}$ ④、⑤

(②~③) は、私に因習等してしへておろか、
故って下へておろか、

⑤ e の求め方と e

$$\lim_{n \rightarrow \infty} \left(1 + \frac{1}{n}\right)^n$$

$$\int_1^e \frac{1}{x} dx$$

と叫びましたか？

二項定理 と 積分 は e^x が定数

方法化したいのか？ 又 連続は？

松下昇様

高き度の日々と寂せしめる中、一〇日付の返事を頂戴。ありがとうございます。
 二おりました。ナターに送った報告書も……

1. 金子・桜切に敬意はとせ、文章とりのわりには目を開かせて下さる方がよい。また、ナターに送った報告書も……

2. 私と同じ感想を持っています。他面、芸術的に……

3. 九・一七に竹内さんから第一稿が届き、一〇・一に第二稿が、九・三〇付の資料(別紙)と共に送られてきました。夫々、お礼の返事も書いておきました。竹内さんの三編目の方が私もベターだと思います。一〇・一六夜、宮内事務所に……

No. 1

「手紙」
 ている。昨日は……

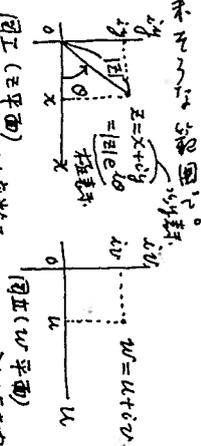
4. 松下さんなら……

5. ……

No. 2

① ……

…
 $w = u + v$
 $w = \log u + \log v$



…
 $w = \log u + \log v$
 $w = \log(u + v)$

山崎 元 様

10.9付けの赤十字社と大くまの資料ありとご連絡を
いたしました。10.14金曜を以て十分によろしくご連絡いただき
の御礼を申し上げます。次のことにお返事をいたします。

① 竹内工んが送って来た「思想の科学」76.12(前号
では73.23と書いていたのを訂正します。)の文章をお送り
します。この本を私たちのバリエーションに掲載する意向が
あると考えています。(御礼も含め、大学教師の「特権」性も透
照射する大々には) 知の誌(この文章は、90.3集巻の
竹内工んの印象誌)をお送りいたします。「自己紹介(の波紋)
は、この誌をかなりの参考資料として位置づける、という
つもりで、お返事を伺います。

② 復刊の全項目よく判りました。お礼を申し上げます。とくに
5巻目の復刊は、事務局の御一考、山崎工んが誌をおかして
下さるべくお願いいたしました。

よろしくお願いいたします。

90.10.12 山下 昇

追記 10.14に北谷子定のレジュメを同封いたします。

'90. 10. 14 会議でテーマにした一項目 ~ ヴィジョン

~ '90. 10. 14 ~ ~ 1 ~

1. この会議を提起した根底的意図は、個別の具体的な課題と~う59は、
~'69~以来(左~し各人の~'69~への出会い)以来の原初性、現在と~の59に
持続し、かつ困難に直面して~るが、F向~直した~と~るに於いて~る。
と~ゆえ、提出される文書や、展開される発言も、この視域から把握した~。

2. 日付の < > 連続性について

六甲の学生青年会議所における ~'86. 2. 9 ~ 3. 23~} ~'88. 1. 8 ~ 2. 11 ~ 3. 21 ~ 現在

3. 10. 14への提起し~に記した < 国家 > あり~は忘却する幻想性の拘束力
の突破、当事者性の再把握~止揚に~る。(口頭で~く~る~る。)

4. 回覧資料への註 (口頭で~く~る~るより、質問に對しての~忘~る?)

↓
不可視の読研群

5. <死者> <か3の> 筆記について (契機として ~A367~か3の留置品)

↓
<死滅>してゐる証拠 ~ 発想 ~ 存在様式

6. 各参加者が相互に <最終に> してあきたゝこと ~

↓
初

(次の会議は、いかに <不> 可能か?)

↙ {3.24} 公判の現在

↓
また、これまで ~A367公判~ に参加してゐる人 (総体) に

よる <原告と被告の関係> の文書提出 ~ 陳述の法廷が必要

さらに、 ~ (~10.14~ 会議の展開に對して <示唆> してゆく。)

山浦元福

10.17日のふし紙取りかどをこぼしました。

1. 10.16のふし合で二巻をこぼしました。

① 知事と「ふし紙」11.21(2K)朝にこぼして巻をこぼし、21日
 の同建丹例会に出発し(こぼして建丹用巻の最終のふ
 し合でかあります)。そこで巻をこぼし、11.22(木)夜に
 教授連絡会のバツのふし合でかかした。と書いて
 います。山浦元福の方で、宮内文や田宮文の都合を
 確認してあつて下さうとせよか知ら。11.22でなくして
 11.20(火)でかかして下せよ。(山浦元福のふし合(中心と13))

② バツの構成にまつては、10.16のふし合の上のと思つて

山浦元福作成の資料リストは、てきものはリスト全体を掲載し
 閲覧可能の宣伝をすることとし、小野元福関係の不足分は
 其巻社で小林元福に会合する時に、リストを添して、おまけに
 補葉(少くとも目録、資料目録にまつて)し、山浦リストの追加
 として掲載してはどうか?

(量的に多くすると考へる場合は、主要資料の目録だけ付くように)

③ 知の巻物は、おまけとして、おまけやすく清書してかかして下す。

コトヨ 35/20/20 元福の文章への註、全体への註の巻末と共に)

(知の巻物とあつて致して下す。)

山崎 元 様

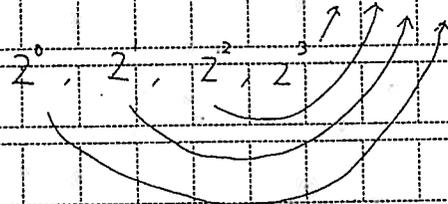
いくつかの作業のあつきに、次の質問が
うかしたため、ご返信はご致さ下さる。

*₁ 2進法は二進法の素理でつくられてゐるとして、

その技術的理由は何か?

(他のn進法では不便に思ふか?)

*₂ 10進法の10と2進法の1010と表記するとして、



e 進法というものは可能か?

(n進法のnが自然数をいふと不便に思ふか?)

*₃ eの語彙表が1冊、フランス語の本をかいたものでしょうか?
命題

90. 10. 27 ~ 28

雑誌中の注意事項

進法

松丁 昇

*₁ に関連して

手元のものに追加するがとらまされが。

*₂ に関連して

いつかご返信を加速して申し渡さく思ふ。

走りながら書いた。

山浦 元雄

幻燈としての雑誌=討論性 といふことは、この夏以来の
格闘作業そのものとして行われてきた。

自分としては、その雑誌が人々を導くべきものであるが、山浦さん
の眼から見た意見が、むしろ不十分であるか、あるいは
ないか、未定です。お送りします。自由に批評して下さい。

その雑誌 (竹内正人についでに) は、さあかると
いふことになる。

東京へは、11月21日(水)に出かける予定です。

前項と11月5日への不送事、また、うやむやいとしてお返しする
の完成を、お聞きしたい。もし、お送りします。↑ (お返し)
と、お返しする。

うやむやい、お返しする内容

お返しする。

90、11、1 松下 昇

山浦元稔

11. 2. 57. 11. 6. 57 の 石 年 誌 表 紙 等 表 紙 表 紙 表 紙 表 紙 表 紙

↓ 表紙 = 約 題 と して の 指 針 的 性 質
この 表紙 は 一 考 へ 後 に 立 ち ます。今 後、更 加 して 予 り 通 達
な 事 だ け だ。概 念 第 4 の 項 目 の 一 つ として 本 次 に は 完 成 した
と 思 っ て 置 きます。(本 行 の 一 考 作 品 は、特 別 の 知 識 に 基 づく 予 言 的 な 考 察 だ け
な け れ ば、年 誌 は フラ ンス 語 の 考 察 だ け だ け だ)

木
11. 2. 2 (木) の 会 誌 表 紙、五 十 歳 表 紙 の 文 章 の 場 面 論
表 紙 一 考 作 品 として、表 紙 と して

① 異 議 の 振 舞 子 考 察 考 察 考 察 考 察 考 察 考 察 考 察 考 察
本 行 一 考 作 品 (五 十 歳 表 紙 の 文 章 と 其 他) 場 面 論 考 察

② 場 面 拒 否 と 予 言 予 言 予 言 予 言 予 言 予 言 予 言 予 言
予 言 予 言 予 言 予 言 予 言 予 言 予 言 予 言
と 考 察 置 きます。

(本 行 一 考 作 品 予 言 予 言 予 言 予 言 予 言 予 言 予 言 予 言
と して 置 きます)

③ 最 悪 の 場 合 に は、予 言 予 言 予 言 予 言 予 言 予 言 予 言 予 言
予 言 予 言 予 言 予 言 予 言 予 言 予 言 予 言

「河和事件 略年表」
 や、河和比の事件を中心とする「資料月録〈序〉」を作成した
 二巻力には感嘆します。この自体はすくなく「パワフ」の一部
 であり、読者に「喜んぶ」の「子」を忘用可能とする。
 おもしろいように、これは宮内、小坂麻比のものを併合する
 は、さらに意味をなすてしめ。
 (出版費用は、～編集部の方針の元して刊行しては、場合にも)
 宮内さん、小林さんには、2/1日までに、Tel. などの方法で
 連絡しておきます。宿日は基本的に宮内さんの事務的とした
 のと思っております。このも、ご親切に宿日、不申し出として、た
 實際には、ごめい、ごめい、支之、ごめい、ごめい
 を、このは、ごめい、ごめい、ごめい、ごめい、ごめい、ごめい、
 連絡して、ごめい、ごめい、ごめい、ごめい、ごめい、ごめい、
 場合は、Tel. にします。
 90. 1. 10 松下 昇

↑* 小杯裁判に勝利杯会の会報最終号

(89-9)

にある年表を知らず応用(2)と訂正(2)は?

山 浦 元 様

竹内清子さんの紹介の註をありがとうございました。
お送りします。その中へモコビと送り、補充と訂正の希望
をいさつもります。

お送りした後に立った「 e の教養」は、他のページと異な
る内容の事務所の緊急便を送りますので、11.22に
お送りしたのと思っています。ありがとうございました。

(忘れるかも知れませんが、とくしくして下さい。)

当日

とある「 e の教養」

コピ < 3.6.20.21には「指数函数の基本的周期を有する。」とあり、

同 3.7.20.21には「一般の指数は一般の整数に奇数の周期

を有する。」とあり、
(基本周期の表とこのことと一致(2)は?) ←

知には、もう少し統一版に理解できず、何となくと下す。

その周期の表とこのことは視覚的に何となく一致するのでしょうか?

9.0. 1.1. 1.5

松下 昇

11.22以降は
11.22以降は

14日夜に菅野さんと小杯さんの自筆の表を交換しました。21.22には

ココヨ ケ-35 20x20
行く予定がそのこと、今回は会を大きく取りました。日大斗争の年表の件は
とくしくしたの、お取りだすにさせていただきます。*↑

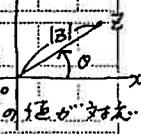
松下昇様 (11.15付 17112)

(1) $f(z) = e^z$ において $f(z + 2\pi i) = f(z)$ 中 e^z は $2\pi i$ の異なる無数の周期をもつ $k=1$ に対応する $2\pi i$ を基本周期 (→) とし。

(2) $f(z) = a^z = e^{z \log a}$ において $f(z + \frac{2\pi i}{\log a}) = f(z)$ 中 a^z は $\frac{2\pi i}{\log a}$ の異なる無数の周期をもつ $k=1$ に対応する $\frac{2\pi i}{\log a}$ を基本周期とし。

とす。複素数 z の絶対値 (大きさ) と、最小の正の偏角をそれぞれ

$|z|, \theta$ とすると (右図) 複素数 z は $\log_e z = \log_e |z| + i(\theta + 2k\pi)$,



($k=0, \pm 1, \dots$) とし、無限多価関数 (1つの z に対応する無数の $\log_e z$ の値が存在する) の意味。すなわち $\log_e |z|, \theta$ は実数値として (→) 中 $\log_e a$ も無数の値を表す。即ち a の最小の正の偏角を α とすると

$$\frac{2\pi i}{\log a} = \frac{2\pi i}{\log |a| + i(\alpha + 2k\pi)} \quad (k=0, \pm 1, \dots) \quad \text{すなわち } k=0, \pm 1, \dots, 1 \text{ は } z$$

の異なる値を示す。また $\frac{2\pi i}{\log a}$ の異なる形の基本周期自体が無数に存在するとは、それ以外の m 倍 ($m=\pm 1, \dots$) も周期中 z の意味は無数の周期が存在する。 ($a=e$ のときは $a^z = e^z$ の基本周期は $\frac{2\pi i}{\log e} = \frac{2\pi i}{1} = 2\pi i$

と一致する) と言いたくありませんが、実 (平) 面では e^z を定義し

その逆関数として $\log_e z$ を導き、この両者を利用して $a^z = e^{z \log a}$ を定義

し、この z は複素数、 a は循環論法で定義する) といいたくありません。

要するに e^z と a^z も、無数の周期があるが、前者は例外的に $2\pi i$ の周期のみ

と一致する。 $2\pi i$ を基本周期とし

周期が一致するが、たとえば e^z は z 平面上の $-\infty < x < \infty, 0 \leq y < 2\pi$ の帯状領域に存在する値を W 平面上に周期は不同とくり返す。としか言えないのでは...

190.11.20
山田 乙

松下昇 様

先日はお電話ありがとうございました。
二日後、田舎グループに参りまして、福島厚巻(再南)に伺い、総務課海
を下さり、お話を伺いました。当日は吉さんから、満田、堀川両氏の厚巻を
手泊された事を伺い、コピーも同封します。前者については、河村さんへ
(吉さんには、田舎さんには、)

も送付し、もしコメント、返信、お返事があれば、御として掲載するから、自由に
書いてくださるよう依頼しおきました。

(松下さんのお返事について)
十一月の仲に、田舎さんのお返事を頂いたと伺い、特に御返事は無いと
笑えおりました。折原編のワープロは、小折原編の未到着、お返事は、小
折の奥面(お仲々うのす) (お人の厚巻を返すと、田舎さん自身の文章が書
きにくく、お返事は、お返事は、) 十二日は、中岡秘書というお返事は、
お返事は、またご連絡するにします。

九〇・十二・三 山浦 え

河村隆二 様

先日は、美味いお返事ありがとうございました。
ビールがつまみながら、娘が食べながらお返事ありがとうございました。

当日夜、田舎さんのお返事は、福島厚巻に内する総務課海
が、お返事でした。その時、満田さんの厚巻を、田舎さんから手泊
と伺います。

お返事ありがとうございました。夫々コピーを同封します。
満田さんのお返事は、長文でお返事ありがとうございました。一応、そのまま掲載す
る予定です。もし、この文章について、河村さんのコメント(田舎さん、厚巻
など...)があれば、お返事は、お返事は、御の形で掲載可能です。

九〇・十二・三 山浦 え

山浦 元 様

12、父叔のお電話 ありがとうございます。その時

手紙と書いた表現をお送りします。以下は註です。

1、河村事件年表

↓
「化に因する。」等と

「化に因する」の字が、よく知られていない

(神戸大学當局が、松下柳麩とが、松下事件の年表を
作成した時に、何かとくせがたを感じたのを思い出し
たのです。)

河村 行 > の死因の目録が判別し入れた方がよい。
岡本 正 と思われ。

(できれば「死因」も...)

2、資料目録<序> (8枚目~12枚目)

私の発行したパレフ群をに入れて下さった山浦さんのご好意
は本当にうれしく思います。パレフの本集の意味から、直接に
河村のテーマに 今回作成中の

言及して下さるものに限定した方がよい、と思われました。

河村に付いた人については、山浦さんの12ページの註が、十分詳細にと
ころが 35 20X20

いるでしょうか。

3、五十嵐氏の文章（ワープロ化されたもの）

ワープロ、11、22を入力分を送り、校正してもらったものをワープロにし、和訳校正と記入しました。

3、五十嵐氏に関する私の話（ワープロ化されたもの）

ワープロで記入して、再びワープロで作業をする人には申し送りが必要だと思っております。必要だという思いの方が大事なのだと思います。

4、田舎氏の文章（ワープロ化されたもの）

5、山浦氏の文章（ワープロ化されたもの）

このまま田舎氏の漢字も50%が

多くは山浦氏が必要部分を抽出して、これに漢字を作業意図を添えてお送りいたします。全てを漢字にした方が本格的であるという論議があるとのこと、山浦氏の判断に委ねさせていただきます。

6、松平の文章（ワープロ化されたもの）

註1〜3が、うすくハニシに人知れぬものですか。

ハニシ出す場合は、一部を短縮して送り、第二次ワープロ送

送りで戻れば幸いです。（訂正が多いので、短縮して送り、崩壊と勘

定、註2のワープロは、山浦氏の「校正」と連絡させて

下さい。（山浦氏の）

河村氏の反論が及ばば一歩くうんてん

本格的にやりましよう！
刊行後の討論会にて

和訳版の文章をまとめたもの
の註

五十嵐氏の文章について

①編集者の一人として②

田宮高紀

この資料集(パンフ)を編集する過程で、私は五十嵐氏から寄せられた文章を載せるかどうかという問題で、苦慮したことを告白しておきたい。私個人としては五十嵐氏と全く面識がなく、そういう人がいるという話をきいたことがある程度である。それはあくまでも個人的なことからであり、同文章に松下氏がつけてくれた注釈のおかげで多少「こんな人」との認識が改ま^つてはいる。しかし、私が知る限り、救援連絡会のこの間の活動に五十嵐氏がなんらかの形でかかわ^つた事実はない。それ故に、「このパンフは、どういう基準で、執筆を依頼したのか」と、人に問われたら答えられないじゃないか、という問題がある。とりわけこの文章は、具原氏の名著にかかわるかも知れない文章である。具原氏に聞いていえば、当初から救援連絡会を物心両面から支えてくれた人々の一人なのである。このパンフに、具原氏の文章も載せられれば、つりあいはとれるのだが、本人がかたくなに拒否している現状で、五十嵐氏の文章だけを一方的に載せていいものか、と悩んだわけである。

しかし、以下の理由で五十嵐氏の文章を排除するのは誤りである。そもそものき^つかけは、一九九〇年三月二七日の河村裁判報告会である。この日の会合は、救援連絡会の「解散」の仕方についての相談会でもあった。会合の案内状には、案内状を送^つた人々のリストも載せられていた。発送事務を引き受けていた宮内氏は、ある事情から五十嵐氏の名前もリストアップした。三月二七日の会合には、五十嵐氏の顔はな^かた(案内状が届かなか

方向はよいが、理由には多大な異議あり。

松下 栄木

氏は「相模女子大学の問題」については何も語^つていないからである。共闘者もしくはそう思われている一個人としての、五十嵐氏を問題にしたにとどま^つっていたのである。も^もともあのような発言自体、両者が共有している職場での具体的な体験を通じて出てくるものであるから、五十嵐氏の反撃は「見当違い」ではな^らうが。しかし、この話を聞かされ、読まされる私としては、当惑を禁じ得ない。私と二人との共有する空間が余りに狭すぎ、「判断」ができないからである。例の会合の何

注

「五十嵐氏は救援連絡会の送付先リストにず^くと入^りており、河村裁判の

か(1) 月前に、私は具原氏と親しく話をする機会があ^つた。その時に、具原氏が、相模女子大の内情や組合の問題について、私に語^つた内容を思い出しながら考えると、五十嵐氏が書いている内容と符合する内容が多々あるが、評価については、五十嵐氏の言うことがも^もともだということころもあれば、そう言い切^つていいの^かというところも多々ある。具原氏自身が、大学における研究・教育のあり方から、現実的な意味での運営・経営の問題まで、はば広くかかわりつ^つ、「いやになる」ことが多

(1)

きて、五十嵐氏の退職と同じ時期に大学を退職して、予備校の教師に専念していることを考えれば、権力志向から転向した元新左翼・・・の評価は、ち^とと踏であるという気がしないでもない。反^映しき^つている両者が、いずれは共に共有するものを確認しあ^い、一段高いレベルでの「共闘者」となるというのは、私の夢にすぎないものであ^らうか。

このままでは

ではち^とと、五十嵐氏と「救済者」の対峙が

つた)が具原氏は出席した。具原氏は、五十嵐氏が出席しているものと思^い、「大喧嘩」になることを予期して敢えて出席したものと思われる。具原氏は、五十嵐氏が出席していないにもかかわらず、五十嵐氏がどう

いう人物であるか、皆に知^つておいてもらいたいという話をしはじめた。その内容は、私には理解できないものもあり、記録もと^つていないので、うまくは伝えられないが、「五十嵐さんのいうことは、一から百まで信用できるものは何一つない。」という意味のことはは^つつきり言^つたと思う。それを具体的に示す例として、五十嵐氏の相模女子大就職時における「経歴詐称」をとりあげて、それを調査する過程で、具原氏が苦勞した話がされた。具原氏は、「だまされるな」と忠告したか^つたし、それを知^つていてこういう会に呼んだとなれば、その程度の私達の思想水準を批判するつもりで、この会合に出席したのであ^らう。しかし、具原氏は、少なくとも五十嵐氏本人が反論しようにも反論できない場で、中傷」ともとられる得る発言は、差し控えるべきではな^かつたか。当日の具原氏の発言内容は、後日松下氏から五十嵐氏に伝えられた。それに対する、五十嵐氏の反撃がここに寄せられた文章である。ここに、具原氏の文章がないとはいえず、一度公然と発言した内容についての反論である以上、掲載するのが公平な処置というものである。もちろん、そのような手続的な経過もさることながら、一つの闘いの「区切り」としてこのパンフは、闘いそのものの「区切り」ではなく、現在、この瞬間の視点で見える限りのものが表現されるべきで、五十嵐氏の文章はその意味で、重大な問題提起にはな^つていると思う。

ただし、三月二七日の会合での具原発言は、それに対して、五十嵐氏が「相模女子大学の問題とは一体なんであるのか」というタイトルで反撃する内容であ^つたのか、という疑問が私にはある。というのは、具原

いるという内容の文章を「十日後」に

この問題、社内に規定を設けて

目的は、検討する作業が

「救済」にかかわるべきだとの

五十嵐氏は、具原氏個人をこ^ろろ

現在も大学で権力をふるっている人

→

理由は、情報操作としてけしや^らゆるが、普通権をしい^らゆる

現在も大学に就いている人、そのか^らい^てることを知っているか^らい^てあ^らう。

五十嵐氏の文章について

①編集者の一人として

田宮高紀

この資料集(パンフ)を編集する過程で、私は五十嵐氏から寄せられた文章を載せるかどうかという問題で、苦慮したことを告白しておきたい。私個人としては五十嵐氏と全く面識がなく、そういう人がいるという話をきいたことがある程度である。それはあくまでも個人的なことからであり、同文章に松下氏がつけてくれた注釈のおかげで多少「こんな人」との認識が改ま^②てはいる。しかし、私が知る限り、救援連絡会のこの間の活動に五十嵐氏がなんらかの形でかかわ^③た事実はない。それ故に、「このパンフは、どういう基準で、執筆を依頼したのか」と、人に問われたら答えられないじゃないか、という問題がある。とりわけこの文章は、貝原氏の名誉にかかわるかも知れない文章である。貝原氏に關していえば、当初から救援連絡会を物心両面から支えてくれた人々の一人なのである。このパンフに、貝原氏の文章も載せられれば、つりあいはとれるのだが、本人がかたくなに拒否している現状で、五十嵐氏の文章だけを一方的に載せていいものか、と悩んだわけである。

しかし、以下の理由で五十嵐氏の文章を排除するのは誤りである。そもそもこの日の会合は、救援連絡会の「解散」の仕方についての相談会でもあった。会合の案内状には、案内状を送^④た人々のリストも載せられていた。発送事務を引き受けていた宮内氏は、ある事情から五十嵐氏の名前もリストアップした。

三月二七日の会合には、五十嵐氏の顔はなかつた(案内状が届かなか

注——五十嵐氏は救援連絡会の送付先リストにずらりと入り、通信で河村裁判の最高裁判決を知り、新雑誌Xに河村氏や小林氏のたたかいは感動しているという内容の文章を直前に発表しつづけた。集会にも来たというたたくことになった。

た)が貝原氏は出席した。貝原氏は、五十嵐氏が出席しているものと思ひ、「大喧嘩」になることを予期して敢えて出席したものとされる。貝原氏は、五十嵐氏が出席していないにもかかわらず、五十嵐氏がどういふ人物であるか、皆に知^⑤ておいてもらいたいという話をしはじめた。その内容は、私には理解できないものもあり、記録もと^⑥ていないので、うまくは伝えられないが、「五十嵐さんのいうことは、一から百まで、信用できるものは何一つない。」という意味のことは^⑦きり言つたと思う。それを具体的に示す例として、五十嵐氏の相模女子大就職時における「経歴詐称」をとりあげて、それを調査する過程で、貝原氏が苦勞した話がされた。貝原氏は、「だまされるな」と忠告したか^⑧たし、それを知つていてこういう会に呼んだとなれば、その程度の私達の思想水準を批判するつもりで、この会合に出席したのであ^⑨た。しかし、貝原氏は、少なくとも五十嵐氏本人が反論しようにも反論できない場で、中^⑩断^⑪ともとられ^⑫得る発言は、差し控えるべきではなかつたか。当日の貝原氏の発言内容は、後日松下氏から五十嵐氏に伝えられた。それに対する、五十嵐氏の反撃がここに寄せられた文章である。ここに、貝原氏の文章がないとはいへ、一度公然と発言した内容についての反論である以上、掲載するのが公平な処置というものである。もちろん、そのような手続的な経過もさることながら、一つの闘いの「区切り」としてこのパンフは、闘いそのものの「区切り」ではなく、現在、この瞬間の視点で見える限りのものが表現されるべきで、五十嵐氏の文章はその意味で、重大な問題提起にはな^⑬ていないと思う。

ただし、三月二七日の会合での貝原発言は、それに対して、五十嵐氏が「相模女子大学の問題とは一体なんであるのか」というタイトルで反撃する内容であ^⑭たのか、という疑問が私にはある。というのは、貝原

氏は「相模女子大学の問題」については何も語^⑮っていないからである。共闘者もしくはそう思われている一個人としての、五十嵐氏を問題にした^⑯とどま^⑰っていたのである。ま^⑱ともあのような発言自体、両者が共有している職場での具体的な体験を通じて出てくるものであるから、五十嵐氏の反撃は「見当違い」ではなからうが、しかし、この話を聞かされ、読まされる私としては、当惑を禁じ得ない。私と二人との共有する空間が余りに狭すぎ、「判断」ができないからである。例の会合の何^⑲月^⑳前に、私は貝原氏と親しく話をする機会があ^㉑た。その時に、貝原氏が、相模女子大の内情や組合の問題について、私に語^㉒た内容を思い出しながら考えると、五十嵐氏が書いている内容と符合する内容が多々あるが、評価については、五十嵐氏の言うことがま^㉓ともだ^㉔ということころもあれば、そう言い切^㉕ていいのかわからないところも多々ある。貝原氏自身が、大学における研究・教育のあり方から、現実的な意味での運営・経営の問題まで、はば広くかかわりつつ、「いやになる」ことが多すぎ^㉖て、五十嵐氏の退職と同じ時期に大学を退職して、予備校の教師に専念^㉗していることを考えれば、権力志向から転向した元新左翼・の評價は、ま^㉘ちと踏であるという気がしないでもない。反^㉙発^㉚し^㉛き^㉜している両者が、いずれは共に共有するものを確認しあひ、一段高^㉝いレベルでの「共闘者」となるというのは、私の夢にすぎないものであ^㉞らうか。

河村隆二様

11月22日の会議で山浦さんから提案された歌集「不条理」論を改めてみました。和音りにカーブを批評してゐる意図をくみとって下さればうれしく思ひます。(「文芸」の山浦さんの文章と共にコピーを同封します。)

なお、山浦さんから満田さんの文章のコピーを送っていただきましたが、河村さんの裁判闘争についての評価が、かなり偏差してゐるのが氣になります。これについて(さらに、できれば)私が11月22日に語ったように、河村さんの文章のさらなる展開として)補充的に何かを改めて下しませんか?

私の方は、次のようにかくてしよう。

満田さんは、裁判提訴イコール裁判官の論理

への屈服(a)、学内斗争の放棄(b)とみなしてあり、その傾向が^とゆに及りうることは認めるとしても、
との裁判提訴にも

(a)、(b)を自覚し、転倒する試み(c)は可能であらう、(c)によってこそ、大学斗争の普遍的展開は実現されていくのであろう。~~(多分)~~

~~手紙~~、松平をSIIとして^{へは、}~~また~~、(c)により
^{転倒して}

(a)、(b)を~~包摂~~、統一的にたたかつてきてゐる。~~内閣~~、裁判提訴^{必要なのは}の議論^{の議論}としてよく、(c)を具体化する力量や条件が不足してゐたという反省ではないか?

その他、坂本さんについても、できればかへてゐた^たきた^たのであろうが、こちらは少し危懼が及びます。

というのも、河村さんは、「坂本さん^の〈士道にもとる生き方〉(SIIとして配偶者以外の女性に子を生ませ~~た~~)

言葉を残す者——坂口弘さんの短歌を読んで

道浦母都子

【国書】

何げなく目を通していた新聞の短歌投稿欄に「坂口弘」という名前を見出したときの驚きは忘れられない。

一九九〇年一月二十一日、朝日新聞記者短歌欄。

四十代いまだ出でざるイデオログ挫折の宝もち腐れてあり 坂口弘

あの坂口さんだろうか。咄囃に思った。坂口という姓も、弘という名前も、そうそう珍しいものではない。同名異人がいても不思議はないが、一読したうたの内容から察するに、連合赤軍事件被告の坂口さんの作と考えて間違いないだろうと思えた。

——四十代となった今も、いまだ出獄できず、獄中にある私。挫折の経験も経てきた私だが、イデオログとして、それを生かすこともできないままにいる。——
といったことであろう。

翌日、私は図書館に向き、ここしばらくの朝日歌壇を通読してみた。「坂口弘」名で投稿される作品が、いつから登場し始めたのか、確かめてみたかったからである。

初出は、一九八九年十二月二十四日。死刑囚と呼ばるるよりも呼び捨ての今がまだしもよろしかりけり
冒頭の一首と同じく佐佐木幸綱氏の選で、第一首目に採られ、

「ふともらうしてしまつた吐息のようなたである。吐息のようなただからこそ思わず本音がきかれ、私たちの心に複雑な波紋をひろげるのである。作者は、連合赤軍事件の被告」

とのコメントが付けられている。このことから明らかのように、毎回、数千に及ぶという投稿の中からこの一首を見つけて出し、選評を加えた佐佐木氏（ならびに新聞社側）はこの作品の初出の時点から、坂口弘なる投稿

者が誰であるかを承知していたのである。

死刑ただなきものならば呼び捨てや獄の永きにも堪うべきものを一九九〇・一・二八
何はあれど吾は忘れぬホーネッカーを死刑廃止を実現したれば 一九九〇・二・二五
中国の内部を穿つ本なれば文革時代の今をまず読む 一九九〇・三・一八

運あらば五十路を過ぎて逢うべしと下獄の友にありえぬ手紙 一九九〇・四・八
連合赤軍後に生まれし世代が押し寄せぬ総括をせねばならんとぞ思う
一九九〇・四・二九

転落のはじまりなりし七十年安保闘争の調べに捲みぬ 一九九〇・五・六
吾は今プロレタリアート独裁を旗印にせし通云をぞ問わむ
疑わず勇みて坂を駆け落ちぬ羽田空港火災瓶突入 一九九〇・六・一七

今日（六月二十日）迄に、私が目にした坂口弘作の短歌は十首。彼の現在の心境を慮るにはあまりにも少なすぎる作品数といえるが、私は彼と同じ時代を呼吸した者の一人として、また、短歌に関わる者として、この十首のうたに、そしてこれから生み出されていくであろう彼の作品に、少なからず関心を抱いてやまない。

——道浦母都子（二つ）は、獄中記や手記を発表

し続けている誰かれと違って、これまで深い沈黙を意志としてきた感のある坂口さんが、はじめて言葉を表出することによした。

そしてそこで彼の選んだ表現形式が短歌であったという事実。そのことが、うたよみの一人である私に、黙って通り過ぎることのできない何かを投げかけているように思えるからだ。

また、そのことと共に、言葉とは遠くあり続けた彼が、「死刑判決」（高裁は一九八六年九月二十六日、坂口弘・永田洋子に死刑判決、現在上告中）、ひいては死と深く向き合うことによつて、重い口を開き、言葉を発しようとし始めたことの中に、人と言葉、人と死を結ぶ一線の道筋を、私は私なりに見出すように思うからである。

ただし、正直いつて現時点では、私は彼のうたに大いに共感できるとは言いがたい。彼がいつから短歌を始めたのか、習作期間があったのかどうか、それは私にはわからない。だが単に表現技術の稚拙さ云々の問題ではなく、彼がうたおうとしている方向、うたうことによつて伝えようとしている世界に何がしかの現実逃避的な弁解めいた口調を感じてならないからだ。

もちろん、様々の制約、精神的重圧の中からうたい出されている作品であることは重々

承知しているつもりである。また、「坂口弘」という作者名が付され、新聞紙上にその作品が発表された際の反響は、彼自身もある程度の子測が可能であろう。

——だとしたら——。いえ、だからこそ、彼の提示する世界が現在のような作品世界である限り、私は僭越を承知で、同時代者としても、うたよみとしても、共感したいとしか言えない。例えば、

死刑ただなきものならば呼び捨てや獄の永きにも堪うべきものを
ここには「死刑判決」に直面して揺れている作者が見える。たとえ僅かにしろ、生への希望がつかなくていてこそ、獄中での耐えがたい屈辱や気の遠くなるほど長々しい拘禁にも耐えられるのだ、と正直に吐露している作者がいる。また、

何はあれど吾は忘れぬホーネッカーを死刑廃止を実現したれば
には、この日本に「極刑」という制度が残されていることへの怒りと、その感情と裏腹の死への恐怖がストレートに語り出されているといえる。

私が多少なりとも心動かされ、坂口弘という作者と、その作品に近づいてみたいと感じられるのは、今までのところこの二首のうた

運あらば五十路を過ぎて逢うべしと下獄の友にありえぬ手紙

こんなことを言つて、生憎と思われるかもしれない。いえ、せつかく沈黙を破つて言葉を紡ぎ出そうとしている彼の口を封じてしまつつもりかと批判されるかもしれない。

だが、向かが違う。違ふと思う。これまで読む限りの坂口さんのうたは——。どこかで自分の境遇に寄りかかり、慰藉の念に浸っている。そんな気がする。

もちろん、悔恨をうたつてほしいといっているのではない。死者をどう思っているのかと礼しているのではない。一九七二年二月二十八日の浅間山荘以来、私たちの前から閉ざされてしまった坂口さんが、その後の十八年余りを生き続け、今を生きる四十三歳の一人の男性として何を考え、何を思っているのか、私はそのことが知りたい。

もつと自由に、もつと敢しく、自分自身を思いっきり突き放し、ぎりぎりの自分を、吐息のような思いを、あの小さな詩型の中に渾身で叩き込もうとするとき、坂口さんは今までの誰よりも「言葉を残す者は最もよく生き伸びる者である」、そんな存在となられるはずだ。そう私は確信しているから——。

行方 松内さんには任

12. 竹内さんの原稿がまだらまを山浦が連絡(十三十三スミ)。

13. パンフ構成の概略について話し合いました。救護通信。目録等。三六字教を必分撤回開示書を経て

目次

- 序にかえて // 歴史の一断面にまきまき者として // 田吉 (また仲のツギのこと)
- 今思ふこと // 辛せうふた文章 //
- 資料 大正館と救護連絡会設立の背景と柳井力の方面
- 決意者明 (河村、木村、松内) 救護通信のころころ
- 現物大田大 田吉大正館 資料目録
- 編集後記 山浦 (全体の欠陥はかたがた)

14.

松下さんへ平文を伝えて、次回は一月十七日(木)夜とまきまきした。交通者神助も松内さんにかたがたかまきまきした。松下さんへ送付するものとします。

一七. 最終折るなもせとして、元々は貼り付け作業を終了、と平文しています。田吉さんへ松内さんも、ワーワーに全力を尽くすと約束してなりました。

後何例によつて松下評となり、松内さんが、尤獲の仲々とうろろ発言して批判された時の話を述べ、しきりに反省して来ました。田吉さん曰く「弟達へメールを託しているが、媒介のうま味が少し分るまい。然し松下さんの文章は全然読んでくんなら。弟達に託す。一七で結構です。」
とりあえず、二部者まき。注クにくくすやまきん。九〇、十一、十五 山浦 元

No.3

速記録

事件番号 昭和五八年内第三一九六号

控訴人本人 氏名

河村 隆二

控訴代理人

あなただは現在会社員というふうな人であるけれども、どこにお勤めですか。
 日本情報サービス株式会社です。
 それは、それからお勤めになられたんですか。
 五年前だと思っております。
 原告での横浜地方裁判所で尋問を受けたとき、には別の会社にお勤めでしたか。
 はい。

裁判所

その会社はどうなりましたか。

前の会社は倒産しましたか。

現在の会社は、以前の関東学院大学で教授
 としていた。その専門分野と何かの
 関係があるんですか。

計算機の仕事をやった。数値解析だ
 いな。それをやりましたから、直接は
 関係ないんですけれども、前の知識と
 いいますか。物理をやりましたから、
 その知識を生かすことができていますと判
 断しています。

その会社は、定年があるんですか。
 五五だと思っております。

(190.12.5)

九号の一

授会でやらざる場合はもう教授会に
まかしておれないと。さういふ圧力
を受けたいるわけぢやね。

体連系の学生に圧力を受けたというよう
な感じになるわけぢやね。

ええ。さういふ経過報告として述べ
られていゝわけぢやね。

さういふような経過がある。学生が処分
されたことが契機となりあなた自身は一月
二五日に授業のボイコット宣言をするといふ
ことになるわけぢやね。

はい。

この経過も非常に詳しく述べておられま

裁 判 所

で一点だけお聞きしておきますけれども。
あなたがこのボイコットの宣言しようといふ
一番の動機というのはさういふとくらにあ
つたんでしょうか。

やぶり、私の子供が死んだことであらう
ね。

お子さんがそくなられたのはさういふこと
四六年の七月一三日だと思ひます。

半年くらい前といふことぢやね。

そうぢや。

お子さんがそくなられたといふことと授業の
ボイコットするといふことはさういふ関係が
あるんぢやか。

葬式に岡本さんと全共闘の学生が来てくれたんぞ。それが心の借りになつたと思ふんぞ。

あなただのお子さんの葬儀に来てくれた全共闘系学生諸君に借りがあったという事だ。ええ、岡本さんに対しても借りがあったと私は思ふんぞ。

そうかると。どうして授業ホィコットという事に結び付くわけなんぞか。

私の子供の葬儀に来てくれた学生が二六日に目の前で処分されるという事に対して耐えられなかったんぞ。それが一ヶ月は一月五日の学生

裁 可 所

との話し合いの席に私が出席していた。それで、岡本先生としては処分しない約束がうつたとき、立ち会つていふという事。それから、その月二五日にいったん処分を、除籍を合意する。処分と決めたら、どこの左カでひっくり返すという事。非常に不可解だ。た、という事。

葬儀に来てくれた学生というのはいくらもいたんぞか。

森脇ぞ。

処分の対象になつていふ人ぞおね。はい、そうぞ。

甲第七号証を示す

「不条理」というあなたがたの歌集なんぞが、後書きを見ますと、昭和四七年七月と、このころが、昭和四七年七月と、いふと、いふゆる、自宅研修中にお書きになられたものぞね。

そうぞね。子供の一週忌に作られたものぞね。

ここにもお子さんが亡くなったこと、あるいは処分されたこと、もうしらの大学闘争のころ等を短歌に託して書き、つづいてふられまおけれども、ここに書かれていたことが、当時のあなたがたの心境と、いふおの、心の動き、また

我 司 斤

いふものにならざるね。

はい。

七ページをいらん下さい。一番初めの句が、おが、焼香の数ある中、長髪の若き、共闘の学生、涙、いふが、今おっしゃった、お子さんの葬儀に、森脇君が来てくれたとき、うらやま歌をいらす、おね。

そうぞね。

一ハページの行目に、学者として、いふ、た、生き方を、すん、か、み、た、い、な、こ、と、が、書、い、て、あ、り、ま、お、り、れ、い、も、い、ふ、は、ど、う、い、た、心、境、な、ん、で、い、う、か、い、ふ、は、い、し、ら、別、の、こ、と、を、考、え、て、い、た、ん

どういふことですか。
子ね。

知生術だけでは生きていけないという、
と私どもも言っている。学問研究に
けで生きていくというのも、すんでしま
本当の生き方ではないと、私ら常々思
ていたんです。

五。パージの最初の歌に、「教育的」報復
的、政治的、と自分の中身は変わりゆく教師
のたましいはなしとありすが、これはど
ういふような心境でしょうか。

つまり、最初は話し合いとか、そういう
形で格好いい形で対応していくわけが
= 哉 可 所

けい。だんだん、自分たちの立場が悪く
おると処分規定を作り上げて処分して
いくという、いわゆる政治の問題にな
いくわけが。そういうことに対して、
一。パーセント、私の方が正しいとは思
いないですが、他の先生も自分の立場で
行動しているというものが、よく表現されて
いると思うんです。

その後、そのポイントにより、もう一つの処分
がなされていくわけなんです。自宅に
おられたころに、この法廷でも証人として来
られた小西先生から、いらんなアトバイス
受けたような感じが受けました。

山浦元彦

多岐中のとこ 12.15 けのお手紙や コピー群をお送り
いたしましてありがとうございます。 12.20 にうけとってました。

1. 12.12 の会議の経過はよく判りました。私の意図を

適切に伝えて下さり感謝いたします。

2. 次回(1.17(木))には、前回の私の作業日程や、^{田舎・家内での}

作業の都合はどうかと出座したかどうかが判明します。

私の出座の心配はなさず、今後とも第三楽団の会議や

集会の日程を決定して下さい。天気の空想一行の選択

が固まれば幸いです。

3. 利行作業の全体について、とくにウチ加の子については承知し

ました。山浦さんにおまかせはしませんが、大丈夫だと安心してました。

← ほかにも一時的な作業があるかもしれない(!) 体験がうまそうです。

(「80 周年準備中」や、天等準備など、関係としましては、一応、おたがひ...)

2015 年をお送りいたします。

90.12.21 山下昇

↑ 最終号にすするの日は大抵完成です!

同知するそのこと

才 ← 1. 教集「不学性」を贈りして (コピー)

才
一
稿
の
二
枚
評
を
大
へ
ん
く
さ
し
く
お
し
ま
し
た。

12.12 会議の附帯に、会議の進行状況の思ひを述べた。
ワーキング作業より、人の労働を少し減らすために、ワーキング
を減らした。内容をかなりよく読んで、そのおかげで思ひが
ない。作業をしたおかげで、それ以上思ひがなかった。

田舎さんへは、原稿を送りました。(手紙に録音テープの
たの、そのまゝのままでいい)

河野さんへは、コピーを知らず、12.21付で送ります。それの
作業意欲がたかまるように、と思っています。

2. 五十歳以上の達達「新雑誌」(9/1?)の文章 (コピー)

3. 神戸大学関係文 15ページ (補充)

才 ← 4. <園芸としての指数 知性性> (9/1. 17日発行の教集第4に予定)

才
一
稿
の
二
枚
評
を
大
へ
ん
く
さ
し
く
お
し
ま
し
た。

↑
この文章が、そのへんから更新された。内容は、山浦さんの文章と
(今後可能です) ←

↓
原稿欄一切の「知性としての文明」という本を出して、一定の
河野さんの文章のために返ります。

二 = 一 + 一
としたい。

↓
この文章は、大と自叙して、そのまゝの文章を、
度 5ページです。

歌集「不条理」を媒介して

松下昇

河村隆二氏の歌集「不条理」（一九七二年七月）を久し振りによみ返し、次の三つの視点から批評しようと考えた。

第一の視点は、一九七一年七月に父子で外出中に急死した四歳の行君を過去形ではなく現在ないし未来形で追悼するために再読し、私たちの生き方に応用することである。これは、すでに私が一九七六年四月に六歳で永遠に巡礼した松下未宇の今も風の中で微かに響くへうたを聞く時の方法でもあり、一九八九年末に倒れた私と同年齢の菅谷規矩雄に関する追悼集の刊行においても具体化してきた。この視点で歌集をめくると、七一年一月の国際反戦デーに大学横の国道16号線バリケードで戦った学生を追って作者が授業中の教室に乱入した機動隊員を制止して、作者も共に逮捕された経過を背景とする

「たおれし子にけりつける官憲にだきつきて

再びつながれ留置場にゆく」（41ページ）

「一人にて座す外みえず思いだす

ただ死せし子のこと涙はやまず」（同前）

が最も印象的であり、作者にとって前歌のへ子ゝが後歌のへ子ゝの葬儀にかけてつけてくれた関係にあることが別の歌から判るが、それ以上に双方のへ子ゝは同位相の存在として把握されている。なお、「再びつながれ」は、六〇年安保闘争いらい十周年の七〇年六月の東京のデモに久し振りに参加して逮捕され、今は二度目であることを意味する。最初の逮捕も学生をかばって公務執行妨害とされた（註―いずれも不起訴）。その後、七二年になって大学当局が学長Ⅱ岡本正の独裁下に発布した、学内でのヘルメット着用やアジテーションなどの行為をした者を現認し

た段階で自動的に除籍処分とすること等を含む、驚くべき「緊急処置要綱」(表現集・続篇23ページに転載されている。)による学生への処分に抗議するために河村氏は授業ポイコット宣言をおこない、(反省文作成を業務命令とする)自宅研修期間をへて、反省せずに教学権の確認を裁判所に提訴した(註―裁いてもらうというよりは、問題点をより広い公開の場に提出し、波及効果の日常的な現場への応用に力点をおこうとした。)ことを実質的理由として解雇処分が強行される。処分取消の請求は前記の裁判に併合され、学内を含む闘争の主軸となって持続していくのであるが、この解雇処分の前段階に次のような歌がある。

「半年間自宅研修処分にて 子の写し絵の前音楽を聞き寝」(51ページ)
「子の逝きしに泣きしくれしし教え子は

教授会の黒板に除籍と書かれり」(50ページ)
仏壇にかざった写真の子どもや、黒板に書かれた学生の名の方が、具体的に目の前を通り過ぎる人々よりも、はるかに「現実的」に作者に感じられていることが判る。このような「現実的」な領域(註―事実性ではなく深さ)に気付き、支えられた後に、はじめて人は本格的な後戻りすることのない戦いに歩み出るのである。やわらかい心をたずさえて：
「狂人と云われつつ云うおのが声

何のため云うまよいて目を閉ず」(48ページ)
これがロックアウト体制を大衆団交的状况で糾弾している瞬間の歌であることに注目したい。

第二の視点は、第一でとり上げた作品の系列と対照的に、科学者である前に本来的な遊行詩人である作者の感性が、関係の固さや重苦しさから一瞬とき放たれて呼吸している歌の発見で、夜学に通った青春期を想起した歌の中にもいくつかあるが、私としては、まず

「パパー」「どうして行たん飛べないの」

「羽がないから」と答えしときあり（39ページ）
を上げたい。五七五七七の区分域を超え、かつ包括して、父と子の、さり気ない対話が、いま振り返る時に帯びる意味さえも止揚して見事にとらえられている。この歌に限らず、河村氏の歌は、微妙なへ字あまりの効果によって生命化していることが多いが、前記の場合は群を抜いて宙空に漂っており、作者と死児のへ天使の性のみが可能にしたわざであるといえよう。この系列の作品を私たちにもたらしただけでも、私は「あれよりは職業はなにかととわれても

酒のむ席では歌人と答えぬ」（8ページ）
という作者の悲哀をこめた自負を肯定したい思いがある。とはいえ、「歌よみと一たび云われたし
希望はかなえ子に残す語はなし」（40ページ）

に出会うと暗然としてしまうのではあるが。しかし、たんに情況的位置からだけではなく、河村氏は、これまでにない位相の歌よみとして出現し、へ語を無数のへ子に残している。なお、へ歌よみは職業ではなく、全ての人が内包するへ状態であるとして私が考えていることも強調しておこう。へ歌よみとすへ状態が既成の職業概念をはみだしてしまうほどに不条理と格闘すること、それはへ革命の一つの指標であり根拠ではないのか。法廷で職業を問われる時いつも私の心の中に生起するのはこのへ歌よみであった。そして、判決文などには「被告人の職業は不明」と記載された。

第三の視点は、いま企画中のパンフに河村氏の歌集について批評を掲載する意味を提起するために読み、批評することである。このパンフには私の提案により、これまでの救援通信の全バックナンバーが再録予定

であり、資料にこめられた各段階ごとのエネルギーの活用としても大きい価値をもつが、読み返してみても、河村氏の歌集に関する記述や批評が全くないことに気付く。他の被処分者や支援者の裁判へのかかわり以外の活動についてもそうである。日大の小林氏などの場合はある程度の記事も掲載されて^{トレン}はいるとはいえ、逆に裁判過程との内的関連が判りにくくなっている。あえてのべると、通信と歌集（論）のズレの放置は、各人がどのような自己史の必然から闘争や救援活動に参加しているのか、裁判過程以外の場がかかえる矛盾や困難はなにか、について（無）意識的に目を閉じてきたことの象徴である。たしかに、教員救援連絡会の原則？であるらしい、裁判費用のカンパ集めに重点をおくやり方は一定の合理性な根拠をもっていたし、それ故に空中分解せずに持続してきたともいえるであろうが、河村氏の歌集を議論や記事のテーマとしてとり上げえなかった過程は十数年の会および各人の状況把握の限界を暗示している。私自身も、九〇年一月の編集会議に参加して河村氏の六〇年安保闘争以来の友人である山浦氏から歌集についての批評の必要性を提起されるまで、意識の底にあった、歌集をよみ返し批評したい、という思いを具体化するに至らなかった。この意味から、河村氏の処分や生き方の深部を最もよく理解し、ある場合には被処分者よりも大きい困難を黙って支えたであろう山浦氏に感謝したい。また、自己史を対象化する試みの過程で、河村氏の代理人弁護士に歌集を引用しつつ本人尋問（河村証言）をおこなうことの重要性を提案し、八六年八月の控訴審の法廷で実現させた、南山大学（名古屋）闘争の学生として被告人となった竹中さんに對しても。

最後に、短歌という表現形式の情況性についてのべたい。「文芸」90年秋期号に、道浦母都子（大学闘争を学生活動家としてくぐった。）が、連合赤軍の坂口弘の八九年末らしい新聞に投稿し始めた短歌について論じている。かの女は、坂口氏が死刑判決という重圧に耐えつつ、獄中記や手記でなく短歌という表現形式をえらんで沈黙を越えようとしている点に、うたよみの一人として関心をよせつつも、同時に、これまでの作品内容からは何かがちがうという印象をうけたとのべ、もっと厳しく、ぎりぎりの自分をあの小さな詩型に叩きこんでほしい、と要望している。

私も基本的に同意するが、次の点を補充したい。^{ておく。}河村氏も歌集のあとがきで、歌心も文学的素養もない自分は、短歌をつくることによってのみ心を癒し、人生を省りみることでできた^{ておく。}と記し、悲しい時や苦しい時は歌をつくって思いきり感情をたたきつけることを読者にすすめている。しかし、偏見を帯びることを怖れずにいえば、短歌という表現形式への情念のそそぎこみややすさは、日本語の構成やリズムや語感と密接にかかわっているはずであり、短歌の作者たちがこの形式を選ぶというよりも、この形式への向こうにある日本的な何か^{ておく。}が作者たちをつかむ力の方が強いのではないだろうか。代々の天皇が教養としての短歌を身につけて一定のレベルに達しようとはしても、他の表現形式を忌避するのは重大な示唆を投げかける。ただし、私はこの形式をたんに否定しているのではない。形式に拘束される時の抵抗感を逆用してへ字あまり^{トル}の効果を^{トル}つくりだしている例は河村氏の場合に指摘したし、短かさ^{トル}自体が鋭い武器にもなりうるのは坂口氏の歌で判る。私がいいたいののは、自分をこのように表現させる力を見極めつつ表現することの必要性であり、それを可能にする条件の確認である。比喩的にいえば、日本人の情念は、不条理と戦う時^{あるいは}それ以前にすでに無意識のうちに、短歌というへ字^{トル}

いぢねばならぬにださう。

のびはなりの

にとらえられやすい。しかし、現実の「獄」にある人が「獄」の信奉者
とに限らず、最深部からの爆破「解体」をのぞみ、かつ武器として応用し
つつ占拠しようのである。^{する巨砲を砲撃に使う}「獄」は短歌形式のみならず表現
ジャンル一般、さらには発想「存在」の様式の総体の拘束性についてもい

である。私は坂口氏が短歌形式との格闘の度合を表現の根拠の交革と最
もよく対応させうる場に存在している、と考えており、今後とも注目し続
けたい。より深く短歌形式に食い入るか、短歌形式を内部から食い破る
か。いずれの場合にも、七二年一月から二月（註）にかけて極寒の山
中で総括要求を受けて柱に縛りつけられた状態、^{かまぼ}葬んだ胎児の後ろ道
瞬間に女性兵士・金子みちよの口許からもれた最後の表現が、
「ジャンケンポンよ、あいこでしょ…」といふ歌であったという怖るべ
き啓示に迫りうる質をめざしてほしい。私も別の回路から同じ質をめざ
していく。

（註）六九年以来の闘争の最も突出し純粹化した形態の一つでもある連
合赤軍の「総括」「粛清」の実態が権力「マスコミ」の情報操作のレベ
ルで明らかにされる時期に、私は情況に対する「子守歌」としての
へ「焼きをしていた。（概念集1参照）
かつ「革命歌」

山浦 元 様

パワプロ原稿の件で、別紙のようにしたことをごましたため、
よろしくお返しくします。

ほんとにどうもありがとうございました。山浦さんの文章は、面白い（朝まで
生かして、「喜望はか否か」）に読んでおもしろいです。それに
ついでパワプロ化（活字化）は行かれていますか？もし、ない
とすれば、クニオということになりそうです。知らない身近な人々
の中で読んでいる人がいるので、少し困っています。でも、もし
喜望は明確に記述できます。（山浦さんの文章から）

↓
この「喜望はか否か」
は押しはかき」という指摘は、大へん重要だと感じました。↓これはか
けであり、その構造をどうするか、今後と他の方々の手紙の
論議の結果は、たまたま考えていくつもりです。

90.12.28

松 下 昇

① 歌集「千景」を媒介して

5~6ページと同封のものを下しなすま。

1.16に田宮文へお送り下さい。

② 河村化に關する年表

全巻

平成27、28年46と

7.2、1.27 全巻の分の教授会の票数を明示して頂く予定です。

1.23、9.5 河村の分の教授会の票数を判別して明示しては

工學部

どうでしょうか？

(五月三日の全通信が24号、11~12ページにては、各分は7~2の

巻長を異に承認する所、15~14、白巻6)

③ 資料目録<序>

7/1、1 松下昇表現集<>版 (松下氣付刊行委員会)

(あんなるわ、深夜版)

註—— 豊橋の比川化の深夜版シリーズを刊行してあり、① 谷川版

② 松下 ③ 菅谷の未刊行表現を刊行したのでした。この頃の

外には構設の筆端に其の氣がと能かてきたと云へました。

<>版と云うのは、8月には氣付の刊行委員会を出した

再生への期待の意を込めた。

80.5.29

パネルテイカレション (教員懇話会)

大へんですかし、かきかえすに、途加れを、すゝめ、思ひます。

二の四の記述

二の四の記述と連動して

69年以前の大学間学級授与給付集會(東京、全電通集會)

に引いては、徹底的に討議集會

として何となくして来た

(これはともかくともおもしろいですね!)

註一時の授与給付集會(2)の45ページに上からすると、

(録音テープは公開可能)と各自で読んでみたところ、

これはあるのかもしれない?

でも、お=17ページにわたるから、これは、Fの記載

なくとも、これは、お=17ページにわたるから、これは、Fの記載

宮内さんで教授通信14で、お=17日大集會の

激論を交通社から

引いてみた。

に、お=17

示した

⑤ 酒田氏の文章

6ページ 「岡本氏の論文と、お=17の記載」

岡本氏に引いてお=17

12ページ 「10、21 反響」 → 「11、¹⁸ 国際反響」

これは、お=17の記載?

刑事訴訟法、一方、

お=17の記載と、お=17の記載は「解會撤回裁判提訴」

は、お=17の記載です! (人事院への提訴は(お=17)の記載)

お=17、人事院第三で刑事裁判との関連で、民事提訴は、お=17

して、お=17の記載は、お=17の記載は、お=17の記載は、お=17

(お=17の記載?)

能登珠洲原発をめぐる情勢

風光明媚の地能登半島が二基の原
 発電設をめぐって激しく揺れてい
 る。「げんこくだん」第七号で「志
 賀一号に関する北陸電力の暴虐ぶり
 を証言して頂く」と記したが、下北
 四・九行動で共闘した「富来町ふる
 さとを守る会」の沖崎信繁さんか
 ら、前号に掲載した詳細な報告とア
 ピールが寄せられた。金と権力を恣
 てすれば可ならざるは無しとする推
 進側の傲岸不遜さを頭に叩き込んで
 おきたい。沖崎さんはいにしへの剣
 豪を彷彿させる風格の方で、現役時
 代の豊かな漁体験をもとに、鯨を捕
 り過ぎた反省を交えて、掛け替えの
 ない生命と海と郷土を破壊に導く原
 発は絶対に許容出来ないとの信念
 を、浅虫の宿で熱っぽく語って下
 さった。一方、遙かに佐渡を望み半
 島北端に位置する珠洲市高屋町で、

新規の原発設置を自論む関西電
 力が土地の買収に狂奔してい
 る。昨年四月、建設会社社長の
 経歴を持つ推進派の林市長が再
 選されたが、票の過半数は反原
 発を標榜する候補者達へ投ぜら
 れ、市民の総意は誘致拒否であ
 る事が確認された。にも拘ら
 ず、選挙後関電が立地調査に着
 手したため市民は敢然と立ち上
 がり、四十日間に渉るピケ行動
 と座り込みによって中断に追い
 込んだ。然しその後も関電は執
 拗な札東工作で土地確保に暗躍
 し調査再開の機を窺っている。
 これを阻止する有効な物理的方
 法として、新潟県西蒲原郡巻町
 の教訓が想起される。十三年
 前、巻原発反対共有地主会が結
 成され、建設予定地内に土地保
 有を持続し、団結浜茶屋を拠点
 に徹底抗戦を買いて来た結果、東北電
 力も通産省も為す術がなく、安全審査
 が凍結されたまま計画は暗礁に乗り上
 げている。珠洲市でも「高屋町郷土を
 愛する会」(註)を中心に、土地を共
 有化する手段で関電の策謀を粉碎す
 るたたかいが展開されている。折しも林
 市長と田畑助役が、中部電力原発計画
 地の市内寺家地区に大量の土地を先行
 取得していた事実が明るみに出た。
 「エネルギー需要の充足と地域振興」
 という建前の背後に必ず付きまとう私
 的および公的な利権構造！さらに驚く
 べき事に、高木敦賀市長が来県して講
 演した際「生まれてくる子供が全部片
 端でも、原発は金のなる木だ」と述べ
 たと言う(富来町元西海漁協組合長川
 辺茂さんの証言)。生命の実存様式に
 かわる差別発言として糾弾されるべき
 は勿論だが、これを知った時浮かんた
 のは、沖崎さんや川辺さんとは対極的

擬制の告発

VIII

原告 山浦元

な生命観を披瀝した幾人かの「知識人、文化人」らの発言であった。生命は至上の価値か？と極論的に問う西部邁氏は「人間なんかは生きる事それ自体には大した価値は無いんだ」という風になぜ思わないんだ」と反原発派を挑発し、山口令子氏は「動物を殺して食べて他の生き物の生命を奪っている人間が、なぜ「生命至上」だなんて言えるんでしょうか」と追隨している（朝まで生テレビ「原発是か否か？」TV朝日編）。

必要以上の生命を奪う所業は決して許されないのであり、止むを得ず手にかけて動植物の再生と保存を絶えず心掛ける実践を介して、沖崎さん達は自然界の摂理に基づき生命総体の貴重さ、尊厳さを体験的に深く把握し得ているのだ、と私には思えてならない。西部氏の提起をまともに受け止めた上で敢えて言うのだが、人間の営為がもたらす残酷な仕打ちに耐えつつ急激に変質する環境に何とか適応して生きようと必死にもがいている動植物と、彼らによって生命を支えられていながら彼らの無言の表現と「心情」に思いを馳せようとしない西部氏の、いずれを高次と見做すべきか？何十億年に及ぶ進化過程の結実である生態系が、客観的自然法則性に則してとは言い条、系の循環性を保持する

に必要な条件をまると欠いた科学技術によって壊滅寸前の危機に瀕している現実からなぜ目を逸らそうとするのか？高木市長を含めて、とてもない危険と背中合わせの「文明」の利器を殆ど無批判に容認し、「文明生活」に浸り切っている自らを止揚する志向性を持たぬ都会人のニヒリズムと生命蔑視の価値観を、媒介項抜きに押し付けられてはたまったものではない。

(註) 〔事務所〕石川県珠洲市高屋町ワ字三三 円龍寺 塚本真如
〔印〕〇七六八一八七―二九五五
〔カンパ〕一口五千元
目標金額三千万円
〔郵便振替番号〕金沢四―三四九五
〔口座名〕高屋町郷土を愛する会
高屋土地共有化基金 共有化は会のメンバーと弁護士を中心に一ヶ所五人以上で行なう。

最後に、短歌という表現形式の情況性についてのべたい。「文芸」90年秋期号に、道浦母都子（大学闘争を学生生活動家としてくぐった。）が、連合赤軍の坂口弘の八九年末らしい新聞に投稿し始めた短歌について論じている。かの女は、坂口氏が死刑判決という重圧に耐えつつ、獄中記や手記でなく短歌という表現形式をえらんで沈黙を越えようとしている点に、うたよみの一人として関心をよせつつも、同時に、これまでの作品内容からは何かがちがうという印象をうけたとのべ、もっと厳しく、ぎりぎりの自分をあの小さな詩型に叩きこんでほしい、と要望している。

私も基本的に同意するが、次の点を補充しておく。河村氏も歌集のあとがきで、歌心も文学的素養もない自分は、短歌をつくることよってのみ心を癒し、人生を省りみることでできたと記し、悲しい時や苦しい時は歌をつくって思いきり感情をたたきつけることを読者にすすめている。しかし、偏見を帯びることを怖れずにいえば、短歌という表現形式への情念のそそぎこみややすさは、日本語の構成やリズムや語感と密接にかかわっているはずであり、短歌の作者たちがこの形式を選ぶというよりも、この形式（の向こうにある日本的何か）が作者たちをつかむ力の方が強いのではないだろうか。代々の天皇が教養としての短歌を身につけて一定のレベルに達しようとはしても、他の表現形式を忌避するのは重大な示唆を投げかける。ただし、私はこの形式をたんに否定しているのではない。形式に拘束される時の抵抗感を逆用してへ字あまりの効果をにつくりだしている例は河村氏の場合に指摘したし、短さ自体が鋭い武器にもなりうるのは坂口氏の歌で判る。私がいいたいののは、自分をこのように表現させる力を見極めつつ表現することの必要性であり、それを可能にする条件の確認である。比喩的にいえば、日本人の情念は、不条理と戦う時あるいはそれ以前にすでに無意識のうちに、短歌というへ獄へ

5

→ < 短歌の表現形式 > の 5

にとらえられやすいのではないか。しかし、現実の「獄」にある人が獄の信奉者であるとは限らず、最深部からの爆破「解体」をのぞみ、かつ武器として応用しつつ占拠する最短距離に位置しうるのである。この「獄」は短歌形式のみならず表現ジャンル一般、さらには発想「存在」様式の総体の拘束性についてもいえるし、いわねばならないだろう。

私は坂口氏が短歌形式との格闘の度合を表現の根拠の変革と最もよく対応させうる場に存在している、と考えており、今後も注目し続けたい。より深く短歌形式に食い入るか、短歌形式を内部から食い破るか……。いずれの場合にも、七二年一月から二月（註）にかけて極寒の山中で総括要求を受けて柱に縛りつけられた状態のまま、胎児と共に死んでいく直前に女性兵士・金子みちよの口許からもれた最後の表現が、「ジャンケンポンよ、あいこでしょ！」であったという怖るべき啓示に迫りうる質をめぐってほしい。私も別の回路から同じ質をめぐっていく。

（註）六九年以来の闘争の最も突出し純粹化した形態の一つでもある連合赤軍の「総括」「粛清」の実態が権力「マスコミ」の情報操作のレベルで明らかにされることになる、この時期に、私は情況に対する

「子守歌」かつ「革命歌」としての「焼き」をしていた。（概念

集1参照）

不条理



河村隆二



このつたない歌集を

年ゆかぬまま天国に召された

我が子行に捧げる

短き人生

保育所の先生の名をあえぎつつ我が腕の中我が子逝く

動転と驚怖をみる我が子の死胸をさすりて心臓をうて

色を失い亡き逝く我が子を抱きつく神よ我が子に力を声を

明星の赤きかがやき胸をうつ神はこの子を遠くつれさりぬ

行と云う名前のごとく我が子逝くゆきつく里で強くあれかし

ゆきつきし和巳の師よ我が子にもゆきつきし里に我が子に愛を

我が深き罪を背負いて我が子逝く菊の花びらちようちようの舞を

四年間短き人生幸いに友の焼香父の苦しき

風鈴に和巳を追いて我が子逝く菊の花びらお団子二本

あつき熱うなされつつ呼ぶ我が子の師いずこへゆくらん神よすくいを

夏菊の香もむなし夕だちに友よ皆さん我が子に声を

啄木よ我に歌心与えよと我が子に向いて何とうたわん

菊の香につつまれさみしく子の遺影幸いなるかゆきつく里

行たんや聖なる和巳のおじさんにあまえよだかれよ父母の分まで

逝きし子の写真の前にアイヌおき早くおたべと我が泣き声は

残されし父の苦しき知るよしもなし我が子よいつまでどうしてさいなむ

さよならとおみやげを期せし亡き我が子ありし笑顔はいずこにぞある

マルクスも孔子も毛も子を失なりそのかなしみは我とちがわん

花束をいつばいかざりて子の遺影天国へゆくんだと声一ばいに

逝きし子の泣雨なるこの夕立吹きて荒れよ悲しみとばせ

夏きても海もむかえず山もなし失いし子よ何をなすべし

遠くにて親よぶ声きこえしが我が子であれよとさつと走りぬ

アコーデオンの音にのり吾子よ訪れきよ花と菓子にて包みて抱かん

悲しみと苦しみの酒幾杯もつげども子の声我を呼ばざる

子をなくすほどの苦しみ今にまでなし悲しみに耐え生かんよ妻よ

行たんよ幸いなるか天国で夢に出てくれ我と遊ばん

水俣の死せる子供等天国で我が子に愛よ遊んでおくれ

キリストよおのれの死はたえられど我が子の死にはいかに耐えるか

天国に召されし我が子いずこにぞ帰らぬ国へと口笛よととげ

逝きし子と残されし子よいかにして生きてゆかんと涙しままに

逝きし子よ再びもどりてこの世へと光明をもち又我がもとにへと

青春を知らずゆくこの子には生の苦しきも又知らずゆく

くやしきを捨つるためにと旅にあり子等が遊ぶを見るに悲しも

温泉のホステスは貧しき姿して明日の生活にと金をせびりし

つらきにも親妻子を生かすため許しをこいと伯母が帰りに

春日より雪水が嶺より早や下り残れし桜に村祭あり

吾児が逝き一とせたちて吾児が生れ神のたわむれ幸いにならず

死せし子の誕生を祝みケーキの火幼姉は唱いてふき消すは悲し

あとがき

我が子行こぎがその名のごとく天国に召されて以来はや一年を経ようとしてゐる。

「人間の最大の悲しみ」と啄木が云った言葉だが本当に悲しい事だ。私には全く歌心も、文学的素養もない。ただこの一年間悲しさと苦しさのため眠られない夜と旅に出て思いつくまま作ったつたない歌である。短歌を作ることによってのみ私は心をいやすことが出来た。又自分の三七年の人生を省りみる事が出来たと思う。

しかし未だ心に残る多くの事柄が頭の中から取りさることが出来ない。悲しい時や苦しい時は歌を作って思いきり感情をたたくつける事をおすすめしたい。『不条理にせまる』つらいけどすばらしい事ではないだろうか。一周忌を迎えて我が子の死をこの歌集で忘れさせていたきたい。たとえ忘れたとしてもこの苦しみを背負って生きなければならぬと思っています。

いろいろと力づけていただいた多くの先生、友人、学生のみなさんに心から感謝する次第です。

「心のまずしきものは幸いなり天国はその人のものなり」
マタイ伝より

昭和四十七年七月

河村隆二